

平成28年3月3日

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会中間整理に対する 意見募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室では、昨年12月11日に「情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の中間整理」を公表し、当中間整理の内容について、以下の要領で、国民の皆様からご意見を募集しました。

- 募集内容：「情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の中間整理」に関するご意見
- 募集期間：平成27年12月11日～平成28年1月12日
- 提出方法：電子メール、FAX又は郵送にてご意見を受付

2. お寄せ頂いたご意見

本件に関してお寄せ頂いたご意見は別紙のとおりです。今回、ご意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。提出されたご意見の内容につきましては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）のホームページ（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/kaikaku.html）に掲載いたします。

- （1）意見数 総数 87件（うち、個人：54件、団体：33件）
- （2）意見件数 104件

別紙：お寄せいただいたご意見

※いただいたご意見に関しましては、可能な限り原文のまま掲載させていただいております。

3. ご意見の取扱いについて

皆様からお寄せいただいたご意見に関しましては、今後の「情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会」における議論の参考とさせていただきます。

I. 全体について(合計9件。うち個人1件、団体8件)

通番	提出主体	寄せられた御意見
1	個人	<p>意見1: 手続的問題点 日本においては、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」というスローガンの下、海外の優れた人事や技術を日本に呼び込み、「2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増(2012年末時点17.8兆円)することを目指す」という政府目標が掲げられているところ、シェアリングエコノミーサービスのよう、従来にない新たな枠組のサービスの登場を日本国内においても促進し、より経済を発展させるためには、パブリック・コメントの募集については、日本語のみならず英語でも積極的に発信し、海外の事業者の意見も斟酌した上で、ルール整備に取り組むべきである。特に、本中間整理のように、海外の事業者への域外適用も視野に入れたルール整備(2(4)⑤参照)の導入を検討するのであれば、海外の事業者の意見について広く募集することには重要な意義があり、英文での発信は重要である。最近では、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)」に係るパブリック・コメントについても英文での募集が行われているところであり、今後はこのような運用をより一般化していくべきである。 上記に関する今後の内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の運用方針についてご回答いただきたい。</p> <p>意見2: 手続的問題点 意見募集期間が、年末年始を含んだ1ヶ月のみというのは募集期間としてやや不十分である。とりわけ本中間整理のように、海外の事業者にも大きな影響を及ぼし得るルール整備の内容(例えば、2(4)⑤における域外適用の導入等)が含まれているにも関わらず、英文を掲載しない場合、海外事業者が意見表明の準備に要する期間(例えば、翻訳に要する期間等)も斟酌した上で意見募集期間を決めることが、当該ルールの適用対象となりうる事業者への適正な手続保障の観点からも望ましい。 上記に関する今後の内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の運用方針について、ご回答いただきたい。</p> <p>意見3: 手続的問題点 「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会 名簿」によれば、同検討会の委員にはシェアリングエコノミーサービスを提供している事業者のみならず、IT関連のサービス提供している事業者も含まれていないように見受けられる。シェアリングエコノミーサービスが従来にはない新たな枠組のサービスであり、サービスの新規性ゆえに、その内容やビジネスモデル等について必ずしも明らかでない点が少なからず存在しうることからすれば、ルール整備に関する検討を行う上では、同サービスを実際に営む事業者から限られた短時間でヒヤリングを行っただけでは十分とはいえず、これらの事業者も委員に含めた上で、多角的な議論が実施されるべきである。また、海外の事業者への域外適用も視野に入れたシェアリングエコノミーサービスのルール整備の導入を検討するのであれば、海外の事業者についても検討会の委員ないしオブザーバーとして含めるべきである。 今後の内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の運用においては、インターネットの事業者で構成される民間事業者団体やITのイノベーションビジネスに精通した国内外の専門家を、少なくともオブザーバーとして同席させること等をご検討いただきたい。</p>
2	団体	<p>【セキュリティ分野】 今後のIT推進を考えると、行政業務に関してはIgdメインのように各都道府県単位にローカルネットワークの構築が必要なのではないかと考えます。地方都市ドメインは存在しますが、これはインターネット回線上に存在するのでこれとは別のネットワーク帯を指しています。 全体的にコメントさせて頂くと、IT技術・サービスは日々変化するので『これに対応できた』という到達点を持つことが難しいと思っています。今後も検討・整備の継続をお願いしたいと思います。</p>
3	団体	<p>P.3 1. (1) 検討の背景 【近年のIT 利活用を巡る環境の変化】として挙げられている考慮すべき背景の各項目においては、弊社にても今後新しいビジネスを構築していく上で考慮すべき内容であり、大いに参考にさせていただきます。 その中で、「サイバーセキュリティ即応体制の向上」として、現状、一般的に『漏洩させない』ためのデータセキュリティ各種ソリューションが登場及び普及していますが、常に進化し続ける脅威に対する各種ソリューションに伴う導入コストや運用方法の徹底の不備、また、そういった向上にもかかわらず、日本国内においても、情報漏洩の事案は後を絶たず、国民の、データ保有者、つまりは政府、公共機関、医療機関及び民間企業のデータセキュリティに対する不信感が大きくなっている点についても考慮すべきだと考えます。 弊社としては、進化し続ける外部及び内部からの既知及び未知の脅威に対し、基幹システムのインターネットからの遮断などという、より危険性が高まる短絡的な処置ではなく、「日本再興戦略」改訂2015にもある通りの「原則IT」を前提とした上で、そもそも絶対に『漏洩しない』システムを構築することは不可能だと考えており、そのため、『漏洩しても解読できない』データ保管及び通信セキュリティの仕組みを構築することが重要だと考えます。 また、その他の考慮すべき背景として、個人情報漏洩の第一の要因となっている個人情報売買・流通市場、現在は合法的なものではありませんが、いわゆる名簿屋のマーケットが既に形成されており、現状のままではそれは違法であることに加え、そのマーケットで流通している個人情報の著作権者であり、そのデータが利活用される際には本来メリットを享受すべき個人に対し全くメリットが還元されていない点、また、自身の情報がいつ誰に何のために利用されているか知る術がない点についても合わせて考慮すべきだと考えます。</p>
4	団体	<p>1. データ利活用を促す法制度整備への考え方 マイナンバー法の施行や改正個人情報保護法の成立などを受け、データ利活用や電子化を促進する制度整備への取組みが期待されるなか、昨年10月に制度整備検討会が設置され、集中的な討議のもとに今般の中間整理がとりまとめられたことについて、前向きに評価したい。 当団体は、昨年11月に「マイナンバー制度を社会基盤とするデジタル社会の推進に向けた提言」を公表し、今後のIT政策の方向性は、「生産性向上」「データ利活用の推進」「国民各層の情報リテラシーの底上げ」を政策効果としてねらうことを基本スタンスとして、データ利活用施策の最大限の展開を求めたところである。 当団体では、デジタル社会の推進に向け、マイナンバー制度の民間利活用を進めるとともに、紙から電子への転換、パーソナルデータの利活用、サイバーセキュリティ対策の強化、社会実装の高度化(ITSインフラ整備、生体認証の利用促進)など、多角的に取り組むことを重視している。</p>
5	団体	<p>●該当箇所: 全般について ●意見内容: 情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備を進める基本的な方向性について(代理機関の設置を含め)は、必要な措置と考えられ肯定的に評価できるものである。なお、「個人情報」といえば患者のことがばかりが念頭にあがりやすいが、個人立の医療機関(薬局も含む)や医師等についても個人情報であることから、それらの扱いを患者情報とは区別して明示すべきと思われる。そして法制上において医療機関の情報は個人立であっても患者情報とは別扱いとし、匿名化されていなくても利活用できるようにされることが望まれる。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
6	団体	<p>1. 総論</p> <p>当団体は、情報通信技術の進展により可能となったデータドリブン・イノベーションが、新産業・新サービスの創出や日本が抱える諸課題の解決にとって非常に重要であると政府が十分に認識されていることに敬意を表します。画期的なデータ活用が社会にもたらす変化や進化に関し、当団体は、昨年12月に、最新報告書「データは何をもたらすのか？～データイノベーションが実現する世界～」を発表したところです。この報告書では、データ駆動型経済が、製造・運輸・エネルギー・農業・教育・ヘルスケアといった多くの分野に影響を与えることを示しており、2030年までに15兆ドルが世界のGDPに加算されることが予想され世界経済の大幅な成長が見込まれるとしております。当団体は、現在の最大の課題は、このデータをいかに活用し、役立てるかということであり、有意義な結果を得るためには、最良の方法で、データを収集、保管、分析、変換する必要があると考えます。従って、私どもは、本中間整理2頁目の「検討の背景」にまとめられた「近年のIT利活用を巡る環境の変化」及びここに示された問題意識を共有するとともに、政府においては、企業等が社会の利益のためにより良い方法でデータを収集、保管、分析、変換できるよう政策を策定・推進していただきたいと考えます。</p> <p>また、越境データの円滑な移転の確保こそが、21世紀のデータ駆動型経済の重要な鍵であって、その確保により、日本だけでなく世界中において、経済的にも社会的にも恩恵がもたらされることとなります。従って、政府がいかなる関連の政策を検討する場合であっても、国境を超えるデータ移転への影響を考え、これを促進するものとすべきで、国際的なデータ移転につき抑制的な効果が働くものは差し控えるべきである、と当団体は考えます。</p>
7	団体	<p>①【原文】P2「1. 検討の背景と検討項目【近年のIT利活用を巡る環境の変化】●業務改革を踏まえた政府情報システムの統廃合とクラウド化等の推進」について</p> <p>【意見】</p> <p>業務改革を踏まえて政府情報システムのクラウド化を進めることに賛同いたします。</p> <p>ただし、昨年12月の年金情報漏洩問題後、自治体システムをはじめとしてインターネットからの隔離が進んでいることに懸念を持っております。クラウドを活用することはインターネットを活用することと同義であり、クラウドを利用することで国民の利便性が上がり政府や自治体職員の業務効率化も可能となり、セキュリティ強化も可能です。自治体システムではインターネット端末と業務端末を分けるというガイドラインもあると聞いておりますが、インターネットで外部とやり取りする環境と、内部業務遂行の環境を分離することは実質不可能に近く、職員の業務負担が増え結果、国民サービスが低下することになりかねません。民間企業ではクラウドを活用することで業務改革を進めセキュリティを担保し、コストダウンとサービス向上を実現しており、商用クラウド(特にパブリッククラウド)はこのような場面で必ず利用されています。堅牢な商用クラウド(特にパブリッククラウド)の選択は業務効率の大幅な向上のみならずそのセキュリティにおいても運用の非効率さを外部委託できる手段の一つであることは間違いなく、この点につき更なるご理解深めていただく必要があると考えます。</p> <p>以上を踏まえ下記を提案させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 商用クラウド(特にパブリッククラウド)が持つセキュリティ内容を精査し、インターネットの利用促進を検討する 2. アメリカ政府のFedRampのような認定制度(認定されたクラウドを政府や自治体が利用できる)を日本においても検討する
8	団体	<p>【意見①】日本再興戦略にあるとおり、『対面・書面原則を転換し、「原則IT」をルール化する』ことを新たに提出予定の『法案のレベル』において書き込むべき旨を明示すべき</p> <p>【理由①】GDP600兆円を達成するには、サービス産業等の生産性の向上が不可欠であり、IT利活用はそのためのキーであるため</p> <p>【意見②】政府において改正対応が必要な法令等を漏れなくリストアップし、一括で整備する仕組みを明示し、実際に所要の法令等を改正すべき旨を明示すべき</p> <p>【理由②】IT利活用促進のためには必要な法律を一括して改正する必要があるため。</p>
9	団体	<p>●本意見書について</p> <p>(1)「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」(以下「中間整理」といいます)は、急速な少子高齢化の進展等、我が国が抱える諸課題の解決に向け、IT利活用による情報流通の円滑化を官民一体となって推進することを目指すものであり、その目指すべき方向性については歓迎いたします。特に、行政手続等に係るオンライン利用の推進、行政機関等が保有する情報のオープンデータ化の推進など、「1. 検討の背景と検討事項」冒頭には、総論としては適確な論点の認識が示されているため、当連盟としても共感するところです。</p> <p>ただし、各論で示されている政策には、政策ガラパゴス化の危険があり、このままではかえってIT利活用を進めるという政策目的が達成されない恐れがあることを強く危惧します。よって、本意見書を提出する次第です。</p> <p>(2)なお、「中間整理」は、平成27年(2015年)10月30日に第1回会合を開催し、12月10日に公表されたものです。わずか1か月と少しの検討期間で、我が国の社会経済におけるIT技術のあり方を左右する重大な政策を決めるのは無理です。特に、プライバシー保護のあり方やシェアリングエコノミーなどは、技術や社会の発展が著しい今日においては、民間事業者・団体からの意見聴取手続とこれらの意見の政策への反映なしに進めることは、あまりにも無理があります。真に国民の幸福を考えるのであれば、より民主的かつ公明正大なプロセスにもとづく政策決定をしていただきたく、本意見書の記載にも真剣に耳を傾けていただければと存じます。</p> <p>●むすび</p> <p>今回の「中間整理」に提示されている案のみでは、そもそもの政策目的であるインターネットを用いた日本社会の活性化という肝心要の目的が達成できない恐れが高いといえます。今回の規制の提案が、たとえ生命身体・安全確保という消極的な目的であったとしても、また業法のある業界に限った話だとしても、過度に広範な規制であるとの疑いはまぬかれません。シェアリングエコノミーを通じた日本経済の発展と社会活性化を図るのであれば、上記のとおり各事業法における規制緩和と自主的取組みを促す仕組みに傾注すべきと考えます。</p>

Ⅱ. 計画の策定について(合計3件。うち個人2件、団体1件)

通番	提出主体	寄せられた御意見
1	個人	<p>制度整備に向けて総合的な計画を策定することになっていますが、この計画の中に以下の3点を入れるべきです。</p> <p>①紙による処理の廃止 書面での提出があるため、電子化ができません。 法律や制度を包括的に情報と読み替えることが必要ではないでしょうか。</p> <p>②印の廃止 マイナンバーに伴い電子証明書が広がるので、印はもう代替可能にして良いのではないのでしょうか。</p> <p>③外字の代替 外字を使う限り、契約書のデータが交換できないことがおこります。 マイナンバー導入で代替文字を導入したのですから、契約や公的書類は代替文字で記載可能と、全ての法律を包括的に変更したらどうでしょうか。 この3点を解消しないと、データを正確に流通できないからIT利活用は進まないと思います。</p>
2	個人	<p>●オンライン利用</p> <p>自治体窓口での手続がオンライン化できれば、国民利便性が向上すると考える。行政機関に限らず、地方公共団体も含め、マイナポータルを活用して、広くオンライン化を進展すべき。地方公共団体は、電子自治体化に意欲のあるところをモデルケースとして、各地で広く展開できるよう、国が先進事例を示したり、マイナポータルの機能を提供するなどして、後押ししていくべきではないか。</p> <p>また、住民票の写しなどのコンビニ交付にとどまらず、これらの証明書等が電子化でき、ダウンロードできれば、利便性が向上すると考える。</p> <p>さらに現状では、年金事務所やハローワーク窓口にいかず、オンライン手続が利用できるのかどうか、国民にわかりやすく示されていないし、周知が図られていないと考える。</p>
3	団体	<p>中間整理では、代理機関とシェアリングエコノミーの2つの施策が挙げられているが、これに終わらず、総合的な計画の内容として4ページに記された事項を踏まえて、行政事務及びその手続きの原則を紙から電子に転換することを政府のデータポリシーの軸足として打ち出すべきである。そのうえで、官民間手続き等における各種業務プロセスや帳票等の標準化を集中的に進めるなど、BtoG、CtoGのデータ流通の効率を高めることを、IT利活用による情報流通の円滑化を推進するための計画の中核事項として打ち出していただきたい。</p>

Ⅲ. 代理機関(合計28件。うち個人15件、団体13件)

通番	提出主体	寄せられた御意見
1	個人	<p>個人情報収集分析型、とくに、医療分野の代理機関についてについて、下記のとおり意見させていただきます。</p> <p>1) 今後のヘルスケアデータを用いる産業の拡大を考えた際、疫学研究は医療機関から出力されるデータだけではなく、日常生活中に得られた健康情報(体温・血圧等のバイタルデータ)や生活情報(日々の活動量や移動履歴)等をも用いるべきであることは論を俟ちません。従って、代理機関ではこれらの医療機関以外において発生する情報についても個人情報として受け取り、これを医療データと結びつけた上で匿名加工するような機能も持たせることに言及して頂くことが好ましいと考えます。</p> <p>2) 参考1に記載すべき立法措置が必要な事項として、情報の集積を図る際に必要な個人識別符号(マイナンバー・医療等ID等)を記載しておくことが好ましいと考えます。特に、上記1)に示した利用ケースを想定した個人識別符号の利用を想定しておくことが重要であると考えますので、本検討会において一定の検討をされることが重要であると考えます。</p> <p>3) 参考1右上に記載されているPHR事業者での具体的なデータの利用事例を考えた際、PHR事業者が患者自身からとった同意に基づいて医療機関からデータを代理機関が取得することが考えられます。この場合、代理機関が同意の事実の確認(同一性確認)等を医療機関との間で行う機能を果たす必要が発生します。このような事例について同意者の同一性の確認と同意の事実の伝搬をする機械的な仕組みと、その仕組みを果たさせるために代理機関や代理機関からの情報提供依頼に応じる医療機関等に与える、あるいは、課すべき法的要件の双方について、本検討会でご検討いただくことが重要かと考えます。</p>
2	個人	<p>情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理についてのパブリックコメント案に対する私のコメントを述べさせていただきます。立場は個人としてですが、島嶼県である沖縄県の医療人としての視点です。</p> <p>新たなサービスの創出・革新・展開のための規制改革の推進、ITの利用機会又は活用に係る格差の是正、超高齢社会における、ITを利活用した安全・安心な環境の整備等の目的は、島嶼県である沖縄県では大きな問題点です。</p> <p>私の所属する当県医師会では、県民の健康状態の改善による「長寿県復活」をテーマに、医療関連機関にて、医療情報や特定健診情報などの集積、共有を目的に「おきなわ津梁ネットワーク」を立ち上げ、運用を始めたところです。しかし、個人情報を含む情報の運用において、セキュリティーに関する一貫した取り決め、コンセンサスがなく、各医療施設からの情報収集には苦勞しているところです。各施設からの集積に関する基準、情報保管に関する基準、匿名化の情報加工の基準などについて、コンセンサスが得られていないことが大きな問題です。逆に言うと、コアな部分のコンセンサスをまとめておくと、その後のIT情報の利活用による効果は爆発的なものとなると考えられます。</p> <p>多様かつ大量の個人情報をITを利活用して適切かつ効率的に収集、分析し、その利用の推進を図る機関(いわゆる代理機関(仮称))の制度的枠組みを整備し、様々な社会的課題の解決に向け、個人情報を含めた情報の利用を適切に促進する方向性は賛同できるものです。個人情報委託管理型については、代理機関(仮称)は本人からの委託(又は同意)に基づき、個人情報を他の機関等に提供するものであり、現行の個人情報保護法で対応可能とされていますが、安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化を目的とした医療分野の代理機関(仮称)が行う事業のうち、国が医療・介護の向上等の分野に係る事業であること等の一定の要件を審査し個人情報の保護に支障がないと認定した事業に必要な場合に限り、当該事業を行う代理機関(仮称)に対して、要配慮個人情報を含む情報をオプトアウトにより提供できるようにすることが必要(個人情報保護法の特例措置)とした今回の検討は大変良いと評価します。しかし、国民に代理機関に対する理解を得るためには、まずは健康面に絞るべきで、中でも医療面から着手し国民の理解を得るべきで、順次多方面へ進めていくことが望ましいと思います。</p> <p>現時点で想定されるモデルの一つである「個人情報収集分析型(医療分野、交通事故・災害の防止等の分野)」はまさに「おきなわ津梁ネットワーク」が当てはまります。本ネットワークでは既に全国的にも珍しく医療側(医療連携情報)と保険者側(特定健診情報)での情報共有が実現しており、県民への医療サービスの質の向上(救急から在宅医療への移行のサポート・地域医療構想への貢献、災害時対応・バックアップデータベースなど)、生活習慣病の未治療者の早期発見、早期介入することで実現出来る長寿復活、医療費の適正化の推進などが期待されます。しかし、先述した全国的な統一したコンセンサスが整わない現状では、全県規模での展開は容易ではなく、県行政からのネットワークの意義や効果に対する認識、支援も十分ではありません。</p> <p>今回の本法案実現・評価に向けたモデルとして、「おきなわ津梁ネットワーク」への公的な評価・認定、モデル事業としての補助等があれば実証性の高いモデルとなれるものと考えます。</p>
3	個人	<p>・該当箇所 P6の3行目の「～、現時点で想定されるモデルとしては、「個人情報委託管理型」と「個人情報収集分析型(医療分野、交通事故・災害の防止等の分野)」の2つ。」の部分について。</p> <p>・意見内容 上記2つ以外にモデルはないのでしょうか？</p> <p>・理由 委託管理型と収集分析型が合体したケースも十分予想されます。</p> <p>・該当箇所 P10の下から4行目の「～～～交通事故、災害の防止等の分野において代理機関(仮称)が行う事業のうち、国が交通事故、災害の防止等の分野に係る事業であること等の一定の要件を審査し個人情報の保護に支障がないと認定した事業に必要な場合に限り、～～～」の部分について。</p> <p>・意見内容 審査、認定する「国」とはどういう機関なのか例示を挙げていただきたい。</p> <p>・理由 個人情報保護委員会のような省庁横断的かつ第三者的独立性が必要と考えられるから。</p> <p>・該当箇所 P12の「④ 代理機関(仮称)が行う事業のうち、特例が認められる事業の認定に当たっての視点」について。</p> <p>・意見内容 代理機関(仮称)が行う事業の健全性を定期的に第三者が監査する仕組みが必要です。</p> <p>・理由 代理機関(仮称)は大量の個人情報を収集・保管するので、その健全性が常に担保できているかを確認する仕組みが必要と考えられるから。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
4	個人	<p>6頁 7頁 (3)安心・安全にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称)) ②検討の対象となる代理機関(仮称)の類型 検討の対象となる代理機関(仮称)の類型として、 (一)「個人情報委託管理型」 代理機関(仮称)が本人の委託等により、個人情報を含む情報(ID/パスワード、お薬手帳、クレジットカード等)を預かり、本人に代わってその情報の管理を図る形態。 (二)「個人情報収集分析型(医療分野、交通事故・災害の防止等の分野)」 AI等によるビッグデータ分析等において、多種多様な主体が保有していながら十分に活用されていない個人情報を含む情報を代理機関(仮称)が多種多様な主体に代わって収集、分析し、その分析結果・開発結果の活用を図る形態(分析結果・開発成果は、個人情報の本人や情報保有主体、他の研究機関や民間企業、行政機関等に還元)の2種類を掲げている。 【意見】 代理機関(仮称)は、個人情報保護法制をビッグデータの有効活用に対応したものに改善するための現実的な手段として期待できる。 (一)もっとも、「個人情報委託管理型」に対して個人情報管理の委託を行う者は、本人に限らず、本人のために専門的な個人情報を生成して記録する医師、医療機関、検診施設等も含むべきである。この種の個人情報については、「(機密性、見読可能性を含む)同一性と可用性」を保ったかたちで本人が適切に管理するのが難しい一方で、当初情報を生成した主体以外の者(将来の主治医、DMAT等)がアクセスする必要性も高いからである。その際、委託者が誰であろうとも、受益者(代理機関は誰の利益のために行動するのか)が常に本人であることが明確に規律化されるべきである。 (二)「個人情報収集分析型」については、「本人のため」という立場と「情報を活用する」という立場の間で利益相反が生じ得ることに鑑み、「個人情報委託管理型」である代理機関がモニターし、必要な場合は介入(例えば、個人情報の管理や利用が不適切な場合、適切な管理や利用ができる機関へのport outを求めることなど。いわゆるポータビリティの保証。)が推奨されるような規律化が好ましい。</p> <p>8頁 (3)安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称)) ③代理機関(仮称)に関する法整備の必要性について 個人情報委託管理型 【本中間整理の内容】 「個人情報委託管理型」については、代理機関(仮称)は本人からの委託(又は同意)に基づき、個人情報を他の機関等に提供するものであり、現行の個人情報保護法で対応可能。 【意見】 「個人情報委託管理型」について、前述の通り、本人のために個人情報を生成して記録する機関の委託による場合であっても、当該機関が個人情報保護に関して厳しい法規制又は自己規制のもとにあり、かつ、本人から少なくとも包括的な同意がある場合は、本中間整理の通り、現行の個人情報保護法で対応可能と考えられる。もっとも、多くの医療機関や事業者が必要以上に保守的に行動するであろうことからすれば、少なくとも、通達、ガイドライン等により、その適法性について合理的な安心感を用意することには十分な意義があると考えられる。</p> <p>8頁 (3)安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称)) ③代理機関(仮称)に関する法整備の必要性について 個人情報収集分析型 【本中間整理の内容】 医療分野の代理機関(仮称)が行う事業のうち、国が医療・介護の向上等の分野に係る事業であること等の一定の要件を審査し個人情報の保護に支障がないと認定した事業に必要な場合に限り、当該事業を行う代理機関(仮称)に対して、要配慮個人情報を含む情報をオプトアウトにより提供できるようにすることが必要(個人情報保護法の特例措置)としている。 【意見】 一般論としては、オプトアウトが可能であることは好ましいことであるものの、いったん統計や研究の基礎として組み込まれた情報のうち、例えば希少疾病の症例のようなものについては、基礎から排除したり、フォローアップを断念したりすると、統計や研究の価値を大きく毀損することがあり得る。オプトアウトが行われた場合に、本人の利益に最大限の配慮をしつつ情報の利用を継続する手段を探ることは、前述の通り、一定の利益相反を免れることができない「個人情報収集分析型」の代理機関(仮称)が単独で行うには荷が重い。むしろ、「個人情報委託管理型」の代理機関(仮称)によるチェックを受けることとした方が、いわゆるチェック・アンド・バランスによる事業の円滑化がはかれるであろうと考える。</p>
5	個人	<p>1. 検討の背景と検討課題(2)制度整備に向けた検討事項 ②ア. 安全安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関) インターネットの利便性は大きく無限大ともいえるが日々の発展もとどまるところを超え続けている。特に安全性については新たなぜい弱性が発見され続けており基本OSにおいてもアップデートにての対策は後手後手にならざるを得ない現状であることをよく考慮すべき。 代理機関は国に認可された民間事業者と考えるが、重要な情報を共有・利用する事業は代理機関ではなく責任が果たせる国の正式な機関が行うか責任ある管理監督をできる法律が必要。情報の流出、サーバーのダウン、ネット網のマヒは現実には発生しており、発生する前提で検討しておく課題と考える。</p> <p>よって事業の円滑化のために必要な情報の範囲を安全性に責任が置ける部分に限定するとともに、認可出来る代理機関を責任ある管理監督できる法律をさだめることが必要と考えます。</p> <p>(3)③代理機関(仮称)に関する法整備の必要性について 〈医療分野〉 〈交通事故・災害の防止等の分野〉 両方の文面の最終部分がほぼ同一の文面「個人情報の保護に支障がないと認定した事業に必要な場合に限り、当該事業を行う代理機関(仮称)に対して・・・提供出来る・・・」との記載であるが④以下に記載の事業に限定し、具体的な事業を記載して検討すべきと考えます。また政令により対象のサービスが追加されるのではなく、法律改正により安全性等慎重審議が必要と考える。</p> <p>④代理機関が行う事業の内、特例が認められる事業の認定に当たっての視点 既存の事業との共存についての検討、少なくとも公平な競争が行われる法律、環境整備の上での認定が必要な点を加えていただきたい。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
6	個人	<p>対象・・・8～9頁 医療分野の個人情報収集分析型における「個人情報」意見の要約・・・案は患者の個人情報を前提としているが、利活用における医療機関や医師の個人情報の扱いも明確にし、患者情報とは異なる扱い(匿名化の免除)ができるよう法整備すべき。</p> <p>理由 医療情報で「個人情報」といえば患者の個人情報が前提となるが、個人情報保護法制では、医療機関の情報も、個人立であれば「個人情報」とされている。 たとえば厚生労働省が保有するレセプトナショナルデータベース(NDB)は、患者のIDはハッシュ関数で暗号化されているが、医療機関コードは匿名化せずそのまま収集している。そのため、病院、診療所、薬局のうち個人立のものは「個人情報」とされ、e-Govの個人情報ファイルとしても公示されている↓。医療機関の多くは法人化されているが、個人立も多数あり、それが医療機関単位の利活用の大きな妨げとなっている。 http://gkjh.e-gov.go.jp/servlet/Ksearch?CLASSNAME=KJNMSTDETAIL&seqNo=0000002700&fromKJNMSTLIST=true 根拠法である高齢者医療確保法(施行規則第5条)は「医療機関の種類別」のデータ収集しか認めていないため現行の法制では医療機関コードを匿名化せず収集することは行政機関個人情報保護法で禁じられている「必要な範囲を超えた」収集・保有(第3条2項)にあたる。そのため、医療機関ごとの分析等の利活用ができない状況にある。 弊害は既にでている。NDBはメタボ対策の策定・実施・評価を目的として構築されたが、現在では医療計画の地域医療構想における医療機関ごとの病床数等に使われるようになった。しかし、NDBからそのままでは医療機関ごとのデータを使えないため、わざわざ医療法を改正して病床機能報告制度をつくり、NDBから抽出したExcelファイルの入ったDVDを数万の医療機関に配布し、それでよければそのまま返送する、という仕組みがとられている。NDBそのままでは使えないので、同じ内容を医療機関から「報告」してもらうことによって初めて医療計画の資料として活用できる、という複雑なものとなっている。 新法制では、代理機関が医療機関情報をたとえ匿名化しなくても、そのまま利活用できるよう、医療機関情報については、患者とは異なる扱いとし、個人を識別できる匿名化されない情報であっても、利活用できる旨、明記すべきと考える。</p> <p>参考文献 http://www.fihs.org/volume14_2/articles2.pdf</p>
7	個人	<p>個人情報収集分析型の代理機関の医療における価値は、様々な組織が保有する要配慮情報を含む個人の健康・医療情報を信頼できる団体が集約・整理し、匿名加工(個人情報の扱いにならないよう匿名化)した上で、そのデータを民間を含む多くの事業者に提供することにより、様々な健康・医療に関する産業・サービスの創発を促し、結果的に医療の効率化や産業育成につなげることにありたいと思います。創薬開発でも健康・医療データを有効活用するためには、統計的手法を用いたり、データマイニングや機械学習といった情報技術を駆使し、探索的に分析・研究を続ける必要がありますが、そのためには匿名加工(個人情報でないものに加工)した個票(患者レベルのデータ)が必要になります。</p> <p>しかしながら、中間整理の図からは、そういったことが可能になるのか分かりませんでした。 もし、民間企業は分析するための個票(患者レベルデータ)は受け取れず、代理機関に分析委託をすることしかできないのであれば、医療データの活用は期待ほど進まず、新たな医療産業の創出・活性化も期待できないと考えます。</p>
8	個人	<p>実際に行なわれている診療情報を広く集めて分析することは、歴史的・世界的に各国で活発に行なわれ様々なエビデンスを生み出し、医療の継続的な向上に大きく寄与してきた。ところが昨年の個人情報保護法の改正において病歴がその取得に本人同意が必要な要配慮情報と明記された。本人からの任意の同意に頼ると診療情報は広くは集まらないことが判明しており、日本の今後の医療の向上に関して憂慮すべき状態となっている。それに対して今回の代理機関制度は、医療分野においてオプトアウトによる情報活用が引き続きできるようにするものであり、基本的に大変評価できる。ただし資料を拝見するといくつかの点について懸念があり意見を述べたい。</p> <p>(1)9ページ:オプトアウト情報のオプトイン情報への移転 代理機関がオプトアウトで取得した情報を、オプトインで取得した情報に入れることができないことは、もっともなことである(図の中央、赤の×印)。ただし、本人の同意・委託がある場合には、代理機関にあるオプトアウト情報もデータ源のひとつとして、オプトイン情報として取得できることを明示すべきである。医療機関まで戻らなくても、あるいは医療機関がもはや保持していない過去の情報でも、長期間のデータ蓄積を旨とする事業を行なう代理機関に存在する情報は本人同意のもと利用できる必要がある。医療分野では数十年前の本人に関する情報が本人にとって有用なことはめずらしくない。</p> <p>(2)9ページ:オプトアウト提供について オプトアウト方式での提供に関して、医療機関が情報を提供するためにかかる費用はどうまかなわれるのか。仮に代理機関からの支払によるとすると、患者情報を医療機関が一括販売しているようにも見え、この仕組み自体に対する国民の理解が得られにくいのではないかと。医療機関としても提供が行ないにくい状況になるであろう。この部分に対する制度的な工夫が必要である。</p> <p>(3)全般:複数分野の情報 資料では医療等分野と交通事故災害防止分野は別々に記載されているが、代理機関内において病歴情報が交通情報と連携される可能性はないのか。そのような連携が必要な分析用途も考えられるが、際限なく広がることで、病歴が何とでも結びつけて使われてしまう可能性を危惧する。一方、健康に影響を与える要因の分析では生活習慣など非医療情報と、医療機関にある病歴情報との連携が必須であり、連携できない情報があるのも困る。代理機関に対しては取得情報の種類、連携する情報の組み合わせを常に公開する等の透明性の確保を義務づけることが良いのではないかと。</p>
9	個人	<p>意見1「代理機関(仮称)」が個人情報の提供を本人の事前同意なしに受けて行う「個人情報収集分析型」モデル事業を「個人情報の保護に支障がないと認定」する「要件」について(P.12)</p> <p><内容> 「個人情報収集分析型」モデル事業を「個人情報の保護に支障がないと認定」する「要件」として、以下(1)～(5)が全て必須であると考えます。 ↓ (1)収集する個人情報の項目を「認定事業」ごとに明示的に限定すること。 (2)「代理機関(仮称)」が利用する個人情報データベースの項目が前記(1)で限定された情報項目のみで構成されること (3)前記(2)のデータベースは他の「認定事業」用のデータベースを含む他のいかなるデータベースとも名寄せ不能な専用の仮名化が達成されたものであること (4)収集の対象である前記(1)の項目の個人情報が発生するシステムを、当該項目外の情報の付随が最小限となるように規定・規格化すること (5)当該事業で名寄せに使われる専用IDを「認定事業」所轄の当局が本人だけに発行し、この専用IDの当該システムへの登録は本人自身の意思で行うようにするとともに、当該事業のための「代理機関(仮称)」への提供以外の用途への当該専用IDの利用を禁ずること</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p><理由> もし「個人情報収集分析型」事業において「代理機関(仮称)」が、本人の事前同意をとらずに収集した個人情報をもとにして、個人個人ごとに本当に多様な情報を名寄せにて結合しこれにより巨大な個人情報データベースを保有し使用することが可能となるのであれば、本人の志向・衝動はもちろん周囲周辺の者たちとの利害関係までも把握でき、本人を特定の方向へ誘導もしくは本人の特定の行動を妨害するのに本人や周囲周辺へどう働きかければ良いかの分析が非常に容易となるような、利用者の考え次第で本人の命運を左右しうる巨大な個人情報の集積がデータベースの形で存在してしまうことになりは、一定の操作をすればどの個人に対してもそのような影響を与える材料を得ることが可能な環境が存在することになれば、政治活動はもちろん経済活動も損なわれる状況が到来する可能性が大きいと考えます。即ち、P.12に挙げられております「3) 個人情報安全・安心に管理される事業であること」及び「4) 個人の権利利益を不当に侵害する事業でないこと」は、このような状況になるのであれば何れも満たされないとありましよう。</p> <p>このような危険な状況を生じさせないようにするには、「代理機関(仮称)」が「認定事業」に利用する情報が特定の個人に由来しその由来関係が再特定されるものを含む場合には、(1)その情報項目は「認定事業」ごとに明示的に限定され、かつ、(2)「代理機関(仮称)」が使用するデータベースがその情報項目のみで構成され、かつ、(3)当該データベースは他の認定事業用のデータベースを含む他のいかなるデータベースとも名寄せ不能な仮名化が達成されたものでなくてはならないこととなります。</p> <p>しかしながら、多様な情報源の情報をもとにして、特定の「認定事業」向けに項目を限定して専用データベースを構築することが、当の「代理機関(仮称)」によるか否かを問わずどこかで行われることになるのであれば、前記(1)(2)(3)のいずれも損なわれた巨大データベースの状態が先行して存在することとなり、認定事業にて(1)(2)(3)を遵守可能なシステムを規格化しても、先に述べた問題の解決とはならないことが予想されます。</p> <p>そうすると、多様な情報源から個人情報を収集して結合することを有効に規制しつつ、特定の「認定事業」のためのみ、特定の項目の個人情報を事前の本人の同意なく結合できるようにするためには、情報の源の側で、「代理機関(仮称)」の当該「認定事業」向けに提供する項目を制御する必要があることとなります。しかも、複数の情報源に由来する情報を「代理機関(仮称)」が名寄せできるためには何らかの個人識別子(ID)が必要であり、かつこれは上記(3)の要件を満たす専用のIDでなければなりませんから、結局のところ各「認定事業」ごとに専用のID空間が必要となります。</p> <p>さて、この専用IDを本人にかかる格別の手続きなく自動的に付与するには、専用IDの生成そのものを自動化する必要があります。これには、【あ】特定の個人が利用するIoT機器類に発行された識別子から生成することや、【い】個人の身体などの特徴を抽出して生成することの二種類の方式がありますが、ここで大きな問題となるのは、【あ】【い】いずれの方式の場合にも、収集対象項目の情報へ専用IDが付与される際に伴う情報は「認定事業」向けの特定の項目だけではないこと、自動的に付与のためID生成の仕組みが公的な空間にあることから逆総当たり攻撃等で生成元の識別子や特徴と紐づいた他の様々な項目を含む個人情報データベースと名寄せできてしまうことです。これらの問題は、一見「代理機関」へは規格化された項目情報のみが提供されているようであっても、実際には見えない場所で多様な情報源をもとに任意の非限定の項目を含む巨大な個人情報データベースが作られ維持されてしまい、しかも本人には自分のデータがあるのかも分からなくなる状況が到来するであろうことを予言しています。</p> <p>以上より私は、多様な情報源から個人情報を本人の事前同意なく提供を受けて名寄せするのに必要な「専用IDを本人にかかる格別の手続きなく自動的に付与する」ことは諦めなければならないと考えます。もちろん、本人の身体などの特徴から専用IDを生成することも諦めなければならないと思います。ではどうすべきでしょうか。私は、収集対象項目の個人情報が発生するシステムを収集項目外の情報付随が最小限となるように設計したうえで、「認定事業」所轄の当局が本人に専用IDを発行し、当該システムへは本人自身で登録するようにするとともに、他の用途への専用IDの利用を禁ずるほか無いと考えます。</p> <p>要するに「多様な情報源」は「任意の情報源」であってはならず、認可内容とともに事前設計が必須であるということです。</p> <p>意見2:「代理機関(仮称)」に課せられるべき制限について(P.12)</p> <p><内容> 「代理機関(仮称)」は以下(A)～(D)の制限を課せられなければならないと、これに違反があった場合には当該認定事業の差止めの仮処分等が可能でなければならないと考えます。</p> <p>↓</p> <p>(A)「認定事業」ごとに認定の条件として明示的に限定された項目の情報以外の情報を、分析対象として収集しないこと (B)一つの「代理機関(仮称)」にて「個人情報委託管理型」認定事業と「個人情報収集分析型」認定事業を行わないこと (C)他の「代理機関(仮称)」と連携しないこと (D)「個人情報収集分析型」事業を行う「代理機関(仮称)」が、実質的に、収集対象である個人情報の発生場から切り離されていること。</p> <p><理由> もし「個人情報収集分析型」事業において「代理機関(仮称)」が、本人の事前同意をとらずに収集した個人情報をもとにして、個人個人ごとに本当に多様な情報を名寄せにて結合しこれにより巨大な個人情報データベースを保有し使用することが可能となるのであれば、本人の志向・衝動はもちろん周囲周辺の者たちとの利害関係までも把握でき、本人を特定の方向へ誘導もしくは本人の特定の行動を妨害するのに本人や周囲周辺へどう働きかければ良いかの分析が非常に容易となるような、利用者の考え次第で本人の命運を左右しうる巨大な個人情報の集積がデータベースの形で存在してしまうことになりは、一定の操作をすればどの個人に対してもそのような影響を与える材料を得ることが可能な環境が存在することになれば、政治活動はもちろん経済活動も損なわれる状況が到来する可能性が大きいと考えます。即ち、P.12に挙げられております「3) 個人情報安全・安心に管理される事業であること」及び「4) 個人の権利利益を不当に侵害する事業でないこと」は、このような状況になるのであれば何れも満たされないとありましよう。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
10	個人	<p>特定の事業者ではなく本人や社会にとって価値の高い目的に個人情報を使いやすくすることにより産業や学術の活性と倫理的水準を向上させるため、自己情報コントロールに基づく個人情報の利活用を促進すべきである。自己情報コントロール権を担保することによって個人情報の越境に関するEUの十分性認定を得ることもグローバルな産業競争力を確保する上で必須である。このような観点から、今回の制度整備に関して以下の(1)~(3)を提言する。</p> <p>(1) 分野に応じた特別法を制定する 検討中の制度は、一般には許容されない方法による個人情報の収集を収集分析型代理機関に認可することを想定しているが、医療情報やゲノム情報を含む多様な個人情報の扱いを単一の制度で規律するのは困難である。医療情報は機微性や公共性の高さゆえにその取り扱いに関する特別法が必要である。同じくオプトアウト方式で医療情報を収集する英国のcare.dataも医療に関する特別な法律に基づいており、EUの十分性認定を得るためにはEUと同程度以上の規律を定めるべきである。また、ある個人のゲノム情報は本人のみならず血縁関係にある他の個人に関する情報でもあるためデータ主体を限定し難いという点で特殊であり、医療や産業や学術研究における重要性にも配慮した特別法が必須である。</p> <p>(2) スマートディスクロージャを収集分析型代理機関に義務付ける 事業者間でのデータポータビリティによって個人情報の利活用を促進するため、事業者が保有する個人情報の本人へのスマートディスクロージャ(SD)を普及させるべきである。SDとは、事業者が利用しているデータ形式との間で相互に自動変換可能な扱いやすい形式の電子データとして個人情報をAPIで本人に開示することとする。開示の対象は事業者が日常的に電子データとして活用している情報だが、個人の特定が困難な顔画像等については検討の余地がある。また、マーケティングにおける顧客のプロファイリングや医療における診断など、事業者の専門的な知見やノウハウを含む情報を対象にすべきか否かについても個別に検討する必要がある。 収集分析型代理機関は一般には許容されない方法による個人情報の取得を国から認可されるのだから、取得した個人情報の本人へのSDを収集分析型代理機関に義務付けるべきである。また、収集分析型代理機関の有力候補のひとつはSDする見込みであるから、SDの収集分析型代理機関への義務付けにはなおさら社会的合意が得られやすい。</p> <p>収集分析型代理機関にSDを義務付けることは、上記のように個人を介したデータポータビリティ(代理機関同士のデータ共有を含む)により本人同意に基づく個人情報の活用を促進することになる。また、収集分析型代理機関の透明性を高め、自己情報コントロールのレベルを向上させることにより、EUによる十分性認定が得られる可能性も高める。個人を介したデータポータビリティによる個人情報の利活用は、地域包括ケア等にも必須である。地域包括ケアに必要な医療や介護を含む多職種の連携のために医療介護SNS等が用いられている。しかし、それらはいずれも事業者による個人情報の集中管理に基づいており、そうした事業者同士が各地域で直接データ連携しないことが多い。したがって、地域包括ケアのために事業者間のデータポータビリティを担保するには顧客である個人がデータ共有を仲介する必要があり、収集分析型代理機関等からのSDにより個人が本人の医療情報等を持つことがその実現につながる。 医療分野のみならず、交通事故・災害の防止等の分野の収集分析型代理機関もオプトアウト方式で個人情報を収集することが多いだろう。したがって、多くの収集分析型代理機関はオプトアウトの手段を個人に提供せねばならないが、それにSDの機能を含めても大きな追加コストは生じない。しかも、SDで個人との信頼関係を深めることによりオプトアウトを抑制できるだけでなく本人から直接個人情報を取得できるから、収集分析型代理機関自身にとってもSDのメリットは大きい。むしろ、IoT技術やウェアラブル機器の普及に伴って日常生活に関するデータの発生源としての個人の役割が拡大するから、SDで個人との信頼関係を築くことにより本人同意に基づいて個人情報を取得することが、収集分析型代理機関に限らず多くの事業者にとって必須になるだろう。たとえば、生活習慣病の治療等のための薬剤や機器やサービスの開発や活用には個人の日常生活に由来するデータが不可欠である。交通事故・災害の防止等にも個人の日常生活行動に関するさまざまなデータが必要と考えられる。</p> <p>(3) 短かいサイクルで制度改革を続ける 個人用の機器等のみならず事業者からのSDにより各個人が本人に関する多様で大量の情報を取得してPDS(personal data store)で管理し事業者や知人に開示して活用できるようになれば、さまざまな事業者がSDで個人の信頼を得ることにより個人情報を本人から取得し活用できるようになる。 以上のように、収集分析型代理機関にSDを義務付けることによって委託管理型代理機関等の個人情報利用事業者が本人同意に基づき個人情報を大規模に収集・活用できるようになれば、オプトアウト方式で個人情報を収集する必要はなくなるので、特に医療分野の収集分析機関は不要になり、自己情報コントロールをより徹底できると予想される。こうした技術と社会の急速な進歩に対応しそれを促進するため個人情報の保護に関する制度は継続的に改善すべきことが認識されており、改正個人情報保護法においては3年ごとの見直しが見直されている。したがって、収集分析型代理機関を認めるにしても、その制度はより短期間で見直すのが合理的である。代理機関としての認定も同じく短期に限定する必要がある。特に、医療分野の収集分析型代理機関を認定する制度の存続期間と認定の有効期間を3年未満とすることが望ましい。</p>
11	個人	<p>■コメント対象項目: 「2. 制度整備の基本的な方向性(IT利活用による情報流通の円滑化を推進する制度のあり方)」 (3)安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称)) 「個人情報収集分析型[イ. 交通事故、災害の防止等の分野:シート11[参考2]記載]について」</p> <p>■コメント内容 ・自動走行車・地図会社への情報提供を目的としている中で、歩行者X・Y等の情報を、X・Yの個人情報として顔寄せし処理する必要はなく等しく単なるオブジェクトとして利用することのみで良いと考えます。 それ以上の情報が必要となるのであればその理由の明確化が必要と考えます。 [参考2]の中では、顔画像を顔を利用して同じ顔を識別し「顔寄せ」して管理し利用するものと読み取れます。</p> <p>本[イ. 交通事故、災害の防止等の分野]は、必要とする情報の内容と目的が説明できるレベルまで検討されていないものと考えます。 ([医療分野]と検討レベルの差がありすぎると考えます) 今後の検討に期待します。検討時にはグローバル視点での検討となるよう合わせてお願いします。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
12	個人	<p>以下の通り、意見を申し述べます。</p> <p>1. 個人情報委託管理型</p> <p>「個人情報委託管理型については、現行個人情報保護法で対応可」と記載されているが、例示されているID、パスワード、お薬手帳、クレジットカードの情報等は極めて重要な情報で、悪用された場合の被害が甚大である。これらを預かる事業者においては、本人に十分な説明を行った上で、本人の任意の同意を取得すべきであるし、目的外利用・第三者提供の制限・安全管理措置等の点においても、重要情報以外の個人情報と同様でよいとは考えられない。</p> <p>改正個人情報保護法の要配慮個人情報の、人種・信条・社会的身分など不当な差別等が生じうる情報に限定されているのが問題であって、本来は、ID、パスワード、クレジットカード情報など、悪用された場合にプライバシー権侵害ではなく、別の財産権侵害・名誉権侵害・社会的混乱等をもたらす個人情報も、それ以外の個人情報よりも義務を重く課すなどの法改正を行うべきである（個人情報保護法により保護される権利利益はプライバシー権のみに限定されず、個人の権利利益が保護される、個人情報保護法1条）。</p> <p>また要配慮個人情報にしる、上記ID、パスワード情報にしる、義務の加重は取得と第三者提供制限だけでなく、利用目的の変更制限・安全管理措置など、個人情報の取扱いにかかるライフサイクル全体を通して、義務の加重が必要であろう。</p> <p>さらにいえば、下記、個人情報収集分析型でも述べるが、被害にあった個人への救済を強化し、個人情報保護委員会による紛争解決（苦情あっせんにとどまらないもの）、課徴金の導入、罰則の強化、本人への説明強化なども行うべきである。</p> <p>2. 個人情報収集分析型</p> <p>個人情報収集分析型については、個人情報活用のニーズが高いものについて、改正個人情報保護法規制を緩和する趣旨と見受けられる。</p> <p>(1) 分野・要件の限定を求める</p> <p>意見の1点目としてまず、個人情報活用のニーズが高ければよいというものではなく、個人情報を活用することで、人の生命・身体の安全が確保できるような、公益性の高い分野における活用に限定すべきであると考え。この点、中間整理も同趣旨ではないかとも考えられるが、「国が医療・介護の向上等／交通事故、災害の防止等の分野にかかる事業であること等の一定の要件を審査し」とある部分の「一定の要件」を、この趣旨を明確に反映するよう、厳格に限定すべきである。</p> <p>(2) 十分な個人情報保護、プライバシー権等保護を求める</p> <p>意見の2点目として、改正個人情報保護法規制を緩和するからには、法規制の緩和を行っても十分な個人情報保護、プライバシー権保護等が図られることが前提である。第三者提供制限は緩和するとしても、その代わりに、本人への説明、安全管理措置、被害回復、罰則・義務強化などの点について、十分な義務を課すべきである。</p> <p>本人からしてみれば、同意を行っていないにもかかわらず、勝手に個人情報を第三者提供されてしまうのであるから、なぜ個人情報を活用するのか、どのように個人情報を活用し、目的外利用・不当な提供・杜撰な管理・従業者等の不正を防止し、安全を確保するのかといった点について、本人に対し十分な説明を行うべきである。</p> <p>この点、プライバシーポリシーの作成は義務化されていないし、たとえ義務化されても、現状のプライバシーポリシーは十分な説明というよりは企業の免責事項の列挙の様相を示している。真の意味で、本人が安心できるような説明義務を、代理機関に課すべきである。プライバシー影響評価を義務付けることも十分考えられるが、現状の特定個人情報保護評価は、記載の意味を理解せずにただコピペしているだけであるとも評価されるものになってしまっているため、この点を速やかに是正し、真の意味で、本人が安心できるような十分な説明を、代理機関に行わせるべきである。</p> <p>また個人情報の安全管理措置は、事業者の規模・取り扱う個人情報の数等によって緩和も考えられるが、ここでいう代理機関については、仮に取り扱う個人情報が少量であっても、安全管理措置の軽減は行わせるべきではない。</p> <p>その他、個人情報保護法違反があっても、現状では行政指導、刑事立件、民事訴訟ともほぼ行われない状況にあるが、このような現状を改善すべく、個人情報保護委員会による是正をまず行うべきであるし、罰則の強化、被害回復等を容易化すべきである。個人情報保護委員会は苦情あっせんしか行わないが、それにとどまらずFTCのような紛争解決を行ったり、違反事業者に対して課徴金を導入したり、罰則を強化したりすべきである。</p> <p>(3) オプトアウトを求める</p> <p>意見の3点目として、交通事故、災害の防止等の分野については、本人のオプトアウトを認めない趣旨と考えられるが、オプトアウトをこれまで通り認めるべきと考える。オプトアウトを認めない理由として、「たまたま映像にうつりこんだ個人の個人情報等を活用するので、本人にとっては自身の個人情報が提供されていると気づかないのでオプトアウトを認める必要はない」との説明を受けたが、オプトアウトは個人情報保護委員会に届け出られることで透明性を高めるべく、法改正がなされている。個人情報保護委員会による公表などをきっかけにして、本人が自身の個人情報の第三者提供に気づいた時は、オプトアウトを認めるべきである。</p> <p>3. 規制緩和に関して</p> <p>上記のように、個人情報保護、プライバシー権等保護を図るためには義務強化が不可欠であると考え、事業者に対する義務を強化することで、産業発展に悪影響が出ることを懸念するのであれば、個人情報を重要個人情報とその他の個人情報に分類化し、重要個人情報以外の個人情報などについて、現行法の義務を緩和することも検討できるのではないかと。</p> <p>たとえば、個人情報保護法18条2項の義務が、実際問題として意味を持っているのか、私としては懐疑的であるので、これを緩和したり、開示等にかかる手数料を、重要個人情報とそれ以外とで分け、重要個人情報以外の個人情報の開示手数料等は、本人に相応の負担をしてもらうなどのことも考えられるのではないかと。</p> <p>個人情報保護法の問題は、いわゆる名刺情報のような個人情報から、パスワードといった重要個人情報まで、同じ規制が及ぶということにあると考える。名刺情報等については、国民の懸念としては、詐欺商法の勧誘電話などがかかってくるのではないかと、不要なDMなどがくるのではないかとといった、アプローチへの不安が多いように思われる。これについては、現行法の事業者の義務が功を奏するというよりも、逆に、個人に、メール、電話、郵便、訪問などでアプローチするときは、どこからそのあて先情報・名刺情報等を入手したのかを明示する義務などを課すことが、効果的ではないか。もっとも、ブラックリスト・●●の顧客リストなどの、実態情報と結びついた情報については、アプローチへの不安だけではなく、プライバシー権侵害への不安もあると思われるため、慎重な検討が必要であるが、言いたいこととしては、改正個人情報保護法の議論が丁寧に行われたとは評価できない中、さらに法改正を行うのであれば、これまでの積み残し課題等を含め、国民の個人情報をめぐる懸念が十分解消できるような方策、産業発展を阻害しない法規制を丁寧に議論・検討していくべきと考える。</p> <p>また産業界に対する過重な負担という点では、健全な事業者と悪質な事業者を分けずに、すべてをいっしょくたにした規制強化が問題であると考え。したがって、上記で提案した、悪質事業者が行った悪質行為に対する本人の被害回復の容易化、罰則などが、健全な事業者の事業運営に悪影響を与えるとは考えにくい。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
13	個人	<p>1 はじめに 当職らは「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」(「中間整理(案)」という)のうち、2項(3)の「安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称))」について意見を述べるものである。</p> <p>2 「個人情報委託管理型」について (1)中間整理(案)は、検討の対象となる代理機関(仮称)の類型として、「個人情報委託管理型」と「個人情報収集分析型」の2つをあげている。 そしてまず個人情報委託管理型については、「代理機関(仮称)は本人からの委託(又は同意)に基づき、個人情報を他の機関等に提供するものであり、現行の個人情報保護法で対応可能」としている。</p> <p>(2)中間整理(案)によると、個人情報委託管理型の代理機関(仮称)は、「ID/パスワード、お薬手帳、クレジットカード等」といった、センシティブ情報を含む極めて重要な個人情報の管理の委託を受けることが想定されているようである。 民間事業者である代理機関(仮称)が、委託(又は同意)の要件を形式的には備えつつ、これらの重要な個人情報を安易に取り扱うようなことがあれば、本人にとって重大な被害が生じかねない。 したがって、個人情報管理委託型といえども、代理機関(仮称)の検討に当たっては、個人情報保護の観点から慎重な配慮が必要と思料する。</p> <p>3 「個人情報収集分析型」 (1)中間整理(案)は、個人情報収集分析型をさらに、ア医療分野、イ交通事故、災害の防止等の分野にわけた上で、まず、ア医療分野については、「…代理機関(仮称)に対して、要配慮個人情報を含む情報をオプトアウトにより提供できるようにすることが必要」とし、またイ交通事故、災害防止等の分野については、「…代理機関(仮称)に対して、本人同意が困難なときは本人同意なく情報を提供できるものとする必要がある」としており、いずれも個人情報保護法の特例措置を検討するものとしている。</p> <p>(2)「ア医療分野」について ア 中間整理(案)は要するに、現行の個人情報保護法では、医療機関等から患者の個人情報を第三者提供する場合には、本人の同意(黙示の同意を含む)又はオプトアウトによることが可能であるところ、改正個人情報保護法の施行後には、医療情報は要配慮個人情報として、オプトアウトが認められなくことから、その特例として、代理機関(仮称)に対してオプトアウトにより提供することが認められるようにする必要がある、としている。特例を認めるべき理由は結局、「医療現場で多数の受診者に個別同意を取得することとなり、現場の負担が過大となる」からとしている。 イ しかし、いうまでもなく医療情報は、極めてセンシティブな情報を含んでいることから、その取扱い方によっては、本人に重大な影響を及ぼしかねない。現行個人情報保護法が医療情報も含めてオプトアウトによる第三者提供を認めているからといって、安易に医療情報がオプトアウトにより第三者提供されている実情があるとすれば、その方が改められるべきである。 改正個人情報保護法が、要配慮個人情報について、原則として本人同意を要することにしたのもその趣旨だったはずである。 にもかかわらず、改正個人情報保護法が施行されてもいないのに、要配慮個人情報についてオプトアウトによる第三者提供が可能な特例を検討する、というのは、今回の法改正の趣旨を無にしかねない。</p> <p>(3)「イ交通事故、災害の防止等の分野」について ア 中間整理(案)では、タクシー会社や運送会社等から位置情報、プローブ情報や映像等の個人情報が含まれる情報を技術開発等の目的で収集しようとする場合、「映像に映り込んだ不特定多数の個人等に対して同意を取得することは事実上不可能であるため」、本人同意がなくても情報を提供できる特例を定める必要がある、としている。 イ タクシー会社や運送会社等が、映像等を収集しているのであれば、その段階で、利用目的を特定し、通知・公表しているはずである。したがって、これらの技術開発のために個人情報を提供することを予定するのであれば、これを利用目的に加えれば足りる。よって中間整理(案)が想定しているのは、タクシー会社等が取得の時点では利用目的にあげていない場合であっても、代理機関(仮称)に対しては提供を可能にしようとするものである。 しかし、民間事業者である代理機関(仮称)に対して、取得の時点で想定していなかった目的での個人情報の提供を広く認めることは、利用目的に関する個人情報保護法の規制を無にするおそれがある。 したがって、そのような代理機関(仮称)が本当に必要か否かを含め、その要件や監視監督のあり方、目的外利用を認める範囲の限定等につき、個人情報保護の観点から慎重な検討がなされる必要がある。</p>
14	個人	<p>【意見1】 (該当箇所)資料5ページ ~ 12ページ (意見)個人情報を取扱う「代理機関」の設置について、その機能や権限、国による認定の仕組みや基準等の記述がなく、現時点でのコメントは困難です。 代理機関の導入を前提とする場合、現時点での中間整理に加えて、以下の検討も必要と考えます。</p> <p>(1)個人が情報を提供することに対するインセンティブの提供 (2)個人が自らの情報管理・利用履歴を確認する手段の提供(例:マイナポータルのような仕組み) (3)代理機関が獲得する知財の取扱い…「知財の独占」と「公益性」の関係の整理 (4)代理機関の業務範囲…資料にあるような医療分野や災害・交通事故等、「公益的な役割」に限定するか、或いは「営業活動やマーケティング等への利用」も認めるのか</p> <p>【意見2】 (該当箇所)資料5ページ ~ 12ページ (意見)「国による代理機関の認定」について、以下の現状に鑑みて「より一層の適正化」が必要と考えます。「代理機関」(民間企業)の漏洩や違反に対する罰則規定、「国による認定」の在り方等の議論も早急に行うべきと考えます。</p> <p>(1)ネット社会にあつては、漏洩した個人情報は削除は事実上不可能 (2)名簿業者の存在や昨今の情報漏えい事案等、個人情報の漏洩が頻発しているにも拘らず、(技術的に困難であることは理解しますが)有効な手当てが講じられているとは言いがたい (3)「国の認定」に関する積極的な情報公開も必要</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
15	個人	<p>1. P.9 「【参考1】代理機関(仮称)への情報提供等(第三者提供)に関し立法措置が必要な事項【ア. 医療分野】」についての意見</p> <p>現在は、オプトアウト可能だが、改正個人情報保護法の施行後は、病歴等の要配慮個人情報、事前の本人同意なくオプトアウトでは提供できない ↓ 【立法措置】 国が一定の要件を審査し認定した事業を行う事業(医療等分野)に対しては、引き続きオプトアウトによる提供ができることとしてはどうか。</p> <p>(以下、意見内容)</p> <p>1-1. 現状のユースケースの「見える化」 文中に「引き続き」とあるので、まず(医療等分野)において、現在、オプトアウトにて個人情報提供しているすべてのユースケースの洗い出しを行い、分類することで、現状のユースケースの「見える化」を行う。 その際、個人情報取得事業者および団体名、個人情報の取得の際の同意の取り方、オプトアウトでの第三者提供先の事業者および団体名、オプトアウトの際の条件、オプトアウト後の利用目的および利用状況、国民の生活に有益な公益としての貢献度、等、を項目とし、事例ごとに比較し易いように「見える化」を行う。</p> <p>1-2. 上記1-1. の内容を国民一人一人にわかり易く「見える化」の上、広く情報開示する。</p> <p>1-3. 個人情報保護委員会における対応策を検討及び法制化 個人情報保護委員会において1-1. のユースケース分析結果、対応策を検討する。 その際、「基本的には病歴等の要配慮個人情報は、事前の本人同意なくオプトアウトでは提供できない」ことが基本条件になる。 したがって、P.9の「【参考1】代理機関(仮称)への情報提供等(第三者提供)に関し立法措置が必要な事項」はユースケースの内容を明確化した上で、代理機関(仮称)へのオプトアウトが必要と判断された場合のみ、あくまで例外規定として、法令または政令に明記するものとする。</p> <p>1-4. 代理機関(仮称)の透明性・公正性の確保 代理機関はその業務内容を広く開示しなくてはならないものとする。 代理機関(仮称)は個人情報保護委員会(第三者機関)の監督下に置き、必要に応じ個人情報保護委員会(第三者機関)が立ち入り検査等を行うものとする。</p> <p>1-5. 「ゲノム情報等の取扱い」の検討について 「ゲノム情報等の取扱い」と改正個人情報保護法における「要配慮個人情報」の関係性や取扱いについては、現在明確化されておらず至急検討の必要がある。 個人情報保護委員会や医療関係者を中心としたタスクフォースを設け、至急検討すべきである。(その際、いわゆる専門家ばかりでなく国民一人一人の意見を広く反映する「一般人」意見参加の仕組みも導入すべきである。) 検討の結果、新たな法制度が必要と考えられる場合は「ゲノム情報法」等の新法制度も検討する。</p> <p>1-6. 国民への(医療等分野)における個人情報取扱いに関する状況説明(1-1. ~1-5.)</p> <p>1-7. マイナンバーカードやマイナポータルを活用した「(医療等分野)における自己情報コントロール権および新たな医療制度の仕組み」の検討(オプション) 各個人が(医療等分野)における個人情報を提供する理由としては、 ・自分自身の医療向上のため ・家族の医療向上のため ・日本社会の医療向上のため ・世界の医療向上のため ・その他 等があり、(医療等分野)における個人情報を提供する理由や提供範囲も個人によって様々で異なる。 それが民主主義社会の基本的な人権を尊重した(医療等分野)における個人情報提供の基本的考え方である。 よって、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現を図るのであれば、(ゲノム情報等、「本人の意思」に基づき情報開示をすべきかどうかを決められない(医療等分野)の個人情報とは例外とした)マイナンバーカードやマイナポータルを活用した、国民一人一人の考え方を尊重した「(医療等分野)における自己情報コントロール権および新たな医療制度の仕組み」を検討すべきである。</p>
16	団体	<p>P9【参考1】代理機関(仮称)への情報提供等(第三者提供)に関し立法措置が必要な事項 【ア. 医療分野】 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/pubcom/chuukanseiri.pdf 患者A ←→ 医療機関・診療所等の連携部分につきまして、本人同意の確認作業量が増大することや、匿名加工情報処理化の作業量などに対応するマンパワー確保も急務と思います。 医療現場、代理機関(仮称)それぞれにご考慮頂けたらと思います。</p> <p>制度の大前提として、医療側・代理機関(仮称)側のアウトカム情報公開も必要ではないかと思えます。 例えば診療所・病院で言えば、米国CMSのように医師別データの基本情報の公表まで踏み込むこともご検討願えたらと思います。</p> <p>(参考サイト) CMS医師比較イニシアティブ一覧 医師の質報告システム(PQRS)参加施設データより https://www.medicare.gov/physiciancompare/search.html Physician Quality Reporting System (PQRS) https://www.medicare.gov/physiciancompare/staticpages/data/pqrs.html Physician Compare Initiative - Centers for Medicare & Medicaid Services https://www.cms.gov/Medicare/Quality-Initiatives-Patient-Assessment-Instruments/physician-compare-initiative/</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>①医療機関側の同意書確認担当者、データ橋渡し担当者、セキュリティ・プライバシー担当者などについて 国家資格者集団の医療機関側の患者対応担当をどの職種で考えられているのかが不透明です。 個人情報守秘罰則に準ずる資格者の配置など本件(中間整理)の意気込みの熱量と同じくらい医療機関側にもマンパワーを配置しなければと考えます。 現在、セキュリティ・プライバシー等の対策として「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」の遵守が該当し、診療報酬上「診療録管理体制加算1」算定病院の届出上の担当者が該当することになるかと思いますが、現在配置している担当者だけでガイドライン順守やPHR業務支援はとて人出が足りません。 そこで、日本も米国同様に増員が必要ではないでしょうか。今後日本において患者と代理機関(仮称)の接点や、PHR導入促進には、医療機関側の診療情報管理部門に従事する者の活躍は絶対に欠かせないものだと考えます。 下記、テキサス州立大学とAHIMA財団が行った研究レポートでは、電子カルテ・患者ポータル採用状況などが調査されていますが、患者ポータル支援業務はDRG(入院請求業務)登場以来の最大の業務シフトとまとめられています。米国では診療情報管理部門の専門職業務の大幅な地殻変動が起きています。 紙カルテから電子カルテ化への対応と、その情報の監査や患者への情報提供(患者ポータル)、接続業務、患者説明が新たな業務となっています。米国の先行事例は日本でも参考になるかと思えます。</p> <p>Patient Access to Personal Health Information: Regulation vs. Reality Perspectives http://perspectives.ahima.org/patient-access-to-personal-health-information-regulation-vs-reality/</p> <p>詳細なまとめ情報はこちらから。 http://wp.me/p2Xv05-gF</p> <p>米国では下記のように各州で活発に活動されています。全米に医療IT促進のための支援組織があります。</p> <p>■情報連携推進コーディネーター(診療情報管理士)の存在有無が医療ICT成功のカギを握る(米国の事例紹介) http://wp.me/p2Xv05-bR</p> <p>ブルーボタンPHR推進 AHIMA支部ホームページ調査・・・ブルーボタンPHRをホームページTOPページ下にリンクにしている州 ブルーボタンPHR http://www.healthit.gov/bluebutton (23州) Alaska http://www.akhima.org/ Arizona http://azhima.org/ Colorado http://www.chima.org/ Florida http://www.fhima.org/ Georgia http://www.ghima.org/ Illinois http://www.ilhima.org/ Indiana http://www.ihima.org/ Kansas http://www.khima.com/ Kentucky http://www.khima.org/ Louisiana http://www.lhima.org/ Massachusetts http://www.mahima.org/ Minnesota http://www.mnhima.org/ Missouri http://www.mohima.org/ Nevada http://www.nvhima.org/ North Carolina http://www.nchima.org/ Oregon http://www.orhima.org/ South Carolina http://www.schima.org/ South Dakota http://www.sdhima.org/ Tennessee http://www.thima.org/ Utah http://www.uhima.org/ Washington http://www.wshima.org/ West Virginia http://www.wvhima.org/ Wisconsin http://www.whima.org/</p> <p>上記はしてないけどmyPHR http://www.myphr.com 等のリンクがある州 (14州) Alabama http://www.aahim.org/ Arkansas http://www.arhima.org/ Connecticut http://www.cthima.org/ Delaware http://www.dehima.org/ Maryland http://www.mdhima.org/ Michigan http://www.mhima.org/ New Jersey http://www.njhima.org/ North Dakota http://www.ndhima.org/ Oklahoma http://www.okhima.org/ Pennsylvania http://www.phima.org/ Puerto Rico http://www.prhima.org/ Texas http://www.txhima.org/ Virginia http://www.vhima.org/ Wyoming http://www.wyhima.org/</p> <p>上記PHR関連のリンクもないが本家AHIMAのリンクあり (15州) California http://www.californiahia.org/ District of Columbia http://www.dchima.org/ Hawaii http://www.himah.org/ Idaho http://www.idhima.org/ Iowa http://www.iahima.org/ Maine http://www.mehima.org/ Mississippi http://www.mshima.org/ Montana http://www.montanahima.net/ Nebraska http://www.nhima.org/ New Hampshire http://www.nhhima.org/ New Mexico http://nmhima.org/ New York http://www.nyhima.org/ Ohio http://www.ohima.org/ Rhode Island http://www.rihima.org/ Vermont http://www.ahima.org/about/vhima</p> <p>②医療機関側の同意書確認担当者、データ橋渡し担当者、セキュリティ・プライバシー担当者などについて</p> <p>医療機関側の対応人材開発としては、下記ニュースのとおり、GHC(グローバルヘルス人材協議会)や医療IT系学会と連携しており、AHIMAとIFHIMA、IMIAとIFHIMA、AHIMAとAMIAなど、国際機関と米国の結びつきが活発になっています。</p> <p>IFHIMA 2015 Issues of Global News https://ifhima.files.wordpress.com/2015/12/ifhima-global-news_december-2015-issue.pdf 2016年4月以降からは、IFHIMA・AHIMAの国際資格の創設(3コース)が予定されており、世界中で不足している医療IT労働者を育成するようです。日本も同じような対策が必要ではないでしょうか。</p> <p>http://www.ahima.org/about/global http://ifhima.org/2015/07/15/release-of-final-international-curricula-competencies/ Health Information Management (HIM) Health Informatics (HI) Health Information and Communication Technologies (HICT)</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>下記の米国商務省レポート9頁目にAHIMAが世界の診療情報管理専門家教育・労働力育成を支援とあり、2015年後半までに国際教育カリキュラムを完成させ、医療IT労働者不足に対応と記載されています。</p> <p>■2015 Top Markets Report — Health IT A Market Assessment Tool for U.S. Exporters U.S. Department of Commerce International Trade Administration Industry & Analysis (I&A) July 2015 http://export.gov/industry/health/eg_main_086864.asp ■フルレポート 医療IT市場予測(2015年から2018年) PDF55頁 http://trade.gov/topmarkets/pdf/Health_IT_Top_Markets_Report.pdf</p> <p>③医療機関側の同意書確認担当者、データ橋渡し担当者、セキュリティ・プライバシー担当者などについて</p> <p>代理機関(仮称)には、健保組合や薬局チェーンなども含まれると思いますが、米国では最大ドラッグストアチェーンCVSが医療リテライゼーション(Retailization of Healthcare)※として、患者のPHR情報等を参照しつつ、看護師による軽症の診察や予防接種を受けられる「Minute Clinic」と呼ぶサービスを提供し、簡易検査や予防接種などを実施しています。 今後、日本でも薬局は「門前」から「かかりつけ」「地域」の薬局・薬剤師と「健康サポート薬局」に大改革が予定されていますので、今回の中間整理では、こうした組織記述への誘導にも踏み込んで頂きたいと思います。</p> <p>※医療リテライゼーション(ヘルスケアリテライゼーション) 医療情報の標準化が進められた結果、その収集されるデータから様々な政策立案、付加価値創造ができるようになりました。医療介護総合確保推進法(基金)のように「ご当地〇〇制度」とカラーを強く打ち出せる時代となり、マーケティングの主役は今や国や保険会社、製薬メーカー等から地域・病院単位へ移行しています。患者(消費者)が望む価値(バリュー)をスピーディーに提供する医療提供体制が重要となりますが、欧米ではこれを「Retailization of Healthcare」(医療のリテライゼーション)と呼び、地域や企業の新たなブランド作りとして大きな潮流となりつつあります。とくに医療業界ではオンライン医療相談・検査サービスやスマホで地域の診療情報提供事業として上記ドラッグストアチェーンCVSの「Minute Clinic」やカイザーパーマネンテのPHR・患者ポータル「My Health Manager」などが有名です。 http://investors.cvshealth.com/~media/Files/C/ CVS-IR/reports/cvs-ar-2013.pdf</p> <p>Retailization Of Health Care: Consumer Choice And Accountability Growing http://investors.cvsremark.com/~media/Files/C/ CVS-IR/corporate-governance/18-12-2013-docs/ CVS-Caremark-2013-Analyst-Day-Full-Presentation.pdf</p> <p>カイザーパーマネンテのヘルスケアリテライゼーション http://www.californiahealthline.org/insight/2014/kaisertarget-partnership-another-step-in-retailization-of-health-care</p> <p>カイザーパーマネンテ年次報告書2014年版 カイザーパーマネンテのPHR「My Health Manager」やモバイルアプリダウンロード数など必見。 http://share.kaiserpermanente.org/article/kaiser-permanentes-2014-annual-report-now-available-online/</p> <p>カイザーパーマネンテのPHR・患者ポータル「My Health Manager」 Kaiser Permanente's 2013 Annual Report Now Available Online July 24, 2014 http://share.kaiserpermanente.org/article/kaiser-permanentes-2013-annual-report-now-available-online/ Kaiser Permanente 2013 Annual Report http://share.kaiserpermanente.org/static/kp_annualreport_2013/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3440万回 検査結果 を参照 ・1480万回 処方箋発行 メール管理 ・喫煙会員の58%が禁煙へ ・不眠症の睡眠時間32分増加 ・ライフスタイル改善で会員の56%が体重減 ・糖尿病患者の服薬管理にてコレステロール値と転帰が改善 <p>患者情報のマッチングや情報活用について、米国の最新レポートでは医療現場の人材不足で以下の問題に直面していると報告されています。 日本においても必ず出てくる問題ですのでこれらの解決も是非ご検討いただけたらと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録スタッフの離職率 ・記録マッチング用語の不一致 ・人材リソース不足 ・情報ガバナンス・ポリシーの欠如 ・エグゼクティブサポートの欠如 <p>Survey: Patient Matching Problems Routine in Healthcare Journal of AHIMA http://journal.ahima.org/2016/01/06/survey-patient-matching-problems-routine-in-healthcare/</p> <p>本人同意のもと、海外で既にサービス化しているPHRなどへ医療機関が持つ情報を流してくれるようにできないでしょうか。 例えば無料のマイクロソフトヘルスポルトなどに、「代理機関(仮称)」を介せずとも個人の申請でその手続きができるようにならないでしょうか。 自分の情報は自身で管理する、法制化等も待たずにすぐできることを政策誘導してほしいと思います。 または情報提供した医療機関には診療情報提供料と同じ250点を算定可能にするなど、要件変更ですぐ対応できる医療機関もあると考えます。 レセプトの情報だけでも、できれば検査結果等のデータも個人の申請でデータとして受領ができたらと思います。</p> <p>AHIMAが認定するWebベースのPHR企業が51もあり、日本でも利活用できるものが10近くあります。 http://www.myphr.com/resources/choose.aspx</p> <p>今すぐできます。是非ご検討くださいませ。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
17	団体	<p>少子高齢化＋人口縮小ということを考えれば人口密度が少なくなり、病院数が地方で減っていくのは必然です。香川県の人口増減もRESASデータの推移を見れば、医療（健康福祉）施設含め、先30年以降は残念な傾向にあると認識しています。過疎が進んだ町では、病院経営ができなくなり医師が離れていきます。今後はそういった地域では遠隔医療（リモートによる診察）や非常勤医師の配置が必要不可欠となってくるのではと考えております。近年香川では、K-MIXという病院向けリモートシステムのサービスが開始されていると聞きます。ただK-MIXは医療施設間の情報共有までとなっており、人口減少した際、医師が遠隔地からでも診断できるような仕組みが必要ではないのかと思います。</p>
18	団体	<p>当団体では、以下(1)の問題意識をもって医療用途での個人情報の活用制度創設の可能性、その際の留意事項の検討を過去3年にわたって行ってきた。</p> <p>今回の「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」(以下「本中間整理」という。)で示された事項の中には、当団体の検討事項・内容に関連するものが含まれており、以下(2)のとおり当団体としての意見を申述べる。</p> <p>(1)当団体の問題意識</p> <p>当団体は、2013年度から、少子高齢化が急速に進展する日本において健康長寿社会を実現するためには、ゲノム情報を含めた、バイタル・メンタル・医療データ、ライフログの一部などPHR(Personal Health Record)データを個人ごとの単位で一括管理を行い、それにより集積されたビッグデータを一次・二次・三次利用して、「生涯健康サポート」として、個別化予防・医療へ適応することなどによって、個人に適した健康志向の生活を支援し、健康長寿社会の構築に貢献する仕組みを構築することが重要だと認識し、その構築における留意点を検討してきた(詳細は、http://www.cocn.jp/thema82-s.pdfご参照)。</p> <p>この構築にあたっては、PHRデータを収集、分析するためのインフラとして「PHRデータバンク」を設置して、それがPHRデータの収集・蓄積して、個人情報の保護に留意しながら活用、永続的運用を行うことが重要であると理解している。</p> <p>今般、個人情報保護法が改正されたことにより、従来はオプトアウト方式によって運用することが可能であった上記PHRデータが「要配慮個人情報」として定義される可能性が高くなり、これによりオプトアウトの適用可能性がなくなると、原則として個人情報の主体から個別に同意を得ることが求められるようになってしまうこととなる。これは、上記PHRデータを個人属性から切離れた形でビッグデータ解析を行うことによって得られる社会的に有用な知見を得にくくしてしまう虞が懸念される。例えば、特定のSNPsの有無と発癌可能性、治療薬の薬効、副作用の発生等との関連性や、日常生活と特定疾病との関連性等は、大量の匿名化されたPHRデータをビッグデータ解析することによって科学的に確認することができるが、直接的に個人情報の情報主体に対して還元できる性質のものではなく、社会全体として利益を享受することとなる性質のものである。このような知見を得るための手法が、過度に個人情報を重視することによって利用できなくなるということは、健康長寿社会の実現に対して大きな障害となることを懸念するところである。</p> <p>このような観点から、当団体として、以下の(2)のとおり意見を申し述べることにしたい。</p> <p>(2)当団体の意見</p> <p>① 総論</p> <p>当団体は、上記(1)のとおり、匿名加工等により個人情報から切離された(個人の属性に依存しない)PHRデータに関して、本中間整理で示された個人情報収集分析型代理機関(医療分野)で利用することは、当団体の問題意識に適うものであり、是非実現をお願いしたい。本中間整理で示しているとおり、上記(1)のような社会的便益を高める目的で匿名化されたPHRデータを利用する際には、改正個人情報保護法の定める「要配慮個人情報」として取扱わず、従来同様、オプトアウトによる特定個人の研究活動からの離脱を認める限り情報主体個人の同意取得を条件としない利用可能とする特別法を立法化することが妥当であると考えている。</p> <p>なお、特別法の立法化によりオプトアウトを条件とした上記態様のデータ利用を認める場合、個人情報の情報主体が異議を申述べるまでの期間に得られた知見等の利用にはオプトアウトがなされた後も特段の使用制限を課さないことを明確化していただきたい。</p> <p>② 代理機関の複数化・属性情報の共有推進・民間代理機関の公共インフラ化</p> <p>次に、この特例を設ける場合、特例を受ける資格を有する団体(適格代理機関)を複数設けた上で、それぞれの団体の特徴が利用者(医療関連機関、大学等の高等教育機関、製薬企業、検査機関、機器企業、保険会社、行政等)に対して適切に開示されるべきである。</p> <p>また、適格代理機関としては、基準を満足する限り広範に認定がなされるべきであり、利用者と適格代理機関との兼業を否定するべきではないと考える(但し、この場合、代理機関業務と利用者側の組織との間に適切なファイアーウォールの設置を条件とするべきである)。</p> <p>適格代理機関が大量の個人由来の情報を個人単位で集約して、匿名化することを業として収益を上げることを許容する場合でも、代理機関の経営基盤を利用料のみで成立させることは適切ではない。医療用途における代理機関の運営は、ひいては国民全体の福利厚生を向上させる公共性をも有するものであるから、一定割合の公的資金を注入することで健全な組織運営及びPHRデータの管理体制が実現されるようにするべきである。このことは、代理機関が利用者及び国民全体の信頼を得て安定的に経営を継続していくためにも、好ましいと考えられる。</p> <p>一定割合の公的資金を注入することの反面として、公共性を有する機関としての公平かつ透明な運営がなされるように、定期的な監査の実施等、医薬品、医療機器等における政府等の業務監査権と同等の監督(業務監査)権限を容認するべきである。但し、監督権限の行使は、利用者が目論んでいる成否不明な新たな取組みに対して過度の制約を与えるものではない旨も明確に定めるべきである。すなわち、利用者の目論見が明らかに犯罪的又は反倫理的な目的であると認められる場合を除き、利用者の利用申込に対して受託を拒むことができない旨を明確に定められたい。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
19	団体	<p>P.5 2. (3) ① 代理機関(仮称)のあり方 代理機関(仮称)の2 種類の分類における検討について、構想として賛同致します。そこで、収集から分析、消費、還元に至るまでの情報のエコシステムを構築するためには以下の3 点に留意することが重要だと考えます。</p> <p>1. 物理的に新設する、いわゆる『代理機関』によりデータを収集することに対しては、現在のデータ保有者における収集に際してのデータ構造の統一などの新たなコストなどによりハードルが高く、効率的で全体的な収集・分析には至らない可能性があります。そこで、現状における各種データ保有者、つまりは政府、公共機関、医療機関、民間企業において、保有している膨大なデータを、データ構造などを作り変えることなくそのまま利活用つまりは分析できるような規格を採用し、ガイドラインに準拠することにより、それらが認定を受けられるような仕組みを構築することが重要だと考えます。なお、その際、総務省にての「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン」策定の方向性が今回においても参考になると考えます。そのためには、データを収集するプレイヤーと分析するプレイヤーが異なる、もしくは、それらが同一プレイヤーにて行われる場合でもそれぞれを別弊社にて、現在ご協力いただいている医療機関様での実証実験を皮切りに、そのようなプラットフォームの元となる仕組みを構築するべく企画を推進しており、そのプロジェクトを参考提示可能です。</p> <p>2. 様々なサービス及びデバイス、センサーから収集可能となる膨大なデータは、ただ収集するのみでは、データを必要とする側が有償にてデータを購入するに足るものではなく、それぞれの、例えばカルテ、医療情報であれば新薬開発や疫学研究、治験、健康管理、予後管理、健康指導などの用途ごとに、必要となるデータの種類、該当人数、該当期間、該当範囲、分類方法、詳細度などが異なります。「利活用」つまりは「分析」を前提とした収集をするためには、「収集」つまりは「分析できるような状態にする」ときに、それぞれがその時の分析の用途に最適なデータ加工、分類を行い、分析する側はより自身の用途に合ったデータ収集を可能にしているところからデータの有償提供を受ける、という市場を形成することが重要であると考えます。</p> <p>そのためには、データを収集するプレイヤーと分析するプレイヤーが異なる、もしくは、それらが同一プレイヤーにて行われる場合でもそれぞれを別途異なる基準・ガイドラインにおいて認定する仕組みを構築することで、結果として独占のない健全な市場において、現状のデータ寡占者による情報保有優位性による抵抗を避けつつ、また新たなデータの寡占も生むことのない、情報の円滑な流通が促進される仕組みが実現すると考えます。</p> <p>3. 上記1.2.の仕組みを構築する際には、国民、エンドユーザーにとって「安全・安心に」という、背景の項にて前述した通りのデータセキュリティを確保することは大前提であると考えますが、現状、プロキシによる「なりすまし」を許すIPv4から、次世代規格のIPv6への移行が遅々として進んでおらず、また、秘密分散技術のような分散テクノロジーでデータセキュリティを保つことと、利活用に適した状態でデータを保管することは相反する場合がありますため、その両立を実現する仕組みとテクノロジーが必須だと考えます。</p> <p>弊社にて、依然デファクトであるIPv4 空間においてもサーバ内でプライベートなIPv6空間を構築して実現する秘密分散技術と、端末、アプリケーションレベルでのエンドトゥエンドの通信セキュリティ技術、圧縮の際に瞬時の分析を可能にするフラクタルインデックスを組み合わせたテクノロジーを有しており、前述の医療機関様にての実証実験にて実装を予定しているため、こちらの観点からも、同プロジェクトの参考提示可能です。</p>
20	団体	<p>●代理機関のあり方について (1)基本的な考え方 医療情報を扱う代理機関について検討を行うことにより、データの所在・量・提供方法や入手手続、データ形式(表の様式・用語・単位などを含む)など、データ利活用促進のための環境整備につながることを期待する。その際、データを使ってよいかかわからない悩みや情報取得・提供主体が官か民かによって取扱いが異なるといった煩雑さを解消するとともに、さまざまな個人情報保護条例・ガイドラインの存在を乗り越えて、可能な限り簡素で明快なスキームとすべきである。その前提として、代理機関の新設が国民に支持されるものとなるよう、データを提供することにより還元が期待される社会的な意義や効用、そのための代理機関の要件等について明示しながら、制度設計を進めていくことが重要である。</p> <p>(2)中間整理に示された方向性に関する気付きの点 ①p6「個人情報委託管理型」の類型について 現行の個人情報保護法で対応可能であると整理されているが、現状において、法の枠内で事業を行っている者が、個人情報委託管理型の代理機関と位置づけられ、代理機関としての規制が課されることのないようにすべきである。既に、事業者は改正法の遵守のために追加的なコストを払うことが必須であり、一連の制度見直しによる新たな規律が、実務上、過大なものにならないよう十分に配慮すべきであるとの観点から、今回の措置が、既存の事業者を含めた媒介者責任に係る付加的かつ画一的な規制に繋がらないようにすべきである。</p> <p>②p7「個人情報収集分析型」の類型について 医療分野とそれ以外(交通事故防止、防災等)の分野に分けて類型化しているが、代理機関の制度的枠組みを考えるうえでは、分野を問わず、次の3点の整理、明確化が必要と考える。 1)本人に対し非開示の個人情報の取扱い(カルテ情報、信用情報、等) 2)公的部門と民間部門がそれぞれ保有するデータの取扱いの共通化 3)データを取扱う者に対する資格や要件等のあり方(官民共通とすべき)</p> <p>③p8-9医療分野の代理機関について 国が一定の要件を審査し認定した事業に限定し、その対象とすることが想定されているが、すべての事業について、都度、審査・認定を行うことは不可能であるため、ネガティブリスト方式として禁止するもののみを示すなど、利活用に資する方策とすべきである。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>④p12認定基準等について 代理機関が行う事業は、個人の権利利益に与える影響と社会的な効用増進等を衡量し定めるべきであり、国民の理解が得やすい分野を手がける機関と定義することは適切ではないため、認定に当たっての視点を見直すべきである。 (中間整理で示された原案) 「1) 調査または開発の対象となる新たな知見または新たな技術・製品を利用することにより、国民生活向上・国民経済発展に特に寄与するものと見込まれること 2) 国民の理解が得やすい分野に係る事業であること(医療・介護の向上、健康の増進、事故又は災害の防止等の分野(必要に応じて政令で追加))」 (修正案) 「1) 調査または開発の対象となる新たな知見または新たな技術・製品を利用することにより、国民生活向上・国民経済発展に特に寄与するものと見込まれること(医療・介護の向上、健康の増進、事故又は災害の防止等の分野(必要に応じて政令で追加))」</p> <p>⑤p9、p11関係機関の協力のあり方 代理機関の事業の継続性を担保するためには収益性のある事業とすることが必要であるが、データを提供する側の個人、医療機関、民間事業者、研究機関、行政機関等との対価を含めたインセンティブのあり方について整理する必要がある。また、利活用のためには多量のデータを収集する必要があることから、関係機関の協力に関する努力義務規定の導入についても検討すべきである。</p> <p>⑥p12データの標準化・構造化 代理機関が機能するためには、データを共有するための標準化・構造化が必要であり、次の点の整理が必要である。 1)誰が担うのか(標準の策定、データ変換、カタログ作成、あいまい検索) 2)質の確保(評価・分析のあり方、ユーザー側の自己責任の考え方も必須) 3)標準化・構造化のためのコスト負担のあり方</p>
21	団体	<p>本邦におけるIT総合戦略と情報利活用の双方の目的から、これを一元的に管理する構想そのものについては賛成である。製薬産業として、思わぬ副作用被害拡大の未然防止や長期処方によるリスク、安全対策の成果検証などこれまで欧米に比べて充分とはいえなかった対策を実現するうえでも、代理機関(仮称)の構想に期待したい。</p> <p>ただし、法制度や技術的環境の課題は広範囲に及んでおり、当団体各社からの懸念等は下記に示す通りである。我々が十分に構想を理解していないために提示されたと思われる質問を含むが、実際に直接関わる可能性のある産業界にあって、未だ十分に状況が共有されていないという課題を抱えているという象徴としても意義があると考え、そのまま掲載させて頂く。ご検討の主幹となる専門家各位においては「それは十分想定している」と思われるかもしれないが、外野は甚だ不安感で一杯なのである。</p> <p>また、創業等の国際的な産業競争力のさらなる醸成を鑑みると、P7に示される「個人情報収集分析型」についてはむしろ積極的にアカデミアや民間がその分析を行うよう促進策を講じる方が相応しいと考える。この場合にあってはなお、種々の法制度に関する課題があると考えている。</p> <p>さらには、ビッグデータ分析の特性について「量は質を凌駕する」と表現されることがあるが、医療情報の分析についてはこれが必ずしも当てはまらないことを補足する。例えば「少量の飲酒は禁酒よりもむしろ寿命を延ばす」等の仮説を分析する際にあっては、「医師に飲酒を禁止されている人」の取り扱いが適切でなければ真実とは真逆の結果となりえる。分析に際しては疫学統計専門家の介入を必須とする等、生命関連情報の特殊性を踏まえた取扱いを要請する。加えて、標本が特殊な集団ではない、即ち一般化可能性等の種々の課題についても地域単位で参加医療機関及び患者を悉皆と見なせる程度にカバーする等、十分に考慮され運営されるのかどうか、頂いた情報だけでは判断できない。その点において情報不足であり、場合によっては後日、異議を申し上げる可能性がある。</p> <p>(加盟会社1)</p> <p>1. 頁:6 (意見) ・要配慮情報を含み、患者と医療関係者等との間の信頼関係及び資格者等の守秘によって運用されている医療等の情報と他の分野の所謂ビッグデータを同じ枠組みで扱う事は一方に保護上の不安を、他方には過剰な情報保護を要求することになり、適切ではない。</p> <p>2. 頁:7 (意見) ・例示されている参考1と参考2では、参考1のア. 医療等分野は、患者(個人)がどのような情報がどの施設から代理機関に提供されているかを概ね把握できるのに対して、イ. 交通事項、災害の防止等の分野では10頁の太字下線で記載されているような情報が提供されていることについて医療情報と同程度には把握できないと考えられる。このように認知度の大きく異なる分野を同じ制度枠組みとすることは適切ではないと考える。</p> <p>3. 頁:8 (意見) ・民間と行政機関並びに独立行政法人では個人情報保護法における利活用並びに第三者提供の規定が異なる。</p> <p>4. 頁:9 (意見) ・代理機関は独立行政法人等、公設とすべきでないか。医療分野について、代理機関は全国で唯一、複数あるいは医療圏ごと、その他どのような形態を想定されているのか。個人情報委託管理型は、個人と特定の代理機関が契約することであるが、医療機関には医療圏を跨って患者が受診するため、各医療機関は患者毎に代理機関が異なることとなるため、運用が困難となると思われる。少なくとも医療機関からの収集機関(システム)はハブ機関として一元化し、ここから各個人が契約する代理機関に分配する方式が必要ではないのか。また、独法であれば、その設置目的、事業を特定でき、目的限定で同意なく個人情報を収集し、第三者提供が可能であるので個人情報法の例外規定も不要となる。更に、医療等番号制度が実用化された場合、連携サーバーに接続してデータ突合を行うことになる。ハブ機関で突合後、分配先代理機関別符号によって仮名化して分配することで安全性を高められるのではないか。</p> <p>5. 頁:9 (意見) ・医療等分野について、個人情報委託管理型代理機関と個人情報分析型機関が同じ機関である必要はないのではないかと考える。個人情報委託管理型代理機関はその機能から地域医療情報NWを基本とした機能となると考えられるのに対して、分析型機関はその目的から地域に依存しないより大規模なものが必要と考える。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>6. 頁:6 (意見) ・医療機関毎とは別に各種の医療等情報データベースも代理機関と類似の仕組みが必要である。既にNDB, DPC, 介護保険総合DB, 癌登録, NCD, 各種疾患登録等種々のDBが運用あるいは構築されつつあるが, 各々独立しているため追跡性や情報の充足性が課題である。また, 明示的な説明同意を得ていない場合が多く運営及び利活用にも課題がある。これら各DBを代理機関と見なすあるいは代理機関のデータソースとすることで課題解決が見込まれる。</p> <p>7. 頁:全体 (意見) ・医療等情報の保護と利活用に関する特別法の制定が必要 ・医療情報は要配慮個人情報を含むため, 明示的な説明同意の範囲を超えての利活用, 第三者提供は禁じられている。 ・匿名加工情報は同意の範囲を超えて活用, 第三者提供が可能であるが, 医療機関における容易照合性をなくすことは困難でありまた, 医療情報の特性として患者毎の縦断性(時系列の突合)が必要であるため匿名加工による運用は不可能である。 ・NDB, DPC, 介護保険総合DB, 癌登録, NCD, 各種疾患登録等を個人単位で突合して分析可能とすることは大きな公益を生み出し得るため対象に含むべきである。 ・従って, 医療等情報全般について, 同意の取得方法, 利用目的並びに第三者提供の範囲の外縁を定め, 一定の安全確保措置を講じた上で仮名化情報による利活用, 第三者提供を可能とするべきである。</p> <p>8. 頁:全体 ・医療等情報の保護と利活用に関する特別法の制定が必要 ・医療情報は要配慮個人情報を含むため, 明示的な説明同意の範囲を超各種の医療情報を個人単位で確実に突合して扱うためには管理されたIDの仕組みが必要である。</p> <p>9. 頁:9 ・左下「国が一定の要件を審査し認定した事業・・・」とあるが, 審査は図の真ん中から上の個々の研究, 分析, 加工～提供ではないのか? その場合, 代理機関への提供時点では判断できないのではないのか。あるいは, 予め代理機関が行える分析, 提供を限定するのであれば, 代理機関による新たなサービス開発を阻害するのではないか。</p> <p>10. 頁:全体 ・臨床検査機関も対象としてはどうか。特に診療所からは診療報酬明細書に+アルファ程度のデータを収集し, 検体検査結果は臨床検査機関からのデータを突合することは, データ収集の仕組みとして効率的である。</p> <p>11. 頁:9 ・保険薬局も対象とし, 調剤結果を代理機関を経由して医療機関に返す並びに一定の検査値, 処方・調剤履歴等を保健薬局で参照可能としてはどうか。図には保険薬局が含まれていないが, 医薬分業が進んでおり, 適切な服薬指導, 重複処方の抑制, 医療の安心安全に貢献可能と考える。</p> <p>12. 頁:全体 ・データの品質、粒度、充足性の評価、管理が必要 研究や開発及び行政施策評価等に用いるには, データの品質等に目的用途に応じた信頼性が必要である。例えば, 医療機関毎に医療機能評価として提供される情報のQCを行い, レベル評価が行われれば, 一定レベル以上のデータを用いるなど使い分けが可能となる。また, 企業が利用する場合は当然, 対価を支払う事となると思われるが, データ品質によって費用設定されることは合理的である。</p> <p>13. 頁:全体 ・医療等分野のデータ仕様の統一が必要 代理機関が複数存在し, 個人が契約する代理機関を変更し得ることを前提とした場合であるが, 代理機関を変更する場合, 個人データのポータビリティの保障が必要である。仮に代理機関が民間機関である場合, 囲い込みを目的に独自仕様を用いることが無いようにすべきである。</p> <p>14. 頁:12 ・代理機関の認証並びに監査組織(機関)が必要</p> <p>15. 頁:全体 ・第三者提供の登録並びに結果の開示を行うべき 公共性, 公益性が高いとして実施されること, 医療情報の集合体DBは少なからず公的性格を有することから, 調査, 開発の成否と問わず, その目的, 計画並びに結果は公開され, 社会的な知識の蓄積とすべきと考える。</p> <p>16. 頁:全体 既存の仕組み, 制度の活用 新たなシステム, インフラの導入は, 医療機関に経済的, 人的負担が生じる。例えば, タイムラグが生じるが, 診療所からのデータ収集はレセプト電算システムを活用することで, 負担軽減と初期の参加医療機関数の確保が可能になる。これに検体検査機関の結果を突合すれば, 基本的なデータとして十分活用可能となる。</p> <p>(加盟会社2)</p> <p>17. 頁:7 ・医療に関連する多くの情報を管理し, かつ突合可能とすることが, 質の高い分析結果を還元するために必要と考える。 現状, その多くは個別の個人識別情報で管理され他の情報とは突合可能とは言い難い状況であるため, 例えば医療等IDなど, 突合可能とする個人識別子の管理を併せて検討すべきである。 また, 医療等ID以外の識別子で管理されている情報においても, 代理機関(仮称)にて収集する対象となり何らかの形で突合可能となることが望ましい。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>18. 頁:9 ・質の高い分析結果の還元には、質の高いデータのインプットが必要となるが、原案では各病院・診療所に質の高いデータ入力を行う動機づけが働かない。協力施設に対する調査結果の自発的還元など、質の高い入力につながる何らかの動機づけが可能となるプロセスを合わせて検討してはどうか。</p> <p>19. 頁:12 ・代理機関(仮称)により取扱う情報の種別が存在することを踏まえると、第三者提供前に代理機関(仮称)間でデータを共有し、突合・匿名化の上提供する形式も考えられる。 ・代理機関(仮称)間の連携として、上記対応が可能となる整備が必要と考える。 ・同様にデータ管理において代理機関(仮称)間の仕様のばらつきは突合時の支障につながる恐れがあるため、一定の標準化が必要と考える。</p> <p>(加盟会社3) 20. 頁:全体 ・収集するデータに一定の質を確保することが必要と考えます。 様々な医療機関(診療所、病院等)の情報を集約され、扱うにあたり、各医療機関でのデータの質の差異により、統合したデータの質が下がることは避ける必要があると考えます。収集するデータに一定の質を確保するために、例えば、データ作成基準などのガイドラインの作成などの対応が必要と考えます。</p> <p>21. 頁:全体 ・医療等IDの活用が必要と考えます。 公衆衛生上の懸念の解析や疾患診断のサポートなど医療分野で医療情報を活用する上では、医療等IDを活用し、個別の医療情報を突合した上で、さまざまな医療上のイベントを網羅的に解析することが必要と考えます。</p> <p>22. 頁:8 【医療情報の利活用における代理機関の要件】 ■ 国(公的機関)が認可する事業者であること *患者(国民)が信頼できる「安心・安全なプラットフォームを提供する事業者」であること。 *匿名化ルール、運用ルールについて国(公的機関)が定めた仕組みで運用すること。(定期的な監査を実施) *上記を遵守する条件で、医療情報に関し、代理機関からの製薬企業を含めた研究機関へ情報提供を許可すること。 *利用者視点から代理機関は、国が認可した特定の事業者にて運営すること。 (利用目的に応じて、1つの事業者から医療情報を得られる仕組みが望ましい。)</p> <p>23頁:8 【代理機関における医療情報の収集に関する要件】 ■ 患者/医療機関から”オプトアウト”による医療情報の収集を実現すること。 *オプトアウト方式により、より多くの医療情報を確保できる仕組みであること。 *既存のデータベース(NDB、専門登録DBなど)と連携し、利用者のニーズにマッチした情報収集の仕組みが実現すること。 ■ 医療情報の連結が可能であること。 *患者の診療情報は、一つの施設で完結しておらず、健診データを含め、国民のライフケアステージで発生する様々な情報を共通IDなどで連結される仕組みを提供できるようにすること。 (医療機関の診療情報と健診データを一気通貫で把握することにより、国民の予防医療の促進が図ることができる。) ■ 利用者の目的に応じたフレキシブルな分析が可能な仕組みであること *代理機関、利用者間での運用ルール(ガイドライン)を定めることを前提に、製薬企業等研究者の多様な要望に応えられるような詳細な情報を得られる仕組みであること。</p> <p>(加盟会社4) 24. 頁:8 病因となる遺伝子情報も含まれると思いますが、このことを明記しておかなくて宜しいでしょう。</p> <p>25. 頁:8 「個人情報委託管理型」を本検討からは対象外とし、「個人情報収集分析型」のみに限定してはいかがでしょうか(少なくとも医療分野において)。医療分野と交通事故等の分野で異なるのかもしれませんが、病院等から代理機関へ医療情報が提供されることを明確に理解した上でクレジットカードを作成しているカード利用者は多くないと思います。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
22	団体	<p>●該当箇所:5頁目の「代理機関(仮称)のあり方」について ●意見内容:「情報の利用を適切に促進すること」が求められるが、それをどのように実現するのかや要件など具体的な記述もしていただきたい。その点が不明確なままであると、代理機関が仲介することで返って足枷となることも危惧される。また情報が集中する代理機関において情報が流出すると計り知れない損失も考えられることから万全な対策も講じられたい。</p> <hr/> <p>●該当箇所:7頁目の「安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称))」について ●意見内容:「代理機関が多種多様な主体に代わって収集、分析し、その分析結果・開発成果の活用を図る形態」の提案については懸念もある。アカデミア、民間、行政などが主体となって行えるように促進させる方針にした方が国際的な競争力を養えるとも考えられる。また「個人情報を含まない情報」との記載があるが、匿名加工情報を含むのか、集計結果のみであるのか、それともそれら両方であるのか明確にしていきたい。</p> <hr/> <p>●該当箇所:9頁目の「[参考1] 代理機関(仮称)への情報提供等(第三者提供)に関し立法措置が必要な事項」について ●意見内容:医療分野について、医療情報の積極的な利活用を推進することは、他国の事例も鑑み保健衛生上大変重要であり公的な利益が勝ることが明確であることから、個人情報保護と利活用を両立しうる適切な立法措置が必要と思われる。つまり、レセプトや、疾患レジストリ、電子カルテなどの病院情報システムからの医療データのみならず、人口動態等の情報との連結に根拠を与え、これらの利活用を通じて医療の質向上・社会保障の効率化に繋がるような情報創出を促すための適切な法整備が望まれる。医療等IDにかかわらず、情報の質を高めるには必要な情報同士のリンクが必要であり、そのための法整備も必要である点について踏み込んだ記述を求めたい。現在の厚生労働省が提供するレセプト等の情報提供に関しては、データベース整備と目的内利用に対する根拠として「高齢者の医療の確保に関する法律(通称:高確法)」があるが、第三者提供に関しては根拠法がない危うさを鑑みても、より強固な法整備が必要と思われる。また医療等分野については「引き続きオプトアウトによる提供ができることとしてはどうか」との記載があるが、学術目的利用は個人情報保護法第4章の適用除外とはいえ、代理機関(仮称)は様々な目的の、様々な個人情報保護法制に従う個人情報を扱う可能性があることから、医療分野だけでなく学術目的についても同等に取り扱えることを明示してもよいと思われる。最後に、代理機関(仮称)の図の中で、オプトアウトで収集した個人情報をオプトインで収集した個人情報と混ぜこぜにしてはいけないという意味で赤バツ(×)印があり、それは理解できるが、オプトアウトで収集された情報でも患者の同意を得る(すなわちオプトイン手続き)を経れば、医療機関に戻らなくてもオプトインで集めた個人情報に含めたり、リンクを取ることは認められて良いと思われる。</p>
23	団体	<p>●代理機関(仮称)について 代理機関(仮称)の制度的枠組の提案は、来年からの完全施行を控えている改正個人情報保護法との関係で、改正個人情報保護法では本人同意がなくては提供することができない個人情報を取り扱う一定の事業につき国の審査及び認定を得ることによって、本人同意なく提供を可能とするためのものである、と理解しております。もっとも、代理機関(仮称)の制度的枠組の具体的内容には分からない点が多くあります。</p> <p>このような国による事業の認定及び代理機関(仮称)制度の創設といった新たなシステムの有用性については疑問も生じるところです。このようなアプローチは、却ってデータ利活用に関する企業等によるイノベーションが活かされなくなったり、実際の個人情報保護が進まなくなってしまうたり、現在個人情報保護委員会によって検討中である改正個人情報保護法の施行規則との関係において矛盾又は疑問が生じる可能性があります。当団体としては、本来的には、国の特別の審査及び認定を必要とせずとも、透明性を確保したマルチステークホルダーのプロセスにより、改正個人情報保護法の施行規則やガイドラインを策定していく中で、データの収集、移転、処理及び変換をしやすい仕組みにしていくべきと考えます。</p> <p>当団体及び当団体の会員企業は、個人情報及びその他の顧客の機微な情報を保護し、顧客から個人情報及びプライバシー保護に関する信頼を獲得し維持することに重大な関心を持ち、努力をしております。同時に、テクノロジー・エコノミーが繁栄、成長するためには、事業者はイノベーションを行う自由を得る必要があります。顧客の信頼を獲得、維持することにより、事業者は、継続的により新しく、より良いプライバシー保護を提供する自由を得るという好循環が重要です。そして、個人情報及びプライバシー保護には、当該情報の性質と利用場面に応じて最適な、先進的アプローチがいくつも存在し得ます。例えば、製品デザインと製造の過程からデータ保護に取り組む Privacy by Design、より分かり易いプライバシーポリシーの提示、堅牢なセキュリティ対策の構築並びに従業者及び業務委託先の教育啓発や契約に基づく個人情報漏洩又はプライバシー侵害からの保護を活用しつつ、民間が主導して消費者や他のステークホルダーと積極的に対話のうえ自主規制を策定していくことが、実質的な意味での個人情報及びプライバシーの保護並びにその取組に関する透明性向上に役立つと考えます。</p> <p>これらの考えに基づき、当団体は、改正個人情報保護法の完全施行に向けて、政府、企業、消費者その他のステークホルダーが協力し、イノベーションを可能としつつ個人情報保護に関する消費者からの信頼を得る仕組みが策定されることを期待しているところです。現在のところ、改正個人情報保護法下での匿名加工情報の取扱いに関する規則を含む各ルールが定まっていますが、これについては迅速かつ適切に策定いただきたいと考えております。さらに、上述のとおり、これらのルールは、グローバルなデジタル経済の生命線である円滑な越境データの移転をいかに確保するかにつき、十分に考慮して定める必要があります。情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会における議論の中では、越境データの移転への影響について検討が特になされていないようですが、かかる検討は非常に重要です。</p> <p>まとめますと、政府においては、煩雑であって有効とはいえない可能性のある、国による事業の認定及び代理機関(仮称)制度といった新たなシステムを創設するより、企業等が責任をもってデータを利活用するために必要な柔軟性を持たせた一般的なルールを作成していくべきと考えます。また、もし政府において、改正個人情報保護法の規定がデータの利活用を不必要に妨げていると考える場合には、改正個人情報保護法の見直し及び更なる改正を不断に行い、かかる障害を取り除いていくべきであると考えます。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
24	団体	<p>個人情報収集分析型代理機関(仮称)(以降は単に「代理機関」と書く)に対する国民の理解と協力を得ること、及び代理機関を通じた一層のデータ利活用促進のために、今回の制度整備に関して以下を提言する。</p> <p>○ 個人によるデータポータビリティへの対応を代理機関に義務付ける</p> <p>※データポータビリティ…事業者が保有するパーソナルデータを、扱いやすい形式の電子データとして本人が受け取り、他の事業者へ容易に移転可能とすること。2018年から施行される見込みのEU一般データ保護規則の18条にデータ主体の権利として定められている。中間整理P12イ.に示されている、代理機関の透明性確保の方法(情報流通の履歴を個人に開示する仕組み等)や、代理機関間の連携に関する検討整理の必要性に賛同する。</p> <p>これらの検討課題への具体案として、代理機関が収集した個人情報について、個人によるデータポータビリティを可能とする手段の提供(特に個人情報の本人への電子データでの提供)を代理機関に義務付けることを提言する。</p> <p>個人情報及び個人情報流通履歴の本人への電子データでの提供を代理機関に義務付けることで、代理機関による個人情報の取り扱いに関する透明性の確保や、個人の仲介による代理機関間の連携、及び本人の同意に基づく多様な事業者による個人情報の利活用等が可能となる。</p>
25	団体	<p>・p.6(「個人情報委託管理型」代理機関(仮称))について</p> <p>(3)「個人情報委託管理型」で代理機関に委託される情報として「お薬手帳」が記載されていますが、「お薬手帳」に関して、当団体では「日薬eお薬手帳」を推進しています。また、民間でも、いろいろな試みが行われている状況です。今回、更に別の方式として記載されていますが、災害時、緊急時の対応を考慮すると、方式の差異等で現場が混乱したり躊躇することなく活用できるために、統一的な方向性が必要と考えます。国としての方向性を示して頂けないでしょうか。</p> <p>・p.7(「個人情報収集分析型」代理機関(仮称))について</p> <p>(4) オプトアウトを前提にしていますが、個人の希望により離脱するスキームがありません。離脱するスキームを作るべきと考えます。</p> <p>(5) 代理機関が個人を介さずにダイレクトに個人情報を収集・集積することは安全性の観点から望ましくありません。よって代理機関が収集する場合には、個人が特定できる情報については多段階の仮名化措置を行った上で収集すべきと考えます。</p> <p>(6) 代理機関においては、患者を紐づけるにあたり別で検討されている医療等IDなどのような符号の積極的な活用を図るべきと考えます。</p>
26	団体	<p>【意見】</p> <p>データ利活用社会をどのように構築するのかという将来像について、民間のニーズを十分踏まえながら、代理機関ということに必ずしもこだわらず多角的な検討が必要と思われる。</p> <p>【理由】</p> <p>成長戦略としてデータ利活用が非常に重要であることは論を待たないが、代理機関に係るビジネスのスキームについて、実現性や有効性があるのか、かえってデータ利活用に支障を生じさせるということはないのかなどについて必ずしも十分に議論がつくされたとは考えられない。</p> <p>民間からのニーズの更なる把握や、個人情報保護法を含めたほかの制度に関する検討との整合性など多角的な観点に基づき議論をし、政府全体としてデータ利活用促進に向けた絵姿を検討する必要がある。</p> <p>また、個人情報保護法について、いわゆる『2000個問題』のような問題や行政機関が保有する個人情報保護法改正の問題などへの対応も至急必要である。</p>
27	団体	<p>当団体は、IT戦略本部のリーダーシップのもと、「インターネットにおける自由で公正な情報の流通は、日本における革新的なビジネス及びインターネット産業の健全な成長に不可欠である」という観点から、ITの利活用に関する制度整備をご検討をいただいていることを歓迎し感謝申し上げます。ご案内のように、グローバルな経済連携の議論が深まり、さらには、データ活用への注目が高まるなど、環境は大きく変わってきています。「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」に関し、上述の問題意識をもとに、世界最先端のインターネットエコノミーを実現し、世界を視野に入れた日本の経済成長を促すため、下記の意見を提出します。グローバルのルール形成およびその利用の仕方の良し悪しが、日本への対内投資、ビジネスの成功、消費者へのサービスに直結します。当団体の意見が、日本を世界一ビジネスがしやすい国にするとともに、世界をリードするプレイヤーとなる一助となれば幸いです。</p> <p>【各論】</p> <p>1. 安心・安全にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称))</p> <p>データ活用社会において、データ活用が重要であるということには賛成するが、代理機関を作った方が消費者から安心が得られるのかについては、さらなる検討に加えて、消費者・事業者双方にとってわかりやすい説明が必要だと考える。</p> <p>改正個人情報保護法/個人情報保護委員会の下、元々想定されていた民間自主規制やマルチステークホルダプロセス、プロダクトバイデザイン、業界・社会に受け入れられる匿名加工など多種多様な方法での個人情報の保護とデータ流通を図り、基本的にデータ活用がしやすい仕組みとするべきである。中間整理でご提案の代理機関/特例/国の事業認定の立てつけを使わなければ、情報活用ができず、基本的な仕組みのもとでは情報流通できないということであれば、却って、全体として情報活用の目的を達成できないうえに、場当たり的にも見え、事業者の個人情報取り扱いに関する消費者の安心も進まないのではないかと懸念する。全体としての個人情報保護の制度設計が良いものとなるよう迅速に進めるべきではないか。</p> <p>また、個人情報保護委員会が今後出していく規則やガイドラインと代理機関/特例/国の事業認定の関係はどうなるのか。機関及び意思決定プロセスには、透明性確保が必要と考える。</p> <p>また、改正個人情報保護法の下、グローバルなデータ移転方法を検討中であり、規則において、現行ビジネスを阻害せず越境データ移転が妨げられないものとなる予定と承知しているが、代理機関において、グローバルなデータ移転が考慮されていない。代理機関/特例/国の事業認定の立てつけにより、グローバルなデータ移転が制限されないよう希望する。</p>
28	団体	<p>●プライバシー情報に関する代理機関(仮称)について</p> <p>(1)「中間整理」の「2(1)」以下には、安心・安全にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化の名のもとに、「個人情報委託管理型」と「個人情報収集分析型」の「代理機関(仮称)」を設立するものとしています。民間事業者と関わりが深いと考えられるものは、本人の委託等にもとづいて個人情報を含む情報を預かり、本人に代わってその情報の管理を図る形態である「個人情報委託管理型」であると考えられます。そこで、以下、この類型についての懸念点について述べたいと思います。</p> <p>(2) ユーザー本人の個人情報の管理をわかりやすくし、透明化を図ることの重要性は当連盟でもこれまで主張してきたことです。民間事業者は、競って個人情報を含む情報をユーザーが管理しやすいよう様々なツールを用意しており、またユーザー情報のセキュリティ確保に努めております。</p> <p>しかしながら、「代理機関(仮称)」の業務の円滑化のために、各民間事業者の取組みの画一化が促されるようなことがあれば、民間の取組みの創意工夫に水を差すこととなり、本末転倒の事態となりかねません。あくまで「代理機関(仮称)」の自助努力でユーザーの信頼を得ることが肝要であり、「代理機関(仮称)」の取組みと同じ方法を民間事業者に求めることが無いように運用がなされるべきことを強く要請します。「代理機関(仮称)」の存続や業務円滑化のためにプライバシー保護の取組みがあるのではなく、あくまで「代理機関(仮称)」は、プライバシー保護と、ユーザーの選択と透明性を図るためのツールの一つに過ぎないとの位置付けを改めて確認すべきと考えます。</p>

IV. シェアリングエコノミー(合計64件。うち個人41件、団体23件)

通番	提出主体	寄せられた御意見
1	個人	<p>Twitter/FacebookなどのSNSの充実が図られ、スマホ普及により一般の人も使いこなす時代となりました。そうしたSNSが確立された後に出てきたサービスとして、Airbnbのようなソーシャルネットワーク上で急速に普及するサービスだと思います。このようなサービスも徐々に増え、時代(法整備含め)が追いつけなくなっていると認識しています。</p> <p>Airbnbを例に出すと簡易旅館業法の届けもなく個人で行ってしまっているのが実態だと思います。個人アカウント申請時に、SSLの認証のような身元確認証明の電子シール申請義務を業者に依頼するのも1つの案ではないかと思えます。</p>
2	個人	<p>13頁 (1)IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保 ①シェアリングエコノミーサービスの登場</p> <p>【本中間整理の内容】 「シェアリングエコノミーサービス」の一般的な意味内容として、「利用されていないスペース、モノ、スキルなどを短期的に提供したい不特定多数の一般個人(C)と、これらの利用を希望する不特定多数の一般個人(C)との間を仲介し、個人の遊休資産等の共用を実現するサービス」としており、特に類型化は行っていない。</p> <p>【意見】 シェアリングエコノミーを推進する様々なサービスを十把一からげにし、そのことにより議論がミスリードされることが強く懸念される。「代理機関」に関する議論で「個人情報委託管理型」と「個人情報収集分析型」の双方の種類に目配りをしたような慎重さが、同じ中間整理でありながら、シェアリングエコノミーに関する部分では、全く見られない。</p> <p>この種のサービスには、少なくとも、次の三つが含まれ、それぞれに性格が異なることに注意して、サービスの発展をサポートする法的環境を整備すべきである。(法的環境の整備には、無用の介入を排することも含まれることに留意すべきである。)。しかしながら、本中間報告は、そのような注意深さを欠いている。</p> <p>(一)CとCをつなぐ場(プラットフォーム)を提供する事業者(いわゆるプラットフォーマー)。中立であること(ニュートラルティ)と、中立だからこそ可能となるオープンな情報開示が要請される。</p> <p>(二)一方のC(需要側または供給側)の委託を受けて、相手方の探索、評価、選択、及び相手方との折衝を行う事業者(いわゆるエージェンツ)。委託者の利益のために行動すること(忠実性、誠実性)、そのような行動を可能とする専門性を備えること、偽って中立性を装わないことが要請される。</p> <p>(三)双方のC(需要側および供給側)の間に立って、契約成立に向けてあつせん尽力する事業者(いわゆるブローカー)。業務の性質上、利益相反は免れないから、専門性に加えて強い倫理性が養成される。</p> <p>さらに、新しい種類のサービス産業が立ち上がる時期においては、個々の事業者のサービスの未分化である、事業者自身が、上記の何れに進化していくかについて模索中であることも当然のことと思われる。それにもかかわらず、法制度が、未分化の事業者に対して、例えば、その事業は上記の(二)だとか(三)だとか決めつけて過剰な法規制を及ぼすことは、わが国のサービス産業を、グローバル・スタンダードからはるかに遅れたものに留め置くことになる危険性が高い(なお、「仲介」の用語は、一般に、「不動産仲介業」や「金融商品仲介業」という通称に代表されるように、「媒介」(契約当事者の一方又は双方から委託を受けて、両社の間に立って売買、賃貸借等の契約の成立に向けてあつせん尽力する事実行為)の一般的な用法として使用されており、従来の我が国の法律では、「媒介」の話は、(二)や(三)を想定して使われている。)</p> <p>また、この種のサービスでは、供給者側・需要者側ともに、少なからぬCは、国外の居住者である。情報開示を前提とした自己責任による取引というグローバル・スタンダードの世界に暮らすCにとっては、わが国特有の、行政・業界まる抱えの見せかけの消費者保護(そこで求められるのは情報開示ではなく、事前のスクリーニングによる、閉鎖的な市場における結果論としての安心感に過ぎない。)は強い違和感を持たれ、結局は利用されなくなるであろうとの強い懸念がある。</p> <p>15頁 (4)IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保 ④諸課題に対応するルール整備に向けた基本的考え方 ア. 諸課題に対応するためのルール整備の対象</p> <p>【本中間整理の内容】 消費者保護を図る観点から、シェアリングエコノミーサービス事業者に対して、一定の責務を負わせるための法制上の枠組みを整備することが必要としている。</p> <p>【意見】 前述の意見の通り、シェアリングエコノミーサービス事業者には、少なくとも、(一)プラットフォーマー、(二)エージェンツ、(三)ブローカーの三類型があり、それぞれに性格が異なることに注意して、シェアリングエコノミーを推進する法的環境を整備する必要がある。また、法的環境の整備には、無用の介入を排することも含まれる。</p> <p>新しい種類のサービス産業が立ち上がる時期において、過剰な法規制を及ぼすことは、わが国のサービス産業を、グローバル・スタンダードからはるかに遅れたものに留め置くことになる危険性が高い。</p> <p>そうしてみると現時点で、ほとんど机上の空論に近い、あれやこれやの心配に基づいて規制を及ぼそうとするのは、百害あって一利なしといえるし、実質が旧来の事業者に対する保護を目的とするものではないかという強い疑いも免れない。</p> <p>15頁 (4)IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保 ④諸課題に対応するルール整備に向けた基本的考え方 イ. 対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲</p> <p>【本中間整理の内容】 「仲介するサービスの性質が、生命、身体の損害が発生する恐れのあるものであって、社会的な影響が大きいものを仲介するシェアリングエコノミーに限定する等して、規制を適用することが必要。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、業規制(例えば宿泊であれば旅館業法等)が整備されている分野については、法的保護の必要性が高い分野であると考えられることから、業規制が整備されている分野のサービス提供と利用をインターネット仲介する事業者によるルールを整備する等の限定が必要。 ・その際、生命、身体の損害が発生する恐れがある等、シェアリングエコノミーサービス事業者の適切な関与がなければ、当該事業者への信頼性と安全性に懸念が生じ、その結果、当該事業者の仲介による便益を消費者が受けられなくなる恐れがあるもの等に限定して規制を適用することが必要(今後、サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする。))としている。 <p>【意見】 いわゆる「民泊」や「ライドシェア」への規制を想定しているものと考えられる。しかし、住宅にせよ、自家用車にせよ、すでにミニマム以上の安全性保障のための規制がある。それ以上のことについては、むしろ、情報開示を促進し、消費者自身による選択が活発に行われていることを推進することで安全が達成されるのではないか。そうだとすれば、中立的なプラットフォーム事業の起業が促進され、相互の競争により、より情報開示の水準が高いプラットフォームがCによって選択されることを、過度の介入を控えつつナッジ(nudge)するような手法が選択されるべきである。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
3	個人	<p>(4)IT活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保</p> <p>④諸課題に対応するルール整備に向けた基本的考え方 イ…現在、業規制(例えば宿泊であれば旅館業法等)が整備されている分野については、法的保護の必要性が高い分野であると考えられる…以下の部分は、業規制の必要性についての再検討や改定を視野に既存事業者とともにインターネット仲介事業者のルールを整備し、総合的に利用者の安全性・利便性の向上を図ることが必要と考えます。 また、当該事業者への信頼性と安全性に疑念が生じ、生命・身体だけでなく社会的な損害が発生する場合のサービス事業者への賠償責任を明確にできる事業運営を確認することが必要と考えます。</p> <p>⑥諸課題に対応するルール整備のあり方(留意すべき事項) 需給は変動するという原則に対応することを考慮して既存事業者の活性化をまず重視し、性急な構造改革で既存の事業者の圧迫が将来の宿泊業の縮減につながらないようにルール整備をお願いします。個人事業者は参入も退出も早いので既存事業者が衰退してしまうと、気づいた時には個人事業者もなくなり利用者利便が損なわれることになり、交通空白地の自家用有償運送のように自家用車であっても自治体による援助がなければ保つことが出来なくなる。 今後のシェアリングエコノミーの拡大においてはインターネットの事業の垣根は国の範囲も超えて国際的な対策も重点視野に(国内事業者が突然海外事業者となることも)、特に法規制の特例を行う場合は市民サービスの安全性、確実性、永続性、既存事業者への法規制存続による不公平な市場競争が発生しない事、特に地域交通にかかわる事業分野は人命を輸送することであり、良い意味の市場経済による安全かつ信頼性のあるサービスが提供されることが大原則です。 性急な導入は海外においても問題が発生しているようです。外国のように隣町に行くのも自家用車しか手段がない、人口密度の低い場所が多数の所と日本は条件が違いすぎると考えます。 当面は、民泊で問題が具体的に発生している現場を見ていただき地域住民の苦情も中央に集約し解決できる体制のルール整備が必要と考えます。</p> <p>宿泊も同様ですが、特に交通機関も事故が起これば即時に人命にかかわる産業であり、経済的規制の緩和と社会的な規制強化の垣根も混ざり合っている事がバスにおいて示された産業です。 特に人口密度の高い日本において、規制を緩和することで人命にかかわる社会問題を起こしてからでは遅いことを考えていただきたい。</p>
4	個人	<p>2(4)②「インターネット仲介機能の特性」について(13 頁)</p> <p>【意見】 まずはシェアリングエコノミーサービスの特性を慎重に分析した上で、ルール整備の導入を検討すべきであり、そのような分析なくルール整備を導入することには反対である。</p> <p>【理由】 「匿名性」及び「情報の広範な伝搬性」はシェアリングエコノミーサービス特有の問題ではなく、インターネット上のサービス全般に妥当する問題である。したがって、シェアリングエコノミーサービスに関するルール整備について、これらの特性を出発点に議論を展開することには論理の飛躍があり、議論の出発点として妥当性を欠いている。 また、「匿名性」及び「情報の広範な伝搬性」といったインターネット上のサービス全般に妥当する一般的かつ抽象的な特性を根拠に、ルール整備を行うことは、本中間整理がシェアリングエコノミーサービスに対する狙い撃ち的な規制という結論ありきの議論であるとの印象を否めない。仮にルール整備を行うのであれば、インターネット上のサービス全般の中で、シェアリングエコノミーサービス特有の、当該サービスに対する規制の必要性を裏付けるような、より具体的な立法事実が必要である。</p> <p>2(4)③「インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題」について(14 頁)</p> <p>【意見】 シェアリングエコノミーサービスを提供する上で生じ得る諸課題については、本中間整理における内容以上により具体的な検証が必要であり、そのような検証なくルール整備を導入することには反対である。</p> <p>【理由】 (1) 課題1)について 「サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」という課題は、いわゆるEコマース全般に妥当する課題であるのみならず、電話や郵便等を媒体とした通信販売等のサービスにも妥当する課題であり、シェアリングエコノミーサービス特有の問題ではない。 したがって、当該課題はシェアリングエコノミーに対するルール整備を行う根拠としては不十分であり、妥当性を欠く。また、仮にシェアリングエコノミーサービスにおいてルール整備を行うのであれば、当該課題を裏付けるような具体的な立法事実が実際に存在するのかをまずは調査することが先決事項である。</p> <p>(2) 課題2)について 「2(4)⑤『諸課題に対応するルール整備のあり方』について(16 頁)」で後述する。</p> <p>(3) 課題3)について 「外部不経済の発生」で言及されている事項は、いずれも抽象的な懸念として記載されているにすぎず、具体的事実の裏付けや検証が実施されているのか疑問がある。このような理論的・抽象的な懸念のみから直ちにルール整備の議論に結び付けるのはやや性急である。 具体的な立法事実の乏しい状況下において、ルール整備を行うということであれば、まずは業界団体や関係団体において、シェアリングエコノミーサービスに内在する問題点や課題について十二分に議論を経て、綿密な検討を行った上で、第一次的には、自主規制ルールや業界ガイドライン等によって対応すべき事項であり、その方が、シェアリングエコノミーサービスの実態に即したより適切なルール整備の実現に資する。 まずは、本検討会において検討された立法事実に関する数値、データ、統計分析などの客観的事実(立法事実)についてご開示いただきたい。また、このような数値、データ、統計分析などの客観的事実を入手した上で日本国内のみならず海外との事実関係の比較を行うのが丹念な立法事実の探求であると考えられるが、その具体的な工程(予定)及び海外での調査状況についても、ご回答いただきたい。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>(4) 課題4)について ア「ボーダレスな対応が必要」で言及されている事項は、日本国内においてシェアリングエコノミーサービスを提供するためには、日本国内に支店等の事業体を設置しておく必要があることを前提にした議論と思われる。このような議論は、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定において、いわゆるクロスボーダーでのサービス提供において、日本国内における事業体の設置が必ずしも義務付けられていないことに相反しているように思われる。 内閣府も、貿易・投資等ワーキング・グループを設置して対日投資促進に向けた規制改革を行っており、2015年3月16日付けで、従来の商業登記実務を見直し、代表取締役の全員が日本に住所を有しない株式会社の設立の登記及びその代表取締役の重任若しくは就任の登記について、申請を受理する取扱いに変更したことは、記憶にも新しいところである。 このように政府が、海外の事業者が日本に対する投資を推進させるための施策を進めている中で、日本国内においてシェアリングエコノミーサービスを提供するためには、日本国内に支店等の事業体を設置しておく必要がある等というルールを整備することは、政府のこれまでの施策と相反している。 イ 本中間整備において予定されているルール整備は、2002年3月18日に公布されその後施行された「商法等の一部を改正する法律」において、外国会社が日本において継続的に取引を行うときには営業所を設けなければならないとする規制が厳格に過ぎるとして、営業所の設置義務が廃止された経緯に照らしてみても妥当性を欠いている。</p> <p>2(4)④「諸課題に対応するルール整備に向けた基本的考え方」について(15頁) 【意見】 ルール整備の導入については、まずはシェアリングエコノミーサービスを提供する上で生じ得る諸課題について、本中間整理における内容以上により具体的な検証を行ってから検討すべき問題であり、そのような検証を経ることなくルール整備を導入することには反対である。 【理由】 (1) ア. 「諸課題に対応するためのルール整備の対象」について ア 2(4)③「インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題」において言及されている課題は、いずれも抽象的に過ぎるか、現実性の乏しいものであるから、法規制に向けた立法事実として不十分であり妥当性を欠いている。例えば、事業者が負うべき「一定の責務」として、どのような債務が想定されているのかは必ずしも明らかではなく、本中間整理において、このような必ずしも明確ではない内容で事業者に何等かの制限を課すことだけを示すことは、かえって事業者に萎縮効果を及ぼし、新たなサービスの登場を大きく阻害しかねない側面があるように思われる。したがって、ルール整備の導入にあたっては、相当程度の必要性を裏付ける具体的な立法事実が必要である。 このように具体的な立法事実の乏しい状況下において、ルール整備を行うということであれば、まずは業界団体や関係団体において、シェアリングエコノミーサービスに内在する問題点や課題について十二分に議論を経て、綿密な検討を行った上で、第一次的には、自主規制ルールや業界ガイドライン等によって対応すべき事項であり、その方が、シェアリングエコノミーサービスの実態に即したより適切なルール整備の実現に資すると思われる。突として法律レベルでの規制を課すことはやや性急である。 イ 仮にルール整備を行う場合には、日本よりもシェアリングエコノミーサービスの市場が発展・普及している諸外国の規制状況を調査・勘案の上、慎重に手続を進めるべきである。 この点、厚生労働省は、2015年11月27日(金)の第1回「民泊サービス」のあり方に関する検討会において資料7「諸外国における規制等の状況について」と題する資料を公表している。それに対して、本検討会では、諸外国の規制状況について検討された形跡は公表資料からは伺われないが、ルール整備を検討する場合、日本よりもシェアリングエコノミーサービスの市場が発展・普及している諸外国の規制状況の検討を実施することは有益と考えられることから、本検討会でも同様の検討を実施すべきである。</p> <p>(2) イ. 「対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲」について ア そもそも議論の出発点として、「シェアリングエコノミーサービス」が従来にない新たな枠組のサービス形態であり、具体的にどのような業態・サービスを指しているのかが一義的に明らかでないことから、サービスの内容の明確化を検討すべきである。 イ 業規制が既に整備されている分野においては、当該ルール整備によって二重の規制となりうることから、業規制が既に整備されている分野において、ルール整備を行うことには慎重になるべきである。 ウ 規制対象となるサービスを政令で逐一追加できるようにした場合、行政によって規制対象が広範に拡大されるおそれも否定できないことから、規制対象は法律によって予め明確に限定すべきである。政令レベルにおいて規制対象の追加が可能であることは、既存の事業や新規事業への大きな萎縮効果が生じるため、反対である。 エ 規制の対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲を「生命、身体の損害が発生する恐れがあるものであって、社会的な影響が大きいものを仲介するシェアリングエコノミーに限定する」というのは、規制範囲の限定手段としては不明瞭・広範であり、適切ではないと思われる。なぜなら、「生命、身体の損害が発生する恐れがある」という点についていえば、ありとあらゆる社会活動において事故のリスクは伴っており、無制限に「生命、身体の損害が発生する恐れがあるもの」に該当することになってしまうからである。</p> <p>2(4)⑤「諸課題に対応するルール整備のあり方」について(16頁) 【意見】 ルール整備の導入については、まずはシェアリングエコノミーサービスを提供する上で生じ得る諸課題について、本中間整理における内容以上により具体的な検証を行ってから検討すべき問題であり、そのような手続を経ることなくルール整備を導入することには反対である。 【理由】 (1) 「課題1)への対応(サービス提供及び利用状況の実態把握が困難)」について 課題1)への対応を検討する以前の問題として、課題1)は、いわゆるEコマース全般に妥当する課題であるのみならず、電話や郵便等を媒体とした通信販売等のサービスにも妥当する課題であり、シェアリングエコノミーサービス特有の問題ではない。 したがって、当該課題はシェアリングエコノミーに対するルール整備を行う根拠としては不十分であり、妥当性を欠く。また、仮にシェアリングエコノミーサービスにおいてルール整備を行うのであれば、当該課題を裏付けるような具体的な立法事実が実際に存在するのかをまずは調査することが先決事項である。 (2) 「課題2)への対応(情報の非対称性の発生)」について 課題2)への対応を検討する以前の問題として、課題2)は、いわゆるEコマース全般に妥当する課題であるのみならず、電話や郵便等を媒体とした通信販売等のサービスにも妥当する、インターネットであるか否かを問わず常に取引において生じる課題である。 したがって、シェアリングエコノミーサービス特有の課題として設定すること自体が誤りである。インターネットサービスにおいては、双方向で実施されるレビュー機能や「お客様の声」のレビュー集積・開示を通して、これまで現実世界では可視化されなかった情報が明らかになり、情報の非対称性は解消されつつある。 加えて、シェアリングエコノミーの特質として、消費者は、選択する・選択しないの自由を有しており、情報が不十分であれば選択しない、取引に入らないという選択が可能である。仮に記述内容に実態との乖離がある場合には、リアルタイムでその事実がレビュー機能やSNSを通じて拡散し、当該事業者は市場から事実上退場を余儀なくされる。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>そして、消費者は、むしろ、良質なレビューが集積した者を積極的に選択することによりリスク回避が可能となる。本検討会は、このようなインターネットサービスのレビュー評価に関する調査・検討が不十分と言わざるをえない(特に、「実際に会って顔や声を認識することなく、信頼できる相手か否かを判断しなければならないため」という点を課題として掲げている点は、インターネット創生期(20年以上前)当初のような考え方と評価せざるをえない。したがって、当該課題はシェアリングエコノミーに対するルール整備を行う根拠としては不十分である。</p> <p>(3)「課題3」への対応(外部不経済の発生)」について 課題3)への対応を検討する以前の問題として、課題3)で言及されている事項は、いずれも抽象的な懸念として記載されているにすぎず、具体的事実の裏付けや検証が実施されているのか疑問がある。このような理論的・抽象的な懸念のみから直ちにルール整備の議論に結び付けるのはやや性急である。このように具体的な立法事実の乏しい状況下において、ルール整備を行うということであれば、まずは業界団体や関係団体において、シェアリングエコノミーサービスに内在する問題点や課題について十二分に議論を経て、綿密な検討を行った上で、第一次的には、自主規制ルールや業界ガイドライン等によって対応すべき事項であり、その方が、シェアリングエコノミーサービスの実態に即したより適切なルール整備の実現に資する。 まずは、本検討会において検討された立法事実に関する数値、データ、統計分析などの客観的事実(立法事実)についてご開示いただきたい。また、このような数値、データ、統計分析などの客観的事実を入手した上で日本国内のみならず海外との事実関係の比較を行うのが丹念な立法事実の探求であると考えられるが、その具体的な工程(予定)及び海外での調査状況についても、ご回答いただきたい。</p> <p>(4)「課題4」への対応(ボーダレスな対応が必要)」について ア「課題4」への対応(ボーダレスな対応が必要)」の点に関して、ルール整備を行うとしても、まずは業界団体や関係団体において、シェアリングエコノミーサービスに内在する問題点や課題について十二分に議論を経て、綿密な検討を行った上で、まずは、自主規制ルールや業界ガイドライン等によって対応すべき事項である。突として、法律レベルでの規制を課し、しかもそれを海外の事業者にも域外適用させることは、具体的な立法事実が存在するとは言い難い日本において過度な規制であり、むしろ新たなサービスの登場を大きく阻害する結果につながりかねない。 本検討会において、自主規制ルールや業界ガイドラインの可能性について検討されたとの情報は伺えないが、検討状況についてご回答いただきたい。仮に、検討されていない場合、早急に他の産業における自主規制ルールや業界ガイドラインを調査の上、資料を本検討会に提示することをご検討いただきたい。 イ 2015年改正の個人情報保護法においては、国内に拠点を有しない事業者に対して個人情報保護法の域外適用が導入されることとなった。これは「個人情報」がその性質上、一国内にとどまらず外国においてもボーダレスに流通し、その保護が必要となったこと、情報は一旦流出してしまうと、削除が困難であり、事実上回復不可能であるという個人情報の特殊性に加えて、シンガポールの「Personal Data Protection Act 2012」やEUのEUデータ保護指令「Directive 95/46/EC」に見られるように、個人情報保護の分野で既に外国法において域外適用の実例があることが背景にあると考えるべきである。また、個人情報保護の域外適用の必要性については、国内でも従前より何年にもわたり指摘され続けていたところであるが、今回の改正にてようやく域外適用へと至っている立法過程に鑑みれば、本検討会においては、最も直近の域外適用の導入例として当然に個人情報保護法について詳細な比較検討が実施されたものと期待されることである。 本検討会において、個人情報保護法の域外適用の導入に至った海外当局での検討の経緯及び国内における立法経緯について検討された形跡がないが、検討状況についてご回答いただきたい。仮に検討されていない場合、早急に資料を本検討会に提示することをご検討いただきたい。</p>
5	個人	<ol style="list-style-type: none"> 1. シェアリングエコノミーにおける実際のサービスの提供者は、プラットフォーム提供事業者ではなくあくまで各個人なので、まずは当該各個人に対してどのような規制を課すべきかという検討をした上で、又はかかる検討と併せて、プラットフォーム提供事業者に対するルール整備を検討すべきではないか。 2. 規制のガラパゴス化を防ぐためにも、プラットフォーム提供事業者に対する他の主要国の規制状況について考慮する必要があると思われるが、この点に関する検討状況について明らかにされたい。 3. ルール整備を考える場合、法律上の制度整備だけでなく、業界団体での自主的な規制や、市場での自由競争に委ねる等のより柔軟な方法も考えられるが、この点に関する検討状況について明らかにされたい。 4. 「仲介する」という用語を使用されているが、シェアリングエコノミーにおけるプラットフォーム提供事業者が行う事業内容・事業形態は、単なる情報掲載、場の提供/システムの提供からいわゆる「仲介」まで多岐にわたるとされる。規制を適用する分野だけでなく、プラットフォーム提供事業者が行う事業内容・事業形態によって規制の適否・内容も異なってくると思われるが、この点に関する検討状況を明らかにされたい。 5. 中間整理で列挙された特性及び各課題は、いずれもシェアリングエコノミーサービスに固有のものというよりも、C to Cビジネス一般、もしくはeマーケットプレイスやオークション等、他のインターネット上で行われる様々な取引一般にも広く当てはまるものである。したがって、これらをもってシェアリングエコノミーにおけるプラットフォーム提供事業者に対して特に一定の責務を負わせるルール整備の必要性が高い理由としては必ずしも十分ではないと思われる。 6. 中間整理16頁、「課題4」への対応」では、一例として事業所の国内設置を挙げられているが、具体的にどのような内容を検討されているのか明らかにされたい。 7. 具体的にどのような理由・必要性に基づき、事業所の国内設置を海外事業者参入の要件として検討しているのかを明らかにされたい。 8. 海外のプラットフォーム提供事業者に事業所の国内設置義務を課すことは、平成14年商法改正において外国会社の営業所設置義務を廃止した立法趣旨(*)に反すると思われるが、この点に関してどのような検討がなされているか明らかにされたい。 (*) 平成14年改正前商法第479条1項は、国内債権者の保護を目的として外国会社に営業所設置義務を課していたが、かかる規律については、(i)外国会社への不当な参入障壁として長年批判されていたこと、及び(ii)インターネット取引の普及等に伴い、国外との間の直接取引が盛んになったため、営業所設置義務を課すことの合理性が失われたことから、財務状態の開示を義務づけるなどの代替措置を採った上で、これを撤廃したという経緯がある。 中間整理14頁は、国内事業所設置義務等の「ボーダレスな対応が必要」とされる理由として、「ネットワークの特性から国境を越えて提供が可能で…外国事業者が行う仲介を巡って問題が生じた場合、事業者が外国にあるため、必要な対応を求めることが、物理的、法的に困難」であることを挙げている。 しかし、このような特性・課題はシェアリングエコノミーサービスに限らず、OTA等を含めインターネット上で行われる取引一般に広く当てはまるものであり、平成14年の商法改正においては、これらインターネット取引の特性・課題を踏まえた上でなお、外国会社に営業所設置義務を課すことには合理性がないと判断されている。 9. 海外のプラットフォーム提供事業者に事業所の国内設置義務を課すことは、日本に住所を有する代表者の設置をもって国内債権者の保護と監督の実効性確保に必要十分な手段であるとする現行会社法の例外的措置に当たることになると思われるが、このような措置を講じる必要性を基礎づける立法事実に関する検討状況を明らかにされたい。 現行会社法817条1項は、外国会社の国内取引先保護のため日本国内に紛争の処理に応ずる権限を有する者を置く必要があること、及び外国会社の監督手段(取引継続禁止命令など)の実効性を確保する必要があること等の理由から、日本国内に住所を有する代表者の設置を義務づけているが、上記平成14年商法改正の流れを汲み、事業所の国内設置までは要求していない。 したがって、事業所の国内設置を海外のプラットフォーム提供事業者の参入要件とすることは、会社法817条1項の例外的な措置であるとともに、上記立法の経緯を逆行するものといえる。しかしながら、中間整理で列挙された特性及び各課題が、いずれもシェアリングエコノミーサービスに限らず、インターネット上で行われる取引一般にも広く当てはまるものであることは前述のとおりであり、例外措置として事業所の国内設置義務を課すだけの必要性を基礎づける立法事実を明らかにされたい。

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>10. 旅行業法等他の法令との比較において、なぜシェアリングエコノミーのプラットフォーム提供事業者に限り規制の域外適用が必要となるかにつき、具体的な理由を明らかにされたい。 例えば、民泊やライドシェア等のシェアリングエコノミーサービス事業とも密接に関連する旅行業法においては、域外適用に関する規定は設けられておらず、同法の監督官庁である観光庁も、国外に営業所及びサーバーを設置し、旅行業に該当するサービスをオンライン上で提供するOTA等の海外事業者に対しては、旅行業法の適用がないという立場を取っている。</p> <p>11. 旅行業法等他の法令との比較において、シェアリングエコノミーのプラットフォーム提供事業者に限り、提供されるサービスが必要許認可等を取得しているかの確認義務を課す具体的な理由を明らかにされたい(中間整理16頁、「課題2への対応」)。 例えば旅行業法では、旅行者に対して旅館業の許可やタクシー等の運送免許等の個別の確認を義務づける明文規定はない。また、インターネット上でレストラン等の情報を掲載し、当該サイトを通じて予約をすることも可能なサービスについても、個々のレストラン等が関係法令上の許認可を取得しているかについての義務は課されていない。</p>
6	個人	<p>第1 はじめに 2015年12月10日に、貴室は「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」(以下「中間整理案」という。)を公表した。 当職らは、利用されていないスペース等を短期的に提供したい不特定多数の一般個人と、これらの利用を希望する不特定多数の一般個人との間をインターネット等を活用して仲介するシェアリングエコノミーサービスの提供事業者に対する中間整理案記載の規制(以下「本件規制」という。)について、目的の正当性並びに手段の必要性及び合理性の観点から検討すべき課題があると考え、本意見を述べるものである。 以下では、シェアリングエコノミーサービスの提供事業者のうち、特に、不特定多数の一般個人が特定のスペースを宿泊場所として不特定多数の個人に提供するサービス(以下「本件宿泊サービス」という。)を仲介する事業者(以下「本件事業者」という。また以下本件事業者が営む上記仲介事業を「本件宿泊仲介事業」という。)に対して本件規制が課されることを念頭に、意見を述べる。</p> <p>第2 中間整理案に対する当職らの理解 当職らは、本件規制を下記のものであると理解し、これを前提として、以下意見を述べる。 本件規制の目的は、サービス提供の実体把握、情報の非対称性の解消等による利用者の生命、身体及び財産の保護(地域社会の安心及び安全の確保を含む。)である。 本件規制の規制内容は、大きく(1)本件事業者に対する規制、(2)外国事業者である本件事業者に対する規制の2つに分けることができる。 (1)本件事業者に対する規制としては、①適切な事業参入規制、②本件宿泊サービスの提供者及び宿泊者の本人特定事項の確認の義務づけ、③掲載物件の業法適合性の確認義務や業法適合性・サービス水準に関する情報提供義務、④苦情への相談窓口の開設が必要とされている。その他の検討課題として、⑤損害賠償に備える措置、⑥提供者・利用者の相互評価システムの提供、⑦法令違反の認知時の監督官庁への届出等の規制が挙げられている。 (2)外国事業者である本件事業者への規制としては、⑧国内事業者と同様の適切な参入規制、⑨国内事業所の設置義務が必要とされている。</p> <p>第3 意見内容 1 本件規制が営業の自由を制約するものであり、本件規制には目的の正当性並びに手段の必要性及び合理性が求められること 本件事業者の宿泊場所の仲介サービスを提供する権利は、営業の自由として憲法上保護される(憲法22条1項)。 したがって、本件規制は、本件事業者の営業の自由(憲法22条1項)を制約している。 営業の自由に対する本件規制は、利用者の生命、身体及び財産の保護を目的とするいわゆる消極目的規制にあたる。消極目的規制については、判例において、規制態様等も踏まえつつ、規制の必要性・合理性及び同じ目的を達成できるより緩やかな手段がないことを審査する厳格な合理性の基準で審査されるべきとされている。 このように、本件規制については、憲法的見地から、目的の正当性並びに手段の必要性及び合理性が確保されていることが求められる。当職らは、かかる見地に立った場合、中間整理案記載の本件規制について、今後、さらに検討をすべき点があると考えている。以下、詳述する。 2 本件規制が目的の特定性及び具体性を欠いており、目的の正当性が確保されていないこと 国民の生命、身体及び財産の保護という本件規制の目的自体は、抽象的には正当性が認められる。 しかし、社会的に意義ある事業を営む自由を制約する場合には、私人の自己規律と選択とに委ねると利用者等が予想しない生命、身体及び財産上の侵害を受ける事態が発生する抽象的な危険性があるというだけでは足りず、政府の介入がない結果としてかかる危険性が具体的に存在し、さらに当該事業の利用が過小になってしまう具体的可能性が認められない限り、規制目的の正当性は認められない。そうした具体的可能性が認められるのでなければ、むしろ政府介入によって当該事業の自由かつ自律的な発展が損なわれるため、政府の介入は正当化されないのである。 中間整理案では、「近隣住民等の迷惑被害やテロ、感染症の発生等、外部不経済を発生させ、地域社会の安心・安全を脅かすおそれがある」といった記載(中間整理案14枚目)や「生命、身体の損害が発生する恐れがある等、シェアリングエコノミーサービス事業者の適切な関与がなければ、当該事業者への信頼性と安全性に懸念が生じ、その結果事業者の仲介システムによる便益を消費者が受けられなくなる恐れがある」(同15枚目)との記載がある。しかし、中間整理案においては、そうした恐れが生じる抽象的可能性に言及されているのみで、そうした恐れが具体的に生じている事実、本件規制がなければテロ、感染症等による生命又は身体の損害が実際に生じることになるという因果関係(たとえば、宿泊者又は宿泊場所の提供者の本人特定事項の確認を義務づけなかった場合に、テロ、感染症等の発生により生命又は身体の損害が生じることについての具体的な因果関係)等の規制目的の正当性を支える立法事実の存在についてはなら述べられていない。なお、当職らの知る限りにおいて、旅館業法違反の摘発事例をつぶさに見ても、京都において中国人ツアー団体客(350人以上)を相手に1億5000万円以上の収益をあげていた旅行会社の例も含めて、いずれも本件宿泊仲介事業との関連性を示す事案ではなく、現時点では立法事実の集積は見られない。より根本的には、想定される事例(トラブル等)を、下記4に示すようなシェアリングエコノミーサービスの例と認識することが正しいとは思えない。 加えて、本件規制がない場合に、本件宿泊仲介事業の利用が過小になったり、本件宿泊仲介事業の利用者の便益が害されたりする具体的可能性を基礎づける立法事実も示されていない。 このように、本件規制は、少なくとも中間整理案の記載上、立法目的の正当性が確保されておらず、今後、立法目的の正当性を基礎づける具体的事実を示すことが求められる。 3 本件規制の手段が、規制目的との関係において必要性及び合理性を欠くこと 仮に、本件規制について立法目的の正当性が確保されていたとしても、本件規制の規制手段は、立法目的を達成するための手段としての必要性及び合理性を確保できていないと考えられる。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>以下、中間整理案において記載されている規制の内容毎に論じる。</p> <p>① 事業参入規制 中間整理案においては、シェアリングエコノミーサービス事業者に対する事業参入規制が提案されているものの、その事前規制の内容は明らかではない。 しかし、仮に事前規制として許可制が想定されているのであれば、その導入は慎重に検討される必要がある。すなわち、許可制は営業の自由に対する強力な規制であるところ、許可制を導入する必要性が肯定されるのは、事後規制又は事前規制の中でもより緩やかな規制である届出制によっては立法目的を達成できないと認められる場合に限定される。 本件規制の立法目的は、事後規制を適切に設計することによって十分達成可能であると考えられ、現時点において、少なくとも許可制という選択肢は手段としての必要性及び合理性を確保できていないと考えられる。</p> <p>②—1 宿泊者の本人特定事項の確認義務 本件事業者を利用した本件宿泊サービスのうち、たとえば自らが居住する住居の一室を宿泊場所として提供するサービスについては、居住者等の宿泊場所を提供する者が、自己の安全のために利用者の本人特定事項を当然確認するであろうから、本件事業者に規制を課す必要性はそもそも存在しない。 また、下記4で述べるシェアリングエコノミーサービスの特質から、本人特定事項の確認については、本件事業者においても推奨されることが一般的である。さらに、本件事業者の本件宿泊仲介事業に限らず、インターネット・オークション、カーシェアリングサービス等のCtoCビジネスでは、利用者を獲得するために必須のシステムとして、利用者間の相互評価システムが一般的に導入されており、このようなシステムによって、生命、身体及び財産に危害を加えるような利用者は排除される仕組みとなっている。このように、危険な利用者を排除するためのシステムの導入が、適正に動機づけられ事業者を選択されている状況下で、危険な利用者を排除するための措置を、改めて法的義務として義務づけ、本件事業者による本件宿泊仲介事業の提供に負担を課す必要性はない。</p> <p>さらに、本件事業者を利用して宿泊場所を提供しようとする者に対しては、政府内において、旅館業法の適用又は新法の制定及び適用が検討されている。この点、旅館業法においては少なくとも宿泊者名簿備置義務(旅館業法6条1項)があり、旅館業を営む者には宿泊者を特定する義務が課されている。したがって、仮に、本件宿泊仲介事業を通じて宿泊場所を提供しようとする者に旅館業法の規制が及ぶ場合には、宿泊場所を提供する者に本人特定事項の確認義務が課されることになり、本件規制の立法目的が達成されるため、本件事業者に対して二重に本人特定事項の確認義務を課す必要性は認められない。このように、本件規制の必要性は、他の法制度による規制を考慮しながら検討される必要がある。</p> <p>加えて一般的な宿泊施設の紹介を行うインターネットサイトは、パスポートの確認等により、利用者が入力した個人情報の真実性の確認が求められているわけではない。そうであるにもかかわらず、仮に本件規制が、利用者のパスポート確認等による厳格な本人確認義務を課そうとするものなのであれば、これらの近接事業を営む事業者に対する規制と比較した場合に、規制の均衡を失する。</p> <p>②—2・③ 提供者の本人特定事項の確認義務・業法適合性の確認義務 提供者の本人特定事項の確認については、自らの身の安全を確保しようとする宿泊者において、この点を確認する大きなインセンティブがある。したがって、あえて本件事業者に対する法的な確認義務を課し、本件事業者に対して、本件宿泊サービスの提供者の本人特定事項及び業法適合性を逐一確認する負担(確認義務の内容が厳格であればあるほど本件事業者の負担は大きくなる)を課す必要性に乏しい。</p> <p>また、上記②—1で述べたとおり、本件事業者を利用して宿泊場所を提供しようとする者に対しては、旅館業法の適用等が検討されている。仮に、当該者に対して旅館業法が適用される場合には、宿泊場所を提供する者の本人特定事項の確認の有無や業法適合性は、旅館業法の許可を行政が与える段階で判断され、また、行政による旅館業法の運用により担保されることになる。したがって、このような場合に、同じ目的を達成するために、重ねて、本件事業者に対して本件規制を課す必要性は認められない。</p> <p>さらに、他の電子商取引等の類似業種(たとえば、インターネット・オークション事業者、子どもの預かりサービスのマッチングサイト等)に対する規制を見た場合、本人特定事項の確認について強制力のある法的義務は課されていない例が多く見受けられる。そうであるにもかかわらず、類似業種に課されていない規制又は類似業種に課されている規制よりも厳しい規制を本件事業者に課すことの合理性は極めて疑わしい。また、類似業種に対する規制との均衡を欠く場合には、憲法上の平等原則(憲法14条1項)違反の観点からも問題となる。</p> <p>以上のとおり、本人特定事項の確認を法的に義務づけることの必要性が疑わしい上に、業法適合性の確認は手続が煩雑かつ実務的に困難であることが予想され、本件事業者に過大な負担を課して事業の運営を困難とする。</p> <p>④ 苦情の相談窓口の設置義務 本件事業者は、本件宿泊サービスの提供者が提供する本件宿泊サービスに関する情報を掲載し、提供者と宿泊者が個々の取引を行うシステム(プラットフォーム)の提供(いわゆる「場」の提供)をするのみであり、提供者及び宿泊者に対して強制力や実効性のある手段を取ることはできない。そのため、本件事業者に苦情の相談窓口の設置義務を課したとしても、目的達成に資するところが少なく、規制の合理性は低い。</p> <p>他の類似の電子商取引の事業形態と比較しても、プラットフォームの提供者は、このような個々の取引に実質的に関与しない場合は、原則として個々の取引に起因する損害やトラブルについて責任を負わないとされている。本件事業者も、個々の取引のプラットフォームを提供するのみであり、個々の取引に実質的に関与していないことからすれば、本件事業者に苦情の相談窓口の設置義務を課すことは、他の電子商取引事業に対する規制との均衡を失する。</p> <p>また、利用者のみならず、第三者向けの苦情の相談窓口の設置義務を課す趣旨は、地域社会の安心及び安全の保護、とりわけ集合住宅の一室が本件宿泊サービスの提供に供されることから派生する近隣トラブルの回避にあると考えられる。しかし、当該集合住宅における本件宿泊サービスの提供者自身も、当該集合住宅の分譲所有者又は賃借人であることを踏まえれば、集合住宅の一室が本件宿泊サービスに提供されることを許容するか否かの判断は、集合住宅の管理組合、賃貸人等の決定に本来的には委ねられるべき事項であり、かつ、そのようにすることが本件規制の目的を達成するために最も有効である。したがって、このような事項に対応する責任を本件事業者に課す本件規制は、合理性を欠く。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>⑤ 損害賠償に備える措置 本件事業者による仲介システムを利用した本件宿泊サービスの提供者、宿泊者、周辺住民等に損害が生じた場合であっても、当該損害の法的な賠償責任は、宿泊者又は本件宿泊サービスの提供者が負うべき場合がほとんどであり、本件事業者に責任が生じるのは、限定的な場合に限られる。したがって、本件事業者に対して損害賠償に備えて保証金の供託や積立を義務づけたとしても、目的達成に資するところが少なく、規制の合理性は低い。 また、上記④で述べたとおり、他の電子商取引事業に関しては、プラットフォームの提供者は、個々の取引に起因する損害やトラブルについて責任を負わないとされており、本件事業者に対して損害賠償に備える義務を課すことは、他の電子商取引事業に対する規制との均衡を失するといえる。 以上のとおり、本件事業者に対して損害賠償に備える措置を義務づけることの合理性が疑わしい上に、損害賠償に備える措置の義務づけは、本件事業者に過大な負担を課して事業の運営を困難とする。</p> <p>⑥ 提供者及び宿泊者間の相互評価システム 上記①で述べたとおり、本件事業者独自の試みにより、相互評価システムを導入することが一般的かつ利用者獲得のために必須となっており、当該システムの導入を法的に義務づける必要性に乏しい。</p> <p>⑦ 違法事項の監督官庁への届出義務 上記②—②・③と同様に、類似業種に対しての規制を見た場合、違法事項の届出義務に関する法的義務は必ずしも課されていない。そうであるにもかかわらず、類似業種に課されていない規制又は類似業種に課されている規制よりも厳しい規制を本件事業者に課すことの合理性は極めて疑わしい。また、類似業種に対する規制との均衡を欠く場合には、憲法上の平等原則(憲法14条1項)の観点からも問題となる。 特に、届出義務を超えて、違法事項の調査確認義務が課されるような場合には、本件事業者に過大な負担が生じることになり、規制の必要性との均衡を失する。</p> <p>⑧⑨ 事前参入規制、海外事業者への国内事業所設置義務 まず、海外の本件事業者に対して国内事業所の設置義務を課す目的が中間整理案では明らかではなく、今後、その点を具体的に明らかにすることが求められる。 また、金融業においては、海外の事業者に対して国内支店や国内事業所の設置を求める例が多いが、この背景には、金融業においては、個々の金融業者の問題が金融システム全体に波及しやすいことがあると考えられる。しかし、本件事業者は、金融業のような金融システム全体に対して波及する性質があるサービスを取り扱っているわけではない。 もし、行政に対する情報提供の窓口が必要なのであれば、国内事業所を設置させる必要ではなく、本件事業者に当該窓口となる者を国内外において選任させ、適宜通知を求めるなど、目的を達成するためのより緩やかで制限的ではない規制手段が存在する。同様に、相談窓口の設置についても、(そもそも必要性及び合理性について疑問があることは上述したが)国内事業所までを設置する必要はない。 さらに、もし、損害賠償義務の履行確保が目的であれば、上記⑤で述べたとおり、本件事業者による仲介システムを通じて成立した本件宿泊サービスの提供者、宿泊者、周辺住民等に損害が生じた場合であっても、本件事業者に責任が生じるのは限定的な場合に限られる。そうだとすれば、責任追及を容易にするために、海外の本件事業者に対して、国内事業所の設置を義務づけることは、本件事業者が負う負担との均衡を失する。 国内事業所設置義務以外の事前参入規制の内容は明らかではないものの、同様に規制の必要性及び合理性の有無について、他の制度との均衡についても考慮しながら慎重に検討すべきである。</p> <p>4 シェアリングエコミーサービスの特性を立法事実として考慮すべきであること 本件宿泊仲介事業を含むシェアリングエコミーサービスに対する規制の導入及びその内容を検討するに当たっては、シェアリングエコミーサービスが既存の事業とは異なる側面を持つことを踏まえ、規制の導入について慎重に判断する必要があるとともに、仮に規制を導入する場合であっても、その内容は、シェアリングエコミーサービスの特性に応じたものでなくてはならないと考えられる。 すなわち、現代社会においては、インターネットテクノロジーの発達によって、直接の知り合いではない個人間であっても、たとえば一定の価値観等を共有していれば、インターネット上でのやりとりや相互評価システム等によって、パーソナルな信頼関係を醸成することが可能になった。それを利用して生まれたのが本件事業者のような一定のプラットフォームを利用して、個人所有のモノ・サービスの交換・共有を可能とするサービスである。このプラットフォームは、利益を追求する個人同士のニーズをつなぐ単なるデータ交換システムではなく、インターネット上でのいわば「顔の見える関係」を前提とした「場(コミュニティ)」を前提とし、その拡大・強化を狙っている。このような「場(コミュニティ)」においては、コミュニティを維持・存続させるために、構成員であるメンバー同士が信頼関係の醸成に努め、創意工夫を行い、逆に当該コミュニティの信頼関係を破壊するような行為を行うメンバーは排除(脱退)することによりコミュニティを維持し、拡大・強化していく。本件事業者のサービスはかかるプロセスを円滑化し、コミュニティの維持拡大を支援する機能を有する。これを踏まえると、本件事業者のサービスは、単なる「遊休資産の活用」や「既存の宿泊施設の代替手段」といった概念とは区別されるべきであり、このような概念を前提とした従来の法規制の延長である本件規制を行うことは、シェアリングエコミーサービスの本質を理解せずにその健全な発展を阻害するという意味において、本件事業者の営業の自由を不当に制約するものである。 勿論、上記のシェアリングエコミーサービスの本来的意義を逸脱する悪質な事業者を法的に規制することの必要性は肯定されるべきであるが、そのような規制が、上記のシェアリングエコミーサービスの機能を活用し、利用者の効用を高めようとする事業者まで排除するものであってはならない。 また、仮に、本件事業者のサービスと単なる「遊休資産の活用」や「既存の宿泊施設の代替手段」との区別が難しいとしても、上記のようなシェアリングエコミーサービスの特性は、本件規制を検討するにあたって、立法事実として十分に考慮されなければならない。</p>
7	個人	<p>第1はじめに 1 中間整理における議論 中間整理において前提としている「シェアリングエコミーサービス」とは、不稼働資源(施設、物品、技術等)を短期的に提供したい不特定多数の一般個人(C)と、これらの利用を希望する不特定多数の一般個人(C)の間を、インターネット上でマッチングする機能を提供するサービスをいうものとされる。サービス提供がインターネット上で行われる「インターネット仲介機能」は、匿名性と情報の広範な伝播性という特性を持ち、このことが①実態把握の困難性、②情報非対称性、③外部不経済、④ボーダーレス対応の必要性を生むとして、それぞれの課題の解決のための基本的な考え方とその対処を検討するという論の運びとなっている。 中間整理によると、同整理が射程とする「シェアリングエコミーサービス」とは、一般個人同士(CtoC)のニーズのマッチングサービスである。中間整理における検討会(以下「本検討会」という。)が検討対象をCtoC取引に関するものとしたことは、本検討会における検討が民泊の問題を契機としたものであるという経緯によるところが大きいとはいえ、一般個人の不稼働資源のインターネットを利用した有効活用が莫大な価値を生むというシェアリングエコミーの発想から正しい問題設定であったと考えられる。 しかし、本検討会においては、果たしてBtoCの話をしているのかCtoCの話をしているのか、シェアリングエコミー事業者と委員との間がかみ合わない議論に終始していたように見受けられる。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>2議論の本質 本検討会において明らかになった、我が国においてシェアリングエコノミーによる経済成長を取り込むための課題の本質は、インターネット仲介機能の問題ではなく、我が国の業規制における「業」の範囲、つまり業規制がトリガーする要件が曖昧かつ広範であることにある。シェアリングエコノミーは、インターネットによりエンパワーされた一般個人が、これまでであれば事業者にアクセス権を独占されていたエンドユーザーにアクセスする術を獲得し、自らが持っている不稼働資源(施設、物品、技術等)を用いて、既存の事業者には提供することができなかった一般個人ならではの価値を提供することを可能にしたことに、その本質的な意義がある。この本質的な価値創造こそがイノベーションであり、シェアリングエコノミーサービスが、燎原の火のごとく世界中に広がることとなった所以である。</p> <p>ここにおける一般個人(C)とは、事業者(B)の対概念であるから、シェアリングエコノミーにおけるサービス提供者たる一般個人は、その定義において事業者ではない者が想定されている。しかしながら、我が国において「事業」とは、一般に一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行をいうとされており(※1)、現に反復継続していなくてもその意思があれば足りるとされることさえあるほど(※2)、広く解されている。このような「事業(営業)」ないし「業」の概念を基礎として業規制が構築されているため、我が国では、一般個人(C)が事業者(B)となることなく不稼働資源を有効活用し、これを他の一般個人(C)に提供することが極めて難しくなっているのである。</p> <p>(※1) 消費者庁消費者制度課『逐条解説・消費者契約法』(第2版補訂版2015年商事法務)78頁 (※2) 最高裁判所判決昭和29年11月24日(刑集8巻11号1860頁)</p> <p>テクノロジーによって一般個人が事業者並みの能力を手にし、社会に新たな価値を創造していくという、現在生じつつある世界的なイノベーションの果実を我が国が着実に享受し、これを経済成長につなげていくためには、上記の本質的な議論を含め、我が国法体系の全体を踏まえた整合性のある検討をしていくことが不可欠と考えられるが、本検討会の資料からはこのような本質的な議論がなされた形跡がない。</p> <p>かえて、中間整理は、インターネット仲介機能の「匿名性」及び「情報の広範な伝搬性」という、まさに「インターネット」そのものの特性から課題を設定しており、あたかも、インターネットを利用するすべてのサービスにつきその規制の立法事実があるかのようであり、議論の本質を見誤っているというほかない。</p> <p>3中間整理における問題点3 改めて言うまでもなく、職業の自由が憲法上保障されている我が国においては、サービス提供者の自由は、他者の憲法上の権利を保護するために必要最小限の範囲でのみ制約することが許される。中間整理においては、インターネット仲介機能の特性に起因して生じる諸課題を、シェアリングエコノミーサービス事業者に対する新たな規制を正当化する立法事実としているが、以下のとおり事実の誤認や法体系の認識の不足が散見され、同規制を支える立法事実が存在しているとは言えない。</p> <p>以下、敷衍して述べる。</p> <p>第2「ルール整備に向けた基本的考え方」について 中間整理は、シェアリングエコノミーサービス事業者が提供する機能を「インターネット仲介機能」としてとらえ、規制対象者ないし規制対象行為と規制対象となるサービスの範囲につき検討している。</p> <p>しかしながら、シェアリングエコノミーサービスにおける行為を「仲介」として一括りに整理するのは無理があり、また規制されるサービスの範囲についての議論も、既存の法体系と整合していない。</p> <p>1規制対象について 中間整理が規制対象行為として想定しているシェアリングエコノミーサービス事業者の行為は、サービスの提供と利用をインターネットを通じて「仲介」するものであると位置づけている。</p> <p>「仲介」とは、商法上は「仲立」と呼ばれ、商品の売買など他人間で行われる商行為の「媒介」をなすことをいう(商法543条)。ここでいう「媒介」とは、他人の間に立って、両者を当事者とする「法律行為の成立に尽力する事実行為」をいう(※3)。</p> <p>(※3) 江頭憲治郎『商取引法[第7版]』(第7版2013年弘文堂)219頁</p> <p>「仲介」を行う業者として規制対象となっている業者としては、例えば以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> －金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第8項第2号参照) －物品海上運送契約等の締結を媒介する海運仲立業者(海上運送法第2条第8項参照) －旅客運送契約・宿泊契約の締結を媒介する旅行業者(旅行業法第2条第1項参照) －不動産仲介業者(宅建業者)(宅地建物取引業法第2条第2号参照) －放送法上の有料放送管理事業者(放送法第152条参照) <p>他方、「仲介」を行うとまではいえず、単にシステムを利用させるなどして取引の「場」を提供するに過ぎない者に対しては、現行の法体系上、原則として、規制の対象外となっている。</p> <p>例えば、「場」の提供者に過ぎない電気通信事業(具体例として、電子掲示板、電子ショッピングモール、ネットオークション等)は、登録も届出も不要と解されている(※4)。また、「場」の提供者に過ぎないインターネット上のショッピングモールの運営者を対象とした特別な法規制は存在していない。競り形式でないインターネット上のマーケットプレイス(中古市場)は、古物市場主・古物営業の許可は不要とされている。</p> <p>同様に、インターネットサービスプロバイダは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(いわゆる、プロバイダ責任制限法)上、各ユーザの著作権侵害・名誉毀損等の権利侵害について、逐一コンテンツを事前にチェックして権利侵害の有無を確認する義務は負っていない。</p> <p>さらに、宿泊に密接する産業である旅行業に関して、「場」の提供者に過ぎないとして、一部の大手を含むオンライン旅行代理店は、旅行業法上の登録を行っていないが、これに対して無登録の罰則等を受けた事例は現時点で存在しないと承知している。</p> <p>中間整理のいうシェアリングエコノミーサービス事業者の多くは、自らの事業を掲示板などと同様の「場の提供者」として位置づけたうえで事業を構築しており、「仲介」にわたる行為を行っていないと承知している。こうしたシェアリングエコノミー事業者の行為の法的性質を論じることなく、これを十把一絡げに「シェアリングエコノミーサービス」の名の下に規制して、ゲートキーパーとしての役割を任せようとするのは乱暴な議論であり、職業の自由に対する制限の枠組みとしての上記の規制体系の現状(日本国憲法及び各種法令)との整合性を欠いた議論であると考えられる。</p> <p>(※4) 総務省電気通信事業部データ通信課「電気通信事業参入マニュアル[追補版]—届出等の要否に関する考え方及び事例—」(2005年)19頁～</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>2規制対象となるサービスの範囲について 中間整理は、新たなサービスの登場を阻害しないため、規制対象となるサービスの範囲を、生命、身体の損害が発生するおそれのあるものであって、社会的な影響が大きいものに限定するとの方針を示している。そのうえで、具体的には、 －現在、業規制が整備されている分野に限定する －規制の適用を、シェアリングエコノミーサービス事業者の適切な関与がなければ、事業者への信頼性と安全性に懸念が生じ、これにより利用者がその便益を受けられなくなるおそれがあるもの等に限定することが示されている。 しかしながら、上記議論は、一見、規制対象となるサービス範囲を狭めようとする議論の観を呈しているが、その実は無駄な規制となっている。 すなわち、業規制が整備されている分野を対象とするとあるが、業規制が整備されている分野は、その分野で生じうる社会に対する弊害を生じさせないように、誰をどのような態様で規制するかを必要十分な範囲で定めたものであるはずであり、そのような状態を確保するのが所管官庁の責務である。シェアリングエコノミーサービスは、上述のとおり一般個人同士のフラットな取引(CtoC)のマッチングを想定しているが、こうしたCtoC取引は、サービス提供者が事業者ではないことにより、業法自体が、その取引を規制の対象とする必要はないと判断していることになる。仮にサービス提供者の行為が重大な弊害を招いているとすれば、それはそのサービス提供者が事業者に該当することとなるよう業法を改正すべきであって、これを先に行うことなくマッチング機能を提供する事業者に対する規制を進めることに意味があるとは思えない。 また、事業者への信頼性と安全性を確保することで当該サービス供給を確保するという視点も併せて示されている。しかしながら、シェアリングエコノミーサービス事業は技術的には単純なインターネット上でのマッチング事業に過ぎず、特定商取引法等によりそのサービス提供者やサービスの内容が表示されていれば、オープンでグローバルなインターネット空間における利用者のレピュテーションフィードバックの仕組みによって、悪質業者や価格と品質がマッチしていないサービスを提供する事業者は自然に淘汰される。にもかかわらず、わざわざ政府が乗り出してコストをかけてマッチング機能を提供する事業者を規制するのは、貴重な行政資源の無駄である。 もし問題意識が、現行法のエンフォースメントが不十分であるという点にあるとすれば、それはエンフォースできないような規制となっている規制デザインの問題か、もしくは、現状のエンフォースメント体制が脆弱であるかのいずれかであるはずであり、この根本原因の特定を急ぐべきである。 これらの検討をすることなく、「シェアリングエコノミーサービス」の規制の在り方を議論しても、個別の問題への対処に屋上屋を重ね、更なる行政の無駄を生むばかりで、個別の問題を解決することにはならない。</p> <p>第3「諸課題に対応するルール整備のあり方」について 1課題1「サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」について (1)中間整理の内容 中間整理は、シェアリングエコノミーサービスは「不特定多数の一般個人によるサービスの提供と利用(CtoC)を仲介するものであり、こうした一般個人によるサービス提供及び利用の実態を把握することが困難」であるとの課題(課題1)を理由として、「シェアリングエコノミーサービス事業者が提供者及び利用者の本人特定事項を確認することを義務付け」る必要があるとしている。 しかし、以下のとおり、課題1に関する提案は当を得ない。 (2)各規制の対象が不明確であることが根本的問題である そもそも「サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」なのは、各規制の対象範囲がもともと不明確かつ広範であることに根本的な原因がある。 シェアリングエコノミーサービス事業者に規制を課したとしても、各規制の対象範囲がもともと不明確であれば、結局、法令に違反するような利用の実態があるのか等の把握は困難であることに何ら変わりはない。課題1への対応策としてシェアリングエコノミーサービスを規制する必要性・合理性・実効性について十分な検討がなされないままに、安易にシェアリングエコノミーサービスを規制することは避けなければならない。例えば、現行の業規制では、「事業」ないし「業」性をもって規制対象とそうでないものを切り分けることが多い。前述のとおり、「事業」とは、一般に一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行をいう、という形で非常に曖昧に理解されており、どの程度反復継続すれば「業」にあたるのか、行為者には事前に明らかにされていない。行為者にとって自らの行為が規制対象となるかの判断がつかないばかりか、現場の行政担当者もその基準を持ち合わせていない。「具体的な事情を踏まえながら個別に判断すべき」というのが立法のスタンスだからである。 その結果、判断が行為者、現場の行政担当者によって区々になり、規制当局は「サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」になる。 このように、「サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」である原因は、業への該当性につき実質的な結論の妥当性の確保を過度に追求し一律の基準を設けようとする規制デザインの失敗にその多くを負っている。 例えば、売上額やサービス提供回数など、数値をもって規制対象を切り分ければ、行為者にとってもいかなる行為であれば規制対象となるかを事前に理解することができるため、法規制上要請される許可申請や届出等の行為を行うべきか容易に判断することができる。あとは、エンフォースメントを確保するために具体的にいかに捕捉可能な基準を立て、これを実際に捕捉していくかは、まさに規制デザインの方法であるといえる。 なお、「サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」であるとの課題は、インターネット情報の流通や電子商取引について広く妥当してしまうこととなり、「課題設定」の検討も、著しく不十分である。</p> <p>2課題2「情報の非対称性の発生」について (1)中間整理の内容 中間整理は、シェアリングエコノミーサービスでは「情報の非対称性が発生し、不十分な情報や間違った情報に基づいて意思決定を行ってしまい、トラブルになるリスクが大きい」との課題(課題2)を理由として、「シェアリングエコノミーサービス事業者が、提供されるサービスが業法の許可等を受けて行われている者か等を確認し、その結果やサービス水準等の必要な情報を利用者に提供すること等を義務付け」る必要があるとしている。 しかし、以下のとおり、課題2に関する提案は当を得ない。 (2)インターネットのオープン性の本質に反する シェアリングエコノミーサービスは、利用を促進したい不稼働資源の状況をリアルタイムに開示することによって、当該資源にアクセスしたい利用者とのマッチングを実現するものである。このマッチングが成立するためには、不稼働資源の現状に関する情報やサービス水準等といった必要な情報がすべて開示されるとともに、開示されていた情報に虚偽等が含まれていた場合には、公開されるレビューによる批判に晒される仕組みになっていることが不可欠の前提である。規制法上の情報の非対称性は、通常、事業者(B)と消費者(C)との間で論じられている問題であり、シェアリングエコノミーサービスのような一般個人間取引(CtoC取引)においては、いずれか一方が情報において圧倒しているという関係にあるわけではなく、強いて言えば双方において相手方について十分な知識を持ち合わせないという状態である。こうした点を考慮することなく、本来フラットな消費者としての立場にある者同士のCtoC取引において、情報の非対称性を根拠としたエンドユーザー保護のみを一方向的に論じることは的外れというほかない。 実際のところ、公開されるレビューによる批判(インターネットオークションの双方向レビュー、電子商取引モールにおける販売者の評価レビュー等)は、インターネットを通じて多数の個人からの評判として集積されることで、現実世界では可視化されなかった情報が明らかになり、情報の非対称性はむしろ解消されていると考えられている。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>さらに、プラットフォームに「ゲートキーパー」としての役割を法的に課すことは、理論的には、プラットフォームにおいて動画サイトにおける動画の著作権侵害が無いことを事前に逐一確認させ、もって著作権法違反を防止することと同じである。このような規制コンセプトについては、最低限のレベルとして、日本における著作権法、商標法又はプライバシー等に関する特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(いわゆる、プロバイダ責任法)との整合性を比較して、その上で、プラットフォームの保護を後退させる例外的な措置を講じる必要があるかについて、制度間の整合性に関する慎重な検討が行われなければならない。</p> <p>以上のとおり、情報開示を存立の不可欠の前提としているというシェアリングエコノミーサービスの本質からすれば、情報の非対称性という問題はむしろ解消する方向で機能しているはずであり、課題2記載の立法事実が存在するのかについては疑問がある。</p> <p>3課題3「外部不経済の発生」について</p> <p>(1)中間整理の内容</p> <p>中間整理は、「近隣住民等の迷惑被害等やテロ、感染症の発生等、外部不経済を発生させ、地域社会の安心・安全を脅かすおそれがある」との課題(課題3)を理由として、「シェアリングエコノミーサービス事業者にも一定程度責任を担ってもらうこととし、例えば、苦情(第三者からのものも含む)への相談窓口の開設」などの措置を約款により講ずること等を義務づける必要があるとしている。</p> <p>しかし、以下のとおり、課題3に関する提案も当を得ない。</p> <p>(2)現行法の枠内で、より実効的に弊害に対処することが可能</p> <p>外部不経済を管理する方法は複数存在し、その組み合わせにより低コストで実効性のある総合的な方策を構築しなければならない。例えば利用者による「近隣住民等の迷惑被害」については、利用者自身に対する義務付けをもって解決するのが筋であり、現行法上においても軽犯罪法や迷惑防止条例など、必要な法制が整備されているはずであるので、そのエンフォースメントの確保が最も実効性が高い。また、近隣住民は、自らが属するコミュニティについてのルールを自ら作るができる。例えば、マンションにおける民泊問題については、これによって利益を得る不稼働資源の所有者とそうではない住民の間のマンションの利用方法に関する調整問題に過ぎないのであって、マンション管理組合において民泊を禁止するような規約を作成するなど、区分所有権法に基づく民主的な過程を経て、コミュニティごとにルールを作って対応する方がよほど効率的である。</p> <p>「テロ」のおそれについては、出入国管理及び難民認定法において、外国人が海外から入国する時点ですでにその外国人の情報は国家が把握しているのであって、もしテロを防ぐべき場合には、かかる入管法上の規制を強化する方がより直接的である。</p> <p>「感染症の防止」という点についても、公衆衛生の維持を目的とする規制法のエンフォースメントを既存法の枠内で確保する方がより直接的である。なお、公衆衛生の維持という規制目的は、戦後直後の劣悪な公衆衛生環境であればいざ知らず、良好な公衆衛生環境も、国民の公衆衛生思想も確立されている現在にあっては、公衆衛生を維持することを目的とした法規制に、立法事実が現在においてなお存するか、また、規制が最小限のものであるか、別途不断の検討が必要であるものと思われる。</p> <p>なお、中間整理においては、「外部不経済」の解消策として、シェアリングエコノミーサービスの利用者に対する価格転嫁(苦情相談窓口の開設を含む「シェアリングエコノミーサービス事業者への責任分担」の要請は、要するに問題行為を起こした利用者が生み出す対応コストを他の圧倒的多数の善良な利用者が負担せよということに他ならない。)を求めている。シェアリングエコノミーサービス事業者は、それぞれ自らのサービスの持続可能性を確保するために利用者やコミュニティからの信頼維持のために投資を行っており、これをどのような方法でどのような規模行うかは、サービスの浸透度や社会的影響度などを見ながら総合的に合理的な判断をするインセンティブがあり、これに従っている。こうした対応では足りず一律の規制による対応が本当に必要なのか、また「場」の提供者に過ぎず個々の取引には一切関与しないシェアリングエコノミーサービス事業者に対する義務付けの方法が、実現しようとする目的の達成との関係で、もっともコストが安くかつ実効的であるといえるのかは、厳密な検証が必要である。</p> <p>「外部不経済」などという経済用語を持ち出して規制を議論するからには、それ相応の実証データによる検証がなされたはずであるが、検討会の資料からは、こうした形跡が見いだせない。については、外部不経済の解消の方法としてシェアリングエコノミーサービス事業者に中間整理に記載されるような方策を採らせることが、経済的に最適な方法であることを示す実証データを提出いただきたい。</p> <p>4課題4「ボーダレスな対応が必要」について</p> <p>(1)中間整理の内容</p> <p>中間整理は、シェアリングエコノミーサービスの「事業者が外国にあるため、必要な対応を求めることが、物理的、法的に困難」との課題(課題4)を理由として、「海外の事業者への域外適用を導入」し、「事業所の国内設置をその要件とする」等の仕組みを設ける必要があるとしている。</p> <p>しかし、以下のとおり、課題4に関する提案も当を得ない。</p> <p>(2)そもそも、シェアリングエコノミーサービスを規制する必要があるが論証されていない</p> <p>中間整理は、シェアリングエコノミーサービスというビジネスモデルを法規制下に置こうとする、世界にも類を見ない規制である。これが、シェアリングエコノミーによる経済成長の果実の獲得のためにユニバーサルに不可欠な規制であり、これを日本が世界に先駆けて戦略的に実施するというのであれば、そのような意欲的な試みは一定の評価がなされてもよいと思われるが、現実のシェアリングエコノミーをめぐる各国の対応を見ると、こうした立法事実は一切存在しない。</p> <p>これまでに述べたように、中間整理の内容は、シェアリングエコノミーサービス、もっといえば世界的なサービスイノベーションを生み、これを発展させていくために必要な我が国の規制デザイン上の欠陥に目をつぶり、インターネットサービスに対する深い理解を欠いたまま、十分な実証研究もなく経済的合理性が検証されていないルールを、拙速に導入しようとすることを提言するものであって、そもそも日本国内においてすら、立法の基礎を欠いたものといわざるをえない。このようなガラパゴス規制につき域外適用を主張することは、我が国のイノベーションに対する法政策の粗末さを世界に喧伝するものとなり、我が国の国益を大きく害することにならないか懸念される。</p> <p>(3)環太平洋パートナーシップ協定に違反する</p> <p>シェアリングエコノミーサービス規制という世界でも極めて特異な規制をひとり日本においてのみ導入するならば、海外のシェアリングエコノミーサービス事業者が日本に進出するのを事実上妨げる「非関税障壁」である、という国際的な批判を受けることが予想される。現に、外国会社の営業所設置義務を定めた旧商法第479条第1項は、日本国外の外国会社への不当な参入障壁であるとの批判を受け、平成14年商法改正により廃止された。</p> <p>環太平洋パートナーシップ(TPP)協定Article 10.6は、「いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めなければならない」と規定しており、かつ、日本は、インターネット上で提供されるサービスについて、将来の規制に関しこの条項を留保していない(Annex II-Japan 6参照6)。</p> <p>5 Article 10.6: Local Presence No Party shall require a service supplier of another Party to establish or maintain a representative office or any form of enterprise, or to be resident, in its territory as a condition for the cross-border supply of a service.</p> <p>6 “Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investments or the supply of services in broadcasting industry. For the purposes of this reservation, “broadcasting” means the transmission of telecommunications with the aim of 10</p> <p>direct reception by the public (paragraph 1 of Article 2 of the Broadcasting Law (Law No. 132 of 1950)) and does not include on-demand services including such services provided over the internet.”</p> <p>このように、シェアリングエコノミーサービスについて、「事業所の国内設置をその要件とする」ことは、TPP協定に違反するものと考えられる。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>第4結論 以上のように、中間整理には、未だ解決されていない重要論点がきわめて多く存在する。本検討会の検討期間が2か月にも満たないのであるから、議論が深化されていないのは当然のことである。本検討会におかれては、拙速に墮することなく、本稿で述べた問題点を一つ一つ慎重に検討していただきたい。 世界最先端IT国家創造の旗振り役が、ガラパゴス化したIT規制との評価を集める危険性がある当該規制案を拙速に立法することは、IT利活用を妨げ経済活力を削ぐこととなるばかりか、我が国のイノベーションに対する取組みに関するレピュテーションにも大きなダメージを与えることを懸念するものである。</p>
8	個人	<p>今回のパブリックコメントでは、シェアリングエコノミーのうち、ライドシェアについての記述は明文化されていませんが、方針が決まれば必ず、それを例に取ってライドシェアも緩和に向かうことが危惧されるため、現時点で反対します。 米国資本によるライドシェア配車企業とそれに多額の投資をした日本の一部企業が日本でも同様の事業を行えるよう、地方の交通過疎地を特区に指定させようと画策しています。 しかしながら、そもそも交通過疎地というのは個人・法人を問わずタクシー事業者でさえ、事業として成り立たない地域であり、そこでライドシェアをおこなったとしても、運転する者は居ません。発祥の地である米国でもライドシェア運転者は、稼げる場所で稼げる時間だけ仕事をするのが実情であり、本当に必要とされる過疎地には行きません。つまり、タクシーの乗客を奪って稼いでいるに過ぎないのです。 我が国においてライドシェアを取り入れると、国民は安い労働力で働かされ、ほんの数社の外国企業によって、毎年3,600億円という莫大な利益が国外に持ち出されます。隣国と同じ轍を踏むことは、国益を大きく損ないます。 またライドシェアでは、車の整備、飲酒のチェック、運転者の体調確認が出来ず、事故が起きても配車企業は責任を逃れ、普通免許運転者が人を運ぶなど危険なことばかりです。 平成25年6月に閣議決定した世界最先端IT国家創造宣言で述べているように「2020年までには、世界で最も安全な道路交通社会を実現する」ことを最重要課題とすべきです。 タクシー事業者団体がライドシェアの対抗策として進めようとしている初乗り短縮運賃は、利用者が増えず減収減益となります。それよりも4輪スタッドレスタイヤ装着や全座席エアバッグ、技術の進歩によって生まれてきた自動ブレーキなど、より安全な装置の導入を積極的に事業者に対し指導していくことこそが国として最もすべきことであると考えます。 国の方針では2020年代前半に準自動走行システム(レベル3)の市場化を目指していますが、将来のロボットタクシーこそが交通過疎地を救う唯一の解決策になります。 国は国民の生命と財産を守ることが第一の使命ですので、国民の命を危険にさらすようなライドシェア特区を決して作ってははいけません。</p>
9～38	個人	※通番9～38は通番8と同内容のため詳細は割愛。
39	個人	<p>国民が、共通の安心・安全な情報通信技術を用いたサービスを平等に利用できることは国民の利益になることなので賛成ですが、シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保に利用される事は、現在、話題に上がっている民泊やライドシェアが中心になると思われますが、それらについて法環境もインフラも整っていない現在、それを前提に策定するのは、早計であり反対であります。 今までの社会インフラの中で培ってきた、既存の事業者(交通事業者や宿泊事業者)のデータを集約収集し、それを簡単にシェアリングエコノミーで利益を得ようとしている者に利用されるのは、それぞれの分野での法環境の中で、コンプライアンスを守り、今まで必死の思いで、データや情報を収集し、従業員教育や設備投資を絶え間なく継続・運営をしてきた事業者の根幹を揺るがし、努力を踏みにじるものであります。 まずは、シェアリングエコノミーで利益を得ようとしている者への情報提供ありきの策定は、外していただきたい。 されるのであれば、法整備が整った後、しっかりとシェアリングエコノミーが、社会的使命・信頼・信用を築きあげた後でも、良いのではないのでしょうか？</p> <p>(理由) シェアリングエコノミーは、「共有」というの名の下、資源の有効活用及びそれに伴う利用者の利便性の向上との看板ばかりが、前にでています。 裏を返すと、まさしく安易な発想で、かつ法の網をかいくぐり誰でも参加できるような環境になりえます。 そんな安易な内容であれば、目先だけ利用者にも便利に見せかけ、安全・安心に関するインフラを整えずに、即座かつ安易に利益を得ようとする者が出てまいります。 既存の各分野の事業者の法令上の制約を横目に利益を吸い上げ、後にその中で競争が激化し、安全や安心を軽視し、それが利用者の安全を脅かし、実際に大きな社会的問題を起こして、迷惑をかけております。(高速ツアーバスなど) 既存の事業者は、それぞれの法環境の中、許認可・必要な設備・資格等を時間・手間をかけ、しっかりと投資・従業員教育をして、利用者の安全を担保しております。 それを、ITを用いてシステムを構築し、シェアリングエコノミーによって利益を得ようとする者に提供し、社会的使命・信頼・信用を背負わず、高速ツアーバスの事故の時のように、いざとなったら責任をなすりつけ合うようなシステムになってしまうと、最終的には国民や利用者の不利益となります。 しっかりと法環境の下、インフラを整えている事業者・運営者が、情報を共有し、そのデータを基に、国民や利用者へのサービスの提供あるいは、必要な投資・教育を行っていくべきだと思います。</p>
40	個人	<p>シェアリングエコノミーの普及は、消費者にとってもサービス利用の選択肢の増加につながるものであり、そのための法整備が行われることは歓迎です。 一方で、消費者がトラブルに巻き込まれないような配慮も必要と考えます。消費者が安心してサービスを利用できるよう、シェアリングエコノミーサービス事業者が適切に情報提供することや苦情対応などに取り組むことなどが盛り込まれた今回の案については、是非進めていただきたいと思っております。 また、シェアリングエコノミーの普及には関係する業法の整理も一体的に行う必要があると思っております。この点についても引き続きご検討いただきたいと思っております。</p>
41	個人	<p>中間整理が検討の対象としている制度整備の中の「シェアリングエコノミー」に「ライドシェア」を含まないこととすることを強く要請します。 この度の中間整理が対象としている制度整備の「シェアリングエコノミー」には、新経済連盟が2015年10月30日付で提案した「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案(いわゆるライドシェア)」を含めて策定されたものと考えられ、ライドシェアの制度の実現が間近にあるのではと思ひ、危機感をつのらせており、その観点で意見を述べさせていただきます。 (1)「ライドシェア」による「生産性革命」、「3.8兆円の経済効果」及び「働き方革命」は、欺瞞です。 ① IT活用をするために「代理機関」(プラットフォーム)を運送の契約窓口にすることを前提とされているようです。そのIT事業者を代理機関として受け付けるのだから、受益者である事業者等(実際に輸送を担当する者)が代理機関に対していわゆるコミッションを支払うなどの金銭的な負担を伴うものになるのだらうと理解しています。仮に輸送を担当する者がタクシー事業者であることとした場合、現状では原価積み上げ方式で5%程度の利益しか見積もられていない運賃に対して、現行のウーバーの例では20%のコミッションを払わなければならないこととなるもので、あまりに運送事業者の負担が多すぎることになると思ひます。代理機関の在り方もよく検討されないと一部のIT企業にのみ利益が集約されることになり、我々実際に運行する事業者にとっては少ない売上げの中から多くの経費を搾取されるようなこととなります。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>②「ライドシェアを含むシェアリングエコノミーサービスは世界各国で展開されており、既に時代の潮流」という見出しですが、ライドシェアをしないと日本が今にも時代遅れになるといわんばかりですが、現実にはライドシェアを禁止にしている国もあるのが現実です。海外のライドシェアに出資した会社を含めた一部のIT企業に加担するような行為としか思えません。実際に運転という職務につかないでITを利用し利(権利、金)を寡占しようとする一部の企業にのみを手助けしているようにしか見えません。</p> <p>③ライドシェアが普及したら、今以上に日々の交通量が増えることが予測されます。さらに渋滞をおこすことになりませんか？ 車をもてども週末の家族サービスのためにしか車を使わない都会の労働者も多くいると思います。普段家の車庫で眠っている車を持ち出してライドシェアさせちゃいますか？ ライドシェアによる小遣い稼ぎのため、慣れない自動車を無理に走らせる状態も考えられます。対象とされている運転者は、家事の合間になれない車を持ち出して小遣い稼ぎをする主婦や、稼ぎの少ない労働者が就業後、本来翌日の勤務のため休息をとるための時間に車を持ち出して疲労の極限で運転をする。それまでならまだしも、家でお酒を飲んでくつろいでいたのに稼ぐために乗る……。働く人の時間を当てにしても時間管理のできない運転者を増やして、利用者を危険にさらすだけです。では高齢者ですか？ これも危険極まりないです。</p> <p>④個人事業主としての個人タクシーもいますが、ライドシェアの運転者になることがアントレプレナー(起業)ですか？ いわゆるアントレプレナーシップとは内容的にほど遠いと思われる。他人の命を運ぶ大変な仕事を、あまりに軽く考えられているのでなさけなくなります。そもそもITを利用して情報流通の円滑化を図りたいとのことであるが、なぜ旅客運送業の分野に一般人による輸送(白タク営業)がそれに必要だと主張されるのか、タクシー事業者としては甚だ理解に苦しむところであります。</p> <p>IT活用による旅客の輸送に関する経済の活性化について、政府がどうしてもするというのなら、国の負担で中小企業の多い事業者の負担を増やすことのないように、出来ることもあるのではと思います。たとえば観光客のための利便性向上のためのプラットフォームによる配車システムを無料で構築するとか、過疎地の利便性を事業者の負担なくできるように助成金を作るとか、これまで事業の運営に関し公的助成もほぼない状態で運営してきた事業者と交通弱者を結びつける方法もあるのではないのでしょうか。</p> <p>⑤住民のモビリティ向上といいながら、アプリの使えない人は利用できず、クレジットカードの持てない人も使えず、タクシーより安くついでいいながら、また安売り競争を押し付けるのでしょうか？</p> <p>車を使っただけのライドシェアが増えなくても、モビリティとしてのタクシーは十分あります。乗り物が増えればユーザーの外出が多くなるのはこじつけです。おまけにドライバーによる支出が増えるくらいなら、車が多すぎて生産性革命による交通量の削減とは反比例するのではないのでしょうか？ これもこじつけです。</p> <p>オリンピックの時の一時需要のために、しかも、東京地区中心の一時的なイベントのために、一部企業のためとしか思えないライドシェア事業を認めてほしいはありません。現在のタクシーサービスで十分事足りるのではないのでしょうか？</p> <p>(2)運転者の責任を問うだけでは安全は確保されません</p> <p>①個人のアントレプレナー等によるライドシェアの場合、プラットフォームといわれる代理機関は輸送に関する責任は全くとらない取り決めになっているようである。代理機関が、輸送されたい人たちとの輸送契約結ぶ窓口になるのだから、実際の輸送を担当する個人のアントレプレナー等を募って仲介をする以上は、使用者責任を果たすべきであり、たとえITの世界でコンピュータがするのであったとしても、それを作り上げた会社がすべての責任を負うべきではないのでしょうか？ 紹介料だけ搾取しておいて「輸送の責任はありません」はいけませんでしょう。</p> <p>②IT活用をすることと白タク行為を比較することでベンチマークをしているが、白タク行為自体が違法かつ危険行為であり、そもそも比べる対象にすること自体が間違っています。また自家用自動車の空席を利用というも、そもそも普通免許を持ち、自動車を持って、運転できるというだけで、空席さえ作れば、報酬を得られると安易に決めつけること自体が間違いであります。</p> <p>本人の儲けたいという気持ち(運転して金儲けできるという感覚)だけで、輸送の安全を意識し、安全運行に努める自覚は、ナマジのことでは生まれてこないと思います。運転の機会が増えれば増えるほど事故というリスクは増してきます。また、他人を同乗させて事故をおこし死傷させるという事故があった場合、所属する企業があるのなら運転者個人は使用者責任という盾に守られることもできるのですが、このシステムの場合、代行機関はいっさい責任を負わず個人がすべての責任を背負わなければならないなど荷が大きすぎます。人の輸送という危険を伴う仕事(業、なりわい)をそんなに簡単なものではありません。</p> <p>③タクシー事業者は、常に職業運転者を雇用し、輸送の安全を確実に行うことの大切さを教育し、市場にタクシーを送り出しています。タクシー事業者は、日ごろから運転者の特性をつかみ、その日毎に運転者が運転者としてふさわしいかどうか点呼という作業で的確に確認して乗務に適しているか、乗務している状態なのかどうかを常に判断して仕事に送り出しています。</p> <p>生身の管理者(運行管理者)が、運転者の様子を視覚で確認し、運転者の身体の状態を聞き出すことで運転に適した健康状態であるかの判断をし、対面に立ち運転者の口臭、体臭から飲酒による危険回避(臭覚)、出勤時の言動・体の動きなど、人の五感による判断で「点呼」を運転者と対峙し実施することで、その日、その時に、大切な人(顧客)の命を運んでいいかどうか判断を下し、運行許可を管理者としての責任を伴いながら送り出すことで、やっと人という尊い存在を、整備の行き届いた車両に、その利用者の思う目的地に事故なく走ること報酬をいただいているからであります。それでも人が車両の管理者・運転者としている以上、ヒューマンエラーもつきもので、事故等に関し不可避な状況もあり、事故はすぐそこにあるものです。客事業者は、そういった日々の繰り返しの一連の作業の中で安全を担保しながら、事業の継続をしてきております。</p> <p>④なぜいまここで、安全管理の下で運行ができるとは思えない一般市民に、旅客の輸送という運送事業をまかせようとするのか、はなはだ理解に苦しみます。</p> <p>輸送にかかわる安全を第一とし徹底した安全管理なしには事業はできないと法による整備をして来たものを、手のひらを返したように、運行の実施時点では(第三者による)輸送の安全に関する判断のされない状態となるのがわかっていながら、個人にその仕事をさせようというのか、理解に苦しみます。</p> <p>繰り返しになりますが、輸送の安全に関する判断は、法的拘束の下、厳しい管理者による輸送体制もなくしてはできません。一般の運転者による柔軟に見える供給体制というも、疲労の度合い、運送時の心身共の健康状態などの管理もできない環境での人の輸送をさせることとなり、危険極まりないものです。</p> <p>大切な人の命の輸送は、輸送の安全を担保されていなければ事業としての継続ができない一般旅客自動車運送事業者にまかせるべきものです。</p> <p>ドライバーの質の担保は、資格ではないことは前に述べたのですが、登録時にたとえ要件を満たしていても、輸送を実行するときに「他人のために責任運行ができる」か、どうかを判断することはできません。ここで必要なのは、乗務の機会毎に第三者たる管理者が輸送の可否を判断する仕組みをもって、ドライバーの質の担保がなされるものです。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
42	団体	<p>1. 頁:なし、該当箇所:IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適切な事業運営の確保(全般) (意見) ・本中間整理は、シェアリングエコノミーがもたらす国家全体へのメリット、という観点が抜け落ちている。これらの観点を明確にシェアリングエコノミーのメリットとして「明記」した上で、考えられる課題の検討や調整を行なうべきである。また規制の検討にあたっては、シェアリングエコノミーの有するメリットとデメリットの双方を比較衡量し、慎重に検討させるべきである。</p> <p>具体的には… ①シェアリングエコノミーは遊休資産を活用するため、多大な初期投資・期間が必要ない点 ②訪日インバウンド等の性急な需要増に対応しうる柔軟な社会インフラとなりうる点 ③地方創生に向けた宿泊・交通・人的リソース等のインフラ整備にあたり、事前に「需要が存在するか」を検証することが簡易的、低コストで実現でき、自治体・企業内の合意形成がスムーズになる点 ④1億総活躍社会に向けては、既存事業者がその雇用リスクを追うことは現実的に不可能だが、シェアリングエコノミーでは、彼らの価値あるリソースを最大限活用することができる点 (理由) ・既存事業者の課題の整理に終始しており、今後新たに生まれるサービスについても十分に考慮される必要がある。この前提に立った検討は、国家国民にとって健全な回答に至らないアンフェアなものと感じる。</p> <p>新しいことへ順応する上では、変化へのメリット・デメリットをフェアに前提においた上で、事業者単位ではなく国家レベルの経済成長、課題解決という「みんなのこと」を判断軸とし、議論を行なうべき。</p> <p>2. 頁:13、該当箇所:インターネット仲介機能の特性「ア. 匿名性」 (意見) ・「匿名性」はインターネットサービス全般の特徴であり、シェアリングエコノミーのみの特徴ではない。 (理由) ・この点を軸とし、シェアリングエコノミーの規制議論を行ってしまうと、その他のインターネットサービスにも波及してしまうので、慎重に定義頂いた方がよいと感じます。</p> <p>3. 頁:14、該当箇所:課題2)情報の非対称性の発生 (意見) ・記載を削除 (理由) ・そもそも情報の非対称性はリアルな取引においても常に存在する問題点であり、またシェアリングエコノミーにおいては相互評価システムや本人性確認により、情報の非対称性はむしろ解消されていると感じます。したがって、情報の非対称性の発生をシェアリングエコノミーの特徴であるかのように記述するのは、課題設定として不適切であると考えます。</p> <p>4. 頁:14、該当箇所:課題3)外部不経済の発生 (意見) ・記載を削除 (理由) ・「テロ、感染症の発生等、外部不経済を発生させ」という記述がありますが、この事象はあらゆる事業体においてその可能性は存在し、それがシェアリングエコノミーやインターネットサービスだけに限ったものではなく、ましてや特性ではないと感じます。さらに言えば、シェアリングエコノミーの価値は、外部不経済の解消の側面もあります。空き家問題の解決、交通渋滞の緩和、働き方の自由度を高めることの国家レベルでの生産性の向上など、ポジティブな側面を見ずに一概に「外部不経済が発生する」と定義されると、その可能性を潰しかねないので、課題設定として不適切であると考えます。</p> <p>5. 頁:15～17、該当箇所:(4)IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保(④⑤⑥) (意見) ・前提の課題設定が不適切な部分があるため、再度上記の課題設定をしなおし、規制すべきポイントや、事業者へ課すべき責任を再検討頂きたいと思っております。 (理由) ・上記に同じ</p>
43	団体	<p>シェアリングエコノミーは遊休資産を活用して不特定多数の一般個人によりサービスが提供されるため、行政によるサービス提供状況の把握が困難、かつサービス提供における情報の非対称性や外部不経済等の問題、これらに対応する新規サービスを期待すると述べているが、このサービスの範囲にいわゆる民泊以外に一般社団法人新経済連盟等(新経連)が提案している「ライドシェア」と絡めて今後法整備等の議論を進めていくのであれば、当団体として断固反対である。 新経連が要望している「ライドシェア」については、プラットフォーム事業者と運転者に雇用関係は無く、基本的な運送責任は登録ドライバーが負うことが最大の問題である。 さらにタクシー事業者のような道路運送法や労働基準法の法令により厳しい業規制がなく、事故等の未然防止対策を考えず補償金等の事後対策のみを主張している。この「ライドシェア」については、当面、公共交通が不便な地域で高齢者や外国人観光客を自家用自動車ですべて運んで対価を受けるビジネスを想定している様ではあるが、一番の問題点は「安全面」である。 タクシー事業者は、車両の整備、運転手の管理等の責任を負う。このプラットフォーム事業者はそもそも「仲介業者」。実際に運転に携わるのは、自営業や学生など比較的時間に余裕のある者が「きちんと整備されたかどうか判らない自家用車」で安価なお金をもらって人を運ぶ行為そのものが許されていいものか問いたい。 政府におかれては、利用者である国民の安全・安心を第一に考えて頂くよう要望する。</p>
44	団体	<p>今回のパブリックコメントでは、シェアリングエコノミーのうち、ライドシェアについての明確な記述は見当たりませんが、この方向で議論が進展すれば、ライドシェアも緩和にむかうことが危惧されるため、現時点で反対します。 たしかに、交通過疎地での自家用車ライドシェアの実施を望む声は一部にありますが、そこではすでに道路運送法により「自家用自動車有償運送」が規定されており、数多く実施されています。地方での実態も含めて国民の移動の権利については、憲法13条および、憲法25条に基づき国が保障すべきものです。 都市部においては、ほとんどの地域でタクシーは供給過剰であり、不足はしていません。「民泊」と同列に議論する問題ではありません。安全輸送という観点からも、道路運送法を逸脱する行為は許されないものであり、危険な自家用車ライドシェアを考えるより、タクシー・ハイヤーの配車アプリを充実させる形で、より効率的な配車システムを構築すべきと考えます。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
45	団体	<p>意見募集の対象である「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」(以下「検討会中間整理」という。)の中の「制度整備に向けた検討事項」のうち、「IT利活用を行うサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保」について意見を申し述べます。</p> <p>検討の対象とされる新たなシェアリングエコノミーサービスには、一般社団法人新経済連盟が提案している自家用車の「ライドシェア」が含まれるものと解釈します。新経済連盟は、去る10月30日にIT施策担当大臣及び規制改革担当大臣あてに「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案」を提出し、その中でライドシェアに係る実施計画について具体的な内容を示しています。貴総合戦略室におかれてはその内容を当然に斟酌したうえで、ライドシェアを含むシェアリングエコノミーサービスの制度の検討についての本意見募集であると考えますので、その提案についての意見を含めて本募集案件の意見として提出します。</p> <p>まず、新経済連盟の提案では、「いつでも好きなときに働ける働き方革命が起こる」としていますが、その内容からは、アルバイト運転者や社会保険にも加入しない低賃金の非正規雇用の労働者が増えることとなります。それが「1億総活躍社会の実現」と評価できることなのでしょうか。</p> <p>事故を起こした時はどうなるでしょうか。自家用車による自動車事故であるので、すべて、運転者が責任を負うこととなります。被害者は個人のトラブルで処理することとなるので、不安な対応を余儀なくされます。現行の法律では、人の輸送を反復して行う場合は運送事業として、運転者を雇用するものは事故の原因となり得る飲酒運転や過労運転、健康面などの管理責任を問われます。提案では、プラットフォームである事業者の安全確保や運行管理の責任は問われないこととしていますが、安全の確保のためにはプラットフォーム事業者の管理責任及びその防止措置並びに被害弁償の義務は当然に課すことが必要と考えます。</p> <p>新経済連盟が提案している「ライドシェア」は、運送の申込み、引受け、配車、輸送、運賃收受の各場面でタクシー事業と全て同じ形態のものであります。新経済連盟は、「ライドシェアは既存の事業法が想定していない」としていますが、その内容は正にこの「タクシー事業」に該当するものと言えます。「検討会中間整理」の「2.(4)」の「⑤諸課題に対応するルール整備のあり方」の「課題3」への対応(外部不経済への発生)では、「サービス事業者にも一定程度責任を担ってもらうこととし」とありますが、プラットフォームである事業者にも運転者にも「タクシー事業と同様の責任」を負わせるべきと考えますし、更に、損害賠償責任のみでなく、タクシー事業に適用されている道路運送法(安全、サービスの確保)、道路交通法(2種運転免許)、労働基準法(労働契約、労働時間)、道路運送車両法(車両の安全、事故防止)等の法規制を、「ライドシェア」にも当然に適用することを前提に検討すべきことが必要です。</p> <p>また、新経済連盟の提案では、ライドシェアの効果として「3. 8兆円の新たな経済効果が生まれる」としていますが、それはタクシーの需要を横取りすることとなるもので、既存タクシーの売上げはそれだけ減少することとなるものであり、低運賃で行うことを考えるとプラスの経済効果は見込まれません。</p> <p>以上のことから、自家用車ライドシェアはタクシー事業と同一の事業規制を以って検討すべきであります。ライドシェアをタクシー事業と切り離れた形で「シェアリングエコノミー」の対象として検討することは適正でなく、政令改正で認められるような課題ではありません。従って、「検討会中間整理」に掲げる「シェアリングエコノミーサービス」には「自家用車ライドシェア」を含まないこととするよう強く要望します。</p>
46	団体	<p>① 中間整理案における「シェアリングエコノミーサービスの範囲」に一般社団法人新経済連盟等が提案している「ライドシェア」が想定されているならば、下記の理由により、断固反対である。</p> <p>道路運送法では、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」は、旅客自動車運送事業であると規定されている。</p> <p>人命を預かる旅客自動車運送事業であるハイヤー・タクシー事業は、高い安全性が求められることから、道路運送法、道路交通法、労働基準法、最低賃金法等の国家の様々な法令により厳しい業規制がなされており、運輸安全マネジメントの実施をはじめ、運行管理、車両管理、乗務員の健康管理及び研修教育等に然るべくコストを掛けて安全輸送の確保に日夜努めている。</p> <p>ハイヤー・タクシー事業の乗務員になるためには、第一種運転免許に加え更に厳しい要件を満たす第二種運転免許が必要とされているところ。</p> <p>一般社団法人新経済連盟等が要望・提案している「ライドシェア」については、プラットフォーム事業者と運転者の間に雇用関係は無く、基本的な運行に関する責任は登録ドライバーが負うとされている点、つまり事業主体が運行に関する責任を負わないことが最大の問題である。更に、ハイヤー・タクシー事業者のように充分なる事故の未然防止対策が担保されていないこと、また運賃が状況によって大きく変動することも問題である。</p> <p>更に、既に「ライドシェア」が展開されている諸外国では、登録ドライバーによる誘拐、強姦、傷害、薬物使用等の犯罪が多発しており、「ライドシェア」は、利用者の安全・安心の確保の観点から極めて問題である。なお、「ライドシェア」のプラットフォーム事業者の事業展開は、世界各国で行政当局との間での訴訟に発展しているところでもある。</p> <p>また、現在ハイヤー・タクシー業界は、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法に基づき、供給過剰の是正及び需要の拡大に向けての事業の活性化に鋭意取り組んでいるところであるが、「ライドシェア」は、同法の趣旨を著しく損なうものであり、立法府を著しく軽視していると言わざるを得ない。</p> <p>② 対象となるサービスの追加は、下記の理由により、政令改正ではなく法律改正によるものであることが妥当である。</p> <p>中間整理案の15頁では、「対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲」については、「サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする。」こととされている。</p> <p>シェアリングエコノミーサービスは、中間整理案にも「身元を隠したり他人になりすますことが容易であることから、サービス提供に当たって詐欺や無許可営業等、違法行為をはたらく者や、その利用に当たって犯罪や迷惑行為を行う者等と呼び込みやすい。場合によっては、近隣住民等の迷惑被害やテロ、感染症の発症等、外部不経済を発生させ、地域社会の安心・安全を脅かすおそれがある。」と記載されているところであり、利用者の安全・安心を確保することが非常に困難であることから、対象となるサービスの追加に当たっては、当該サービスの特性をしっかりと見極めた上、既存の業規制がなされている分野との整合性を含め、国民の安心・安全の確保をしっかりと担保するため、立法府たる国会における慎重且つ十分な審議が必要不可欠である。</p> <p>③ 我々タクシー事業者は、高齢化社会の急速な進展の中での利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、IT化の進展等を踏まえ、利用者目線に立って、スマートフォンのアプリによる配車、観光タクシー、福祉タクシー、妊婦応援タクシー、育児支援タクシー、乗合タクシー、タクシー代行、便利タクシー等の様々な事業活性化への取組を進めてきたところであるが、今後より一層推進していくこととしている。</p> <p>政府におかれては、何よりもまず利用者である国民の安全・安心を第一に考えて頂くよう強く要望する。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
47	団体	<p>① 中間整理案における「シェアリングエコノミーサービスの範囲に、一般社団法人新経済連盟等が提案している「ライドシェア」が想定されているのならば、下記の理由により、断固反対する。</p> <p>道路運送法では、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」は、旅客自動車運送事業であるハイヤー・タクシー事業は、高い安全性が求められていることから、道路運送事業法、道路交通法、労働基準法、最低賃金法等の国家の様々な法令により厳しい規制がなされており、運輸安全マネジメントの実施をはじめ、運行管理、車両管理、乗務員の健康管理及び研修教育等のしかるべきコストを掛けて、安全輸送の確保に日々務めています。</p> <p>ハイヤー・タクシー事業の乗務員になるためには、第一種運転免許に加え、更に厳しい要件を満たす第二種運転免許が必要とされています。</p> <p>一般社団法人新経済連盟等が要望・提案している「ライドシェア」については、プラットフォーム事業者と運転者の間に雇用関係は無く、基本的な運行に関する責任は登録ドライバーが負うとされています。</p> <p>つまり、事業主体が、運行する責任を全く負わないことが最大の問題であると考えております。</p> <p>更に、ハイヤー・タクシー事業のように、十分な事故の防止対策が担保されていないこと及び運賃が状況によって大きく変動し、また、利用者によって差別が起こることも懸念されます。</p> <p>更に、既に「ライドシェア」が展開されている諸外国では、登録ドライバーによる傷害事件、誘拐、強姦、薬物使用等の犯罪が多発しており、利用者の安全・安心の確保の観点から、極めて重大な問題だと考えております。</p> <p>なお、「ライドシェア」のプラットフォーム事業者の事業展開は、世界各国で行政当局との訴訟に発展しているところもあります。</p> <p>また、現在ハイヤー・タクシー業界は、与野党共同提案の議員立法により、圧倒的多数の賛成の下成立しました、改正タクシー特措法に基づき、供給過剰の是正及び需要の拡大につながる事業活性化に鋭意取り組んでいますが、「ライドシェア」は、同法の趣旨を著しく損なうこととなります。</p> <p>② 対象となるサービスの追加は、下記の理由により政令改正ではなく、法律改正により実施していただきたい。</p> <p>中間整理案の15ページでは、「対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲」については、「サービスの実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする。」となっております。</p> <p>シェアリングエコノミーサービスは、中間整理案にも「身元を隠したり他人に成りすますことが容易であることから、サービス提供に当たって、詐欺や無許可営業等、違法行為をはたらく者や、その利用にあたって犯罪や迷惑行為を行う者等と呼び込みやすく、場合によっては、近隣住民等の迷惑被害やテロ、感染症の発症等、外部不経済を発生させ、地域社会の安心・安全を脅かす恐れがある。」と記載されているところであり、利用者の安全・安心を確保することが非常に困難であることから、対象となるサービスの追加に当たっては、当該サービスの特性をしっかりと見極めた上、既存の事業規制がなされている分野との整合性を含め、国民が安心・安全の確保をしっかりと担保するため、国会における慎重な審議が必要不可欠です。</p>
48	団体	<p>中間整理案における「シェアリングエコノミーサービスの範囲」に一般社団法人新経済連盟が提案している「ライドシェア」が想定されているなら、国民の安全安心を脅かし地域交通を壊滅的にする「ライドシェア」には断固反対します。</p> <p>元内閣総理大臣より「人の命は地球より重し」との発言がありますように、現在の法律では他人の需要に応じて自らの自動車により旅客を運送する場合は、旅客自動車運送事業に該当し、この法令の中で運転者には第2種自動車運転免許証の義務、事業者には始業から就業までの運行管理の徹底等、安全安心への最大限の対策が施されており、タクシー事業においては、本年10月より運転者登録・講習制度が全国拡大されており、これまでの安全等の管理コストに加えてさらに高度・高コストが必要な事業を実施してきているところでは、一般社団法人新経済連盟が要望・提案している「ライドシェア」については、現在世界各地において実施され、その地域において様々な違法行為・犯罪等が数多く発生しており、排除の行動が多発していると聞いています。</p> <p>またこの「ライドシェア」は単にITを使用した仲介業者であり、運行責任・自己責任は勿論犯罪等の様々なトラブルにも関知しないことが想定され、すべてを発注した運転者の責任としています。</p> <p>この「ライドシェア」が認められた場合は、タクシー業界のみならず、自家用バスを使用している「ライドシェア」も可能なシステムであり、バス業界にも極めて重大と考えます。このシステムが可能となれば日本のタクシー業界のみならずバスも含めた公共交通は壊滅的な状況となり、全国の交通をライドシェアが牛耳ることとなり、全国の自治体と市民生活にきわめて悪影響となることは明らかです。</p> <p>したがって、ITという美名に惑わされることなく、これまでの先人識者等により培われてきたきわめて優れた現行法令の遵守を基本として、その中で必要な法令等の改正を求めます。</p>
49	団体	<p>シェアリングエコノミーは、サービスの利便を図ることによって公共の利益に資するべきものであり、サービスの提供者やシェアリングエコノミーサービス事業者の利便を図るべきものとしてはならない。特に業規制が整備されている分野で、かつ不測の事態が発生した場合に利用者を含む被害者に生命、身体の損害が発生する恐れがあるサービス(例えば、宿泊であれば旅館業法と火災、車両相乗りであれば道路運送法と事故等)については、シェアリングエコノミーサービス事業者に対する一定のルール整備だけではなく、提供者に対しても一定のルール整備が必要であり(ルール整備には、違反が発生した場合の罰則の規定も必要)、またそのルールの内容は業法に準じたものとすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>業規制が整備されている分野は、法的保護の必要性が高い分野であるが、特に消費者(利用者)の生命、身体の安全、安心を確保することが最重要である。これらの分野では、消費者の安全安心を確保する一定の仕組み(ルール)が業法等においてすでに形成されていることから、シェアリングエコノミーにおいても業法等と同様の仕組みを導入することで消費者の安全、安心が確保され結果的に情報通信技術(IT)の利活用がさらに推進されることになる。また現行の業法等によるルールは、サービスの提供者を対象としたルールが大半であることから、本件においても、サービスの仲介者であるシェアリングエコノミーサービス事業者だけでなく、サービスの提供者に対しても業法に準じたルール(サービスされるモノやスキルの点検業務など)を整備することが必要であり、加えて許認可や免許、届出等のような業法等に準じたルールを提供者に対して整備することで、インターネット仲介機能の課題である提供者の匿名性を排除することも可能となる。さらに罰則規定はルールの遵守を徹底するために当然必要といえる。</p>
50	団体	<p>We are the unified voice of the Internet economy, representing the interests of leading Internet companies and their global community of users. We are dedicated to advancing public policy solutions to strengthen and protect Internet freedom, foster innovation and economic growth, and empower users. Included in our membership are sharing economy platforms such as Airbnb and FlipKey who we advocate for at the state and federal levels in the United States. As such, we are familiar with the legal and regulatory landscape impacting the sharing economy and have witnessed first hand the effects of ill-conceived regulation on it.</p> <p>Internet-enabled asset sharing is a positive social and economic development that Japanese consumers, and consumers worldwide, are embracing for good reason. Sharing economy platforms empower individuals to monetize their extra space and make it available to a global online community. Hosts can earn extra income to pay their bills, and share their home or apartment with guests who may not otherwise have had the means to visit Japan.</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>It is very important to sharing economy platforms as well as to the homeowners and consumers they connect, that regulations impacting their service be focused and clear in their objectives and effects. In particular, it is important for regulators to carefully weigh the risks and benefits of regulatory intervention before crafting new or additional rules impacting the sharing economy. Unfortunately, the recommendations made public by the Prime Minister's IT Strategy Office do not fit this description and will be challenging to comply with. In particular, the Internet Association is concerned that the recommendations include changes to Japan's existing intermediary liability rules governing the sharing economy and that those rules seem to have extraterritorial effect beyond Japan.</p> <p>Separate and apart from the recommendations' impact on established sharing economy platforms, the Internet Association also wishes to express concern that the recommendations, if implemented into law, would have negative effects on Japanese startups seeking to rely on intermediary liability safe harbors. The ability of startups to attract investor funding pivots on several interdependent factors. However, one significant factor is the risk associated with intermediary liability in the startup's home country. This is because funding allocations and decisions must balance the resources necessary to operate and grow a business with the costs associated with legal risk. The equation is simple: the higher the legal risk, the lower the incentives to invest.</p> <p>The relationship between intermediary liability risk and startup funding is evidenced by several international quantitative studies. For example, in 2011 the global consultancy Booz surveyed investors and found that 80 per cent of them are uncomfortable investing in business models open to unpredictable intermediary liability regulations. 81 per cent of investors said they would be more likely to invest in a digital content platform under a 'weak economy/ than in a strong economy where existing safe harbors are weakened. The results of a 2014 study conducted by Fifth Era and Engine Advocacy are remarkably consistent with the 2011 Boaz results: 78 per cent of investors surveyed responded that they would be deterred from investing in companies if new laws expose them to increased risk of secondary liability.</p> <p>As Japan advances toward the 2020 Olympic Games, the country will need sharing economy platforms to meet the spike in demand for hospitality and accommodation created by visitors attending the events. Airbnb and others stand ready to provide these needed services and hope to work with the Japanese government to ensure that it can do so free from undue regulatory burdens that do little to benefit overall consumer welfare in your country.</p>
51	団体	<p>標記、中間整理(案)における「IT活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)」の範疇について、「ライドシェア(自家用車を用いたのタクシー行為)」を含むことを想定しているのであれば、次のとおり、断固反対である。</p> <p>(1) タクシー利用者に対する安全・安心が損なわれる タクシー事業は、道路運送法において「他人の需要に応じ、有償で自動車を使用して旅客を運送する事業」旅客自動車運送事業であると規定されています。 人命を預かる旅客自動車運送事業であることから、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法などの法律により厳しい事業規制がなされているところです。また、道路運送車両法の規定による厳しい車両管理、国土交通省告示に基づき、同告示で定める基準に適合する任意保険又は共済の加入義務付け等が課せられています。 こうした様々な法令等の規制や義務付けによって、タクシー利用者に対する安全・安心をしっかりと担保しているのが現状のタクシー事業であります。</p> <p>しかし、一般社団法人新経済連盟等が提案・要望している「ライドシェア」については、上述の規制等が皆無であるばかりか、シェアリングエコノミーサービス事業者と運転者の間に雇用関係が存在せず、未然の事故防止や事故等が惹起した際の対応については登録ドライバーが負うこととしています。運行管理、車両管理、事故防止対策、健康管理等についても登録ドライバーによることとしており、いわゆる事業者の指導管理がなされない状態となっています。 このようなことでは、タクシー利用者に対する安全・安心が損なわれることは自明であります。</p> <p>(2) 改正タクシー特措法に逆行する 現在、タクシー事業者は、改正「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、供給過剰の是正及び需要拡大につながる事業活性化に取り組んでいますが、「ライドシェア」の事業運営はこれに逆行するものであります。法を軽んじていると言わざるを得ません。</p> <p>(3) 対象となるサービスの追加は、政令改正ではなく法律改正によって 中間整理(案)15頁において「シェアリングエコノミーの対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする」としています。 一方で、14頁において、シェアリングエコノミーサービスがインターネット仲介であることから、「身元を隠したり他人になりすますことが容易であり、詐欺や無許可営業等、近隣住民等の迷惑被害やテロ、感染症の発生等、外部不経済を発生させ、地域社会の安心・安全を脅かすおそれがある」との課題が指摘されているところです。 対象となるサービスの追加については、安全の確保、利用者の保護等の観点から、当該サービスの実態を見定めること、既存の規制との整合性を確認することが必要不可欠であり、政令改正によってではなく、法律改正として国会審議に付すべきと考えます。</p> <p>(4) 利用者の安全・安心を第一に 現在、我々タクシー事業者(団体)は、急速に進む我が国の少子高齢化にあつての利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、IT化の進展を踏まえ、スマートフォンのアプリによる配車、観光個人タクシー、福祉個人タクシー、ユニバーサルドライバーの普及などに取り組んでいるところです。 いずれも、変化する利用者ニーズに適応し、利用者の目線で事業の見直し・活性化を進めているものです。 政府におかれましては、利用者の安全・安心を第一に考えていただくよう強く要望いたします。</p>
52	団体	<p>① 中間整理における「シェアリングエコノミーサービスの範囲」に新経済連盟等が提案している「ライドシェア」が含まれることが想定されているならば断固反対である。</p> <p>【理由】 道路運送法では、「他人の需要に応じ、有償で自動車を使用して旅客を運送する事業」は旅客自動車運送事業である。 旅客運送事業であるタクシー事業者は、高度な安全性が求められており、様々な法令により厳しい業務規制がなされており、事業者は大変な手間とコストをかけて安全輸送の確保に日夜努めている。 新経済連盟等が提案している「ライドシェア」については、プラットフォーム事業者と運転者との間に雇用関係はなく、基本的な運行に関する責任は登録ドライバーが負うこととされており、プラットフォーム事業者が運行に関する責任を負わないことが最大の問題である。また、運賃が状況により大きく変動することも問題である。 更に「ライドシェア」が展開されている諸外国においては、登録ドライバーによる犯罪が多発しており、利用者の安全・安心の確保の観点から極めて問題である。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>②対象となるサービスの追加は、政令改正ではなく法律改正によるものであることが妥当である(中間整理案P15)</p> <p>【理由】 シェアリングエコノミーサービスは中間整理案にもあるとおり、身元を隠したり他人になりすますことが容易であることから利用者の安全・安心を確保することが非常に困難である。対象となるサービスの追加に当たっては当該サービスの特性をしっかりと見極めた上、既存の業規制がなされている分野との整合性を含め、国会における慎重な審議が必要である。</p> <p>③タクシー事業者は、これからの高齢化社会の中での利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、IT化の進展等を踏まえ、利用者目線に立って、スマホアプリによる配車、観光ガイドタクシー、福祉タクシー、乗合タクシー等事業活性化の取り組みをより一層進めていくこととしている。 政府におかれては、国民の安全・安心を第一に考えていただくよう強く要望する。</p>
53	団体	<p>① 情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理における「シェアリングエコノミーサービスの範囲」に一般社団法人新経済連盟等が提案している「ライドシェア」が含まれることが想定されているならばタクシー業界としては断固反対する。 地域公共交通として、その使命を果たすため、道路運送法、道路交通法、労働基準法等様々な法令を遵守し、安全確保のため運行管理、車両管理、乗務員の教育・研修等にコストを掛け、24時間・365日体制で、国の認可を受けた運賃をもって運行しているタクシー事業に比べ、一般社団法人新経済連盟等が提案している「ライドシェア」は、基本的な運送責任を登録運転者に持たせ、しかも運賃が明確でないなどの多くの問題がある。 さらに、中間整理の14頁に記述されている課題等を法制上の枠組整備等(15・16・17頁に記述)で対応するとしているが、これらの懸念材料のすべてをチェックする機能を働かせるためのマンパワーが確保されているとは思われず、悪質な仲介業者等の参入を阻止することは困難であり、その結果、大きな影響を被るのは一般利用者である。</p> <p>② 今回の中間整理には「ライドシェア」についての具体的記述はないが、15頁に「今後、サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする。」としているが、業法により規制されている事業と極めて類似したサービスを認めるに際しては、安易に政令で対応するのではなく業規制との整合性を含め、国会での慎重な検討が必要と考える。</p> <p>③ タクシー業界としては、高齢化の急速な進展や訪日外国人の増加等の社会変化を背景とする新たなニーズを的確に捉えた活性化への取り組みを進めていくとともに、安全・安心で利用しやすいタクシーを利用者の皆様に提供していくこととしている。 政府においては、利用者である国民の安全・安心を第一に考え、慎重な判断をされることを要望する。</p>
54	団体	<p>【全般】(新規サービスへの期待と官民一体について) (意見) シェアリングエコノミーは、IT利活用の利便性を享受できる新規サービスが期待できる。一方で新たに発生する重要課題においては、我が国経済の活性化や生活の向上に貢献するよう、官民一体となって推進する必要がある。</p> <p>(理由) 21世紀に入り、私たちはこれまで推し進めてきた過剰生産・過剰消費を見直すことが求められている。人々の消費スタイルは徐々に単独所有から共同利用へと変化しており、企業から個人ではなく、個人から個人いわゆるCtoCという新しい消費活動として、シェアリングエコノミーは立ち上がりつつある。 このシェアリングエコノミーが、これからの日本経済を支える新たな経済領域として、1億総活躍社会、地方創生、インバウンドに寄与し、根底から支える基盤になる可能性を秘めている。シェアリングエコノミーが持つ可能性は、日本が抱える様々な課題に対し、公助だけでは届かない共助による解決につながり、豊かな社会の実現に向けて官民一体となる必要がある。</p> <p>【全般】(従来の業法に当てはまらないCtoCの前提について) (意見) シェアリングエコノミーはあらゆる産業に関係するものであり、民泊中心に意識した中間整理(案)は、既に様々な産業において立ち上がりつつあるシェアリングエコノミー事業者に対し、過度な規制がかかる可能性がある。 また従来の業法や消費者保護の観点から、CtoCを想定されていない部分があります。問題発生リスクが低く、メリットの多い部分においては民泊やライドシェアも含め、早急に業法の適用除外とのセットを前提として、全体の法制度を構築すべき。</p> <p>(理由) シェアリングエコノミーは民泊、ライドシェアだけでなく、モノ・スキル・お金・空間・移動といった様々な領域に渡るため、規制に関しては細心の注意と、各領域における専門的な学習が不可欠です。各領域や業界団体、専門家への十分なヒアリングと、オープンかつ専門的な議論を行う必要がある。 シェアリングエコノミーサービス提供者に規制をかける場合は、具体的かつ最小限に留め、業法からの適用を部分的に順次除外することで、新規サービスの拡大を阻害せず、発生する課題に対しては細かなPDCAを通じてリスクを最小限に抑えた学習プロセスが必要。そのためにも業法の適用除外とセットを前提として、全体の法制度の構築をする必要がある。</p> <p>【個別】(13項 ② インターネット仲介機能の特性について「ア. 匿名性」および「イ. 情報の広範な伝搬性」をあげている点) (意見) 反対。どちらもインターネットサービス全般の特性であり、シェアリングエコノミーに限定されるものではない。</p> <p>(理由) 「ア. 匿名性」および「イ. 情報の広範な伝搬性」はシェアリングエコノミー特有のものではないため。これはインターネットサービス全般の特性であり、これを前提に以降の課題とルール整備をまとめているが、他のインターネットサービスも規制する議論に炎上しかねず、妥当ではないため。</p> <p>【個別】(14項 課題1) サービス提供及び利用状況の実態把握が困難) (意見) 課題ではない。</p> <p>(理由) 免許証やクレジットカードなど登録時に本人確認ができる手段がある。また一般的に不特定要素の高い、リスクあるCtoCサービスは、そもそも一般利用者に支持されず広がらない。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>【個別】(14項 課題2) 情報の非対称性の発生) (意見) 課題ではない。</p> <p>(理由) 情報の非対称性はシェアリングエコノミーに限定したものではなく、企業の大げさな宣伝活動など現実社会や他のインターネットサービスでも存在する。 むしろ相互レビューシステムにより他の分野以上に非対称性は解決できる領域である。</p> <p>【個別】(14項 課題4) ボーダレスな対応が必要) (意見) シェアリングエコノミー特有の課題ではない。</p> <p>(理由) シェアリングエコノミーだけの課題ではなく、他のインターネットサービスやグローバルな事業全般に当てはまる。他のサービスも規制する議論に炎上しかねず、妥当ではないため。</p> <p>【個別】(15項 ア. 諸課題に対応するためのルール整備の対象) (意見) シェアリングエコノミーサービス事業者が、当該事業者が負うべき一定の責務について、法制上の枠組みではなく、業界団体などを通して自主規制を推奨し、状況に応じて必要な規制を整備する。</p> <p>(理由) 一義的にはプラットフォームではなく、当初からの業法の規制対象である各契約当事者自身が負うべき。業法で規制されている分野をそのままプラットフォーム規制の対象とするのではなく、プラットフォームの自主規制の実態なども踏まえ、必要な規制対象、規制事項をさらに限定すべきと考える。</p> <p>【個別】(15項 イ. 対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲) (意見) 「新たなサービスの登場を阻害しないことが必要」に賛成。 一方、「生命、身体の損害が発生する恐れがあるもの」が解釈によって広範囲に取れるため、規制対象が広範囲におよび危険性がある。しかも、「政令で逐次追加できる」となると、そのリスクが高まるため、民泊・ライドシェアなど具体的に限定するべき。</p> <p>(理由) シェアリングエコノミーにおける新たなサービスの登場が、日本経済を支え、共助を創り出す潜在力があるため、阻害してはいけない。 一方、「生命、身体の損害が発生する恐れがあるもの」は、表現が曖昧で例えば人に関わるサービスは全て対象になり得る。それを政令レベルで解釈できるとなると、シェアリングエコノミー産業自体がた立ち上がらない可能性もあるため、民泊・ライドシェアなど具体的に限定した方がよい。</p> <p>【個別】(16項 課題1)への対応(サービス提供及び利用状況の実態把握が困難)) (意見) 記載の削除。前述の通り課題ではない。</p> <p>(理由) 前述の通り課題ではないが、サービス内容によっては本人確認は必ずしも必要ない。サービス利用者が望まないサービスの使い勝手低下に繋がるリスクがあり、行政による行き過ぎた管理となる。</p> <p>【個別】(16項 課題2)への対応(情報の非対称性の発生)) (意見) 記載の削除。前述の通り課題ではない。</p> <p>(理由) 前述の通り課題ではない。むしろ業法については、リスクが小さくメリットの大きいサービスより、部分的に適用除外を進めるべき。</p> <p>【個別】(16項 課題4)への対応(ボーダレスな対応が必要)) (意見) 記載の削除。前述の通りシェアリングエコノミー特有の課題ではない。</p> <p>(理由) 前述の通りシェアリングエコノミーだけの課題ではなく、他のインターネットサービスやグローバルな事業全般に当てはまる。他のサービスも規制する議論に炎上しかねず、妥当ではない。</p> <p>【個別】(17項 ⑥ 諸課題に対応するルール整備のあり方(留意すべき事項)) (意見) 「係る業法その他の関係法令との関係を併せて一体的に整理することに留意」だけでなく、業法の適用除外も同時に行われるべき。</p> <p>(理由) 従来の業法や消費者保護の観点から、CtoCを想定されていない。新たなサービスの登場を阻害しないために、課題発生リスクが小さく、経済効果などメリットが高い部分から業法の適用除外とセットで整備が必要。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
55	団体	<p>① 中間整理案における「シェアリングエコノミーサービスの範囲」に一般社団法人新経済連盟等が提案している「ライドシェア」が想定されているならば、下記の理由により、断固反対である。 道路運送法では、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」は、旅客自動車運送事業であると規定されている。 人命を預かる旅客自動車運送事業であるハイヤー・タクシー事業は、高い安全性が求められることから、道路運送法、道路交通法、労働基準法、最低賃金法等の国家の様々な法令により厳しい業規制がなされており、運輸安全マネジメントの実施をはじめ、運行管理、車両管理、乗務員の健康管理及び研修教育等に然るべくコストを掛けて安全輸送の確保に日夜努めている。 ハイヤー・タクシー事業の乗務員になるためには、第一種運転免許に加え更に厳しい要件を満たす第二種運転免許が必要とされているところ。 一般社団法人新経済連盟等が要望・提案している「ライドシェア」については、プラットフォーム事業者と運転者の間に雇用関係は無く、基本的な運行に関する責任は登録ドライバーが負うとされている、つまり事業主体が運行に関する責任を負わないことが最大の問題である。更に、ハイヤー・タクシー事業者のように充分なる事故の未然防止対策が担保されていないこと、また運賃が状況によって大きく変動することも問題である。 更に、既に「ライドシェア」が展開されている諸外国では、登録ドライバーによる傷害、誘拐、強姦、薬物使用等の犯罪が多発しており、「ライドシェア」は、利用者の安全・安心の確保の観点から極めて問題である。なお、「ライドシェア」のプラットフォーム事業者の事業展開は、世界各国で行政当局との訴訟に発展しているところでもある。 また、現在ハイヤー・タクシー業界は、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法に基づき、供給過剰の是正及び需要の拡大に繋がる事業の活性化に鋭意取り組んでいるところであるが、「ライドシェア」は、同法の趣旨を著しく損なうとともに、立法府を著しく軽視していると言わざるを得ない。</p> <p>② 対象となるサービスの追加は、下記の理由により、政令改正ではなく法律改正によるものであることが妥当である。 中間整理案の15頁では、「対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲」については、「サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする。」こととされている。 シェアリングエコノミーサービスは、中間整理案にも「身元を隠したり他人になりすますことが容易であることから、サービス提供に当たって詐欺や無許可営業等、違法行為をはたらく者や、その利用に当たって犯罪や迷惑行為を行う者等を呼び込みやすい。場合によっては、近隣住民等の迷惑被害やテロ、感染症の発症等、外部不経済を発生させ、地域社会の安心・安全を脅かすおそれがある」と記載されているところであり、利用者の安全・安心を確保することが非常に困難であることから、対象となるサービスの追加に当たっては、当該サービスの特性をしっかりと見極めた上、既存の業規制がなされている分野との整合性を含め、国民の安心・安全の確保をしっかりと担保するため、国会における慎重な審議が必要不可欠である。</p> <p>② 我々タクシー事業者は、高齢化担会の急速な進展の中での利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、IT化の進展等を踏まえ、利用者目線に立って、スマートフォンのアプリによる配車、観光タクシー、福祉タクシー、妊婦応援タクシー、育児支援タクシー、乗合タクシー、タクシー代行、便利タクシー等の様々な事業活性化への取組をより一層進めていくこととしている。 政府におかれては、利用者である国民の安全・安心を第一に考えて頂くよう強く要望する。</p>
56	団体	<p>1. 検討の背景と検討事項 (2) 制度整備に向けた検討事項②イについて IT活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保の中にITを利用し、自家用自動車による旅客運送(ライドシェア)を行うことが想定されているのであれば、反対する。 理由: 道路運送法により旅客運送事業を行うためには、国土交通省の許可を受けなければならない。いうまでもなく旅客の運送を行うには、利用客の安全・安心が担保されなくてはならない。そのため、旅客運送については、道路運送法のみならず道路交通法をはじめとする関連法規の遵守がもとめられ、厳しい規定に裏打ちされている。 現在、新経済連盟から提案されているライドシェアの内容を見る限り、旅客輸送の安全が全く担保されていない(運転手の資格要件、車両の点検整備、事故に対する保償等々)。 このような安全輸送が担保されないということから、道路運送法によって、いわゆる「白タク行為」が禁止されているのである。 諸外国において、ライドシェアなる同様のシステムが見受けられるが、様々な問題惹起し、「白タク」を禁止している事例も多く出ていることに目を向けていただきたい。</p>
57	団体	<p>3. シェアリングエコノミーに係るルール整備のあり方について (1) 基本的な考え方 シェアリングエコノミーの拡大は経済の趨勢であり、成長市場を加速する(少なくとも阻害しない)ことが経済成長に必須である。ルール整備にあたっては、経済主体の創意工夫と自由意志を最大限尊重する政策を打ち出すべきである。</p> <p>(2) シェアリングエコノミーサービス事業者への考え方 ① 業法対象のサービス提供者のみを仲介する限り、新規の規制は不要。 ② 業法対象外のサービス提供者を仲介する場合には下記が必要。 1) 利用者側の自己責任を原則とすべく、当該サービスの利用の是非を判断することを可能とするための情報開示の義務。 2) とりわけ、業法対象外施設であることの表示義務。 ③ シェアリングエコノミーサービス事業者は個人情報取扱者としての規律を遵守。 ④ ソフトウェアのみを媒体とする(シェアリングエコノミーサービス事業者不在)のサービスは自己責任の範疇ではないか。 ⑤ 海外の事業者への域外適用については、国内事業者との競争上のイコールフットイングを勘案しつつ、既存のユーザーの利便性を損なうことのないよう十分に配慮したうえで、実効性のある制度となるよう検討すべきである。</p> <p>(3) p14インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題について 情報の非対称性や外部不経済の発生については、シェアリングエコノミー特有のものではない。インターネットビジネスにおいてこれまでも度々指摘されてきた課題であり、強調しすぎることはネットワークの利用を抑制することに繋がりがかねない。 民泊に係るシェアリングエコノミーサービス事業者への新たな規制が課されることによって、既存のインターネット事業全般を過度に規制することのないよう留意すべきである。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
58	団体	<p>(4)IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保</p> <p>シェアリングエコノミーに関する規制緩和には、規制緩和の犠牲や生活への影響等考えなくてはならないことや規制緩和になじまない業態があることについて真摯に耳を傾けてほしい。現在「民泊」についての議論がなされているが近隣住民との摩擦などのトラブルが問題になっているとの報道にも接している様に、国民の生活を犠牲にした規制緩和には強い違和感があります。また、ライドシェアなる自家用自動車を活用したシェアリングエコノミーについては、利用者の安全安心確保の面で大変大きな懸念があります。</p> <p>シェアリングエコノミー(ライドシェア)を提唱する団体の資料等を見る限り、運送提供者である自家用自動車の所有者・運転者が責任主体とのことであるが、自家用自動車の所有者・運転者の経済基盤や財産、保障能力等は様々であり、マッチングサービスを提供するプラットフォームの責任を問わない考え方は利用者の安全安心は確保できない。自家用自動車を提供する者に反社会的勢力の参入や、企業に努めるサラリーマンや主婦、学生などの参入が想定され、利用者保護の観点で極めて大きな欠陥を有したサービス形態と指摘する。少し前に、旅行会社が募集型旅行商品として貸し切りバス事業者の所有する大型バスを使用する形態の高速ツアーバスの悲惨な事故があった。この高速ツアーバスと今回想定される自家用自動車のライドシェアに共通していることは、旅客を募集する旅行会社に運送責任が発生しない業態であったこととライドシェアを運営する情報通信技術(IT)事業者が同じ形態であることであります。その後、高速ツアーバスは安全安心を前提とした制度変更が行われたことは最近のことです。決してこのような安全安心を犠牲にする業態は我が国にはなじまないサービスであり決して容認できることではありません。</p> <p>ライドシェアを合法化するため、関係法令の改悪や特区制度の検討が政府において検討されているようですが、タクシー事業は、道路運送法、道路交通法、労働基準法、最低賃金法等の国家の様々な法令により厳しい業規制がなされており、運輸安全マネジメントの実施をはじめ、運行管理、車両管理、乗務員の健康管理及び研修教育等に然るべくコストを掛けて安全輸送の確保に努めている。また、タクシー乗務員になるためには、第一種運転免許に加え更に厳しい要件を満たす第二種運転免許が必要とされているところ。このようなタクシー事業における安全安心確保の規制の必要性を認知したうえで、ライドシェアを規制することなく導入することはダブルスタンダードとして厳しく指摘します。</p> <p>仮にライドシェアを認める限りにおいては、競争条件を同じにしないことには不公平極まりない特定の者への利益誘導でしかありません。政府おかれてはこのことをしっかりと認識されたい。</p> <p>また、諸外国で先行導入されているライドシェアには、輸送需要に講じて運賃が恣意的に変更されたりして大きく変動することも問題である。更に、登録ドライバーによる傷害、誘拐、強姦、薬物使用等の犯罪が多発している報告がなされており、ライドシェアは、利用者の安全・安心の確保の観点から極めて問題であり、ライドシェアプラットフォーム提供事業者の事業展開は、世界各国で行政当局との訴訟に発展していると聞き及んでいるところ。</p> <p>現在タクシー業界は、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下に成立した改正タクシー特措法に基づき、供給過剰の是正及び需要の拡大に繋がる事業の活性化に鋭意取り組んでいるところであり、その様な中、ライドシェアを導入することは改正との整合性に大きな疑問を残すこととなる。ライドシェアは同法の趣旨を著しく損なうとともに、立法府を著しく軽視していると言わざるを得ない。については、今回の情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理においてはライドシェアを対象外とされたい。</p> <p>シェアリングエコノミーにライドシェアを含めることには反対であるが、仮に今後ライドシェアの検討を行う場合には、下記事項の検討についてお取り計らい願います。</p> <p>○自家用自動車の提供者(運転者)にはマイナンバーの登録により個人(法人)の収入課税状況等を一元管理するとともに、社会保険料等の徴収に反映することが出来る様にされたい。そのためには、企業に勤務する運転者の副業的なサービス提供に対して勤務する企業との情報共有、主婦等によるサービス提供には扶養者との一元管理が可能となる制度設計を望みます。さらには、反社会的勢力の参入防止策、法人によるサービス提供などあらゆる想定の下に制度設計をされたい。</p> <p>○外国企業への課税措置の検討。</p> <p>○都市部における自家用自動車を活用したライドシェアに対しては、タクシー事業との競争条件を同一(タクシー事業に関するあらゆる規制緩和の実施)にしたうえで、タクシーのライドシェアを図ることを主眼に検討されたい。</p> <p>○タクシーのライドシェアについては、運転者の雇用形態を請負契約に基づく個人事業者への変更とともに既存タクシー事業者の安全管理の下でのタクシーのライドシェアに関する仕組みとされたい。</p> <p>○さらには、タクシー及び自家用自動車の運転者の登録制度(タクシーは実施中)と第二種運転免許証の他に運転者資格(当該資格の取得を前提とした運転者登録)制度の導入を検討されたい。</p> <p>○また、ライドシェアを前提にする場合は改正タクシー特措法の廃止、タクシー及び自家用自動車のライドシェアを一元管理する新しい業法のあり方について検討されたい。</p>
59	団体	<p>1. 弊社は、日本政府におかれましては、まず第一に、住宅用不動産の短期レンタルの提供に関する法令の改正に集中して取り組んで頂きたい旨を、提言いたします。住宅用不動産の短期レンタルに関する日本の既存の法律は、不明瞭かつ時代遅れなものとなっています。日本を訪問する旅行者及び日本の居住者は、代替的宿泊施設を探すケースが増加しています。そして、日本には現在、短期の住宅用宿泊施設を提供する非常に数多くのホストが存在し、かかる増大する需要を満たすことができます。重要な点として、弊社及び類似のオンライン・プラットフォームは宿泊サービスそのものを提供するものではないことにご留意いただきたいと思います。これらの宿泊サービスはあくまでも個人により — それも彼らの多く又はほとんどが自身の家を提供して— 提供されています。日本が短期レンタルの産業のための新しい法規及び法令を整備する際には、これらの法規及び法令は、消費者と宿泊施設提供者とを結び付ける仲介業者ではなく、実際の宿泊サービス提供者にまずもって主眼を置くべきであると考えます。</p> <p>2. 弊社は、シェアリングエコノミー・プラットフォームに関する法律について、域外的に適用をすることがないよう提言いたします。また、弊社は、これらの法律において日本国外に拠点を有するシェアリングエコノミー・プラットフォームに対して日本国内に日本法人又は日本の事業拠点の設立を義務付けるべきではないよう提言いたします。日本の電子商取引法に係る域外適用、事業所の日本国内設置要件及び日本国内拠点設置の義務化に関する問題は、シェアリングエコノミーのみならず他の分野にも深刻な影響を及ぼします。上記問題は、シェアリングエコノミーにおけるデジタルプラットフォームのみが他の種類のデジタルプラットフォームと比較してより負担を強いるような取扱いに服せしめるべきではないことから、広範なデジタル経済に波及するといえます。また、これらの要件は、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)などの協定に基づく日本の国際的コミットメントに相反しているように思料されます。</p> <p>3. 弊社は、中間整理における提言については懸念がありますが、責任あるプラットフォーマーはシェアリングエコノミーにおいて重要な役割を担っているものと信じております。責任あるプラットフォーマーは、法令に関してユーザーが学ぶことができる資料(教材)をユーザーに提供し、旅行者税やホテル税の徴収及び支払いをユーザーに代わって行い、さらに、ユーザーの安全性を向上させる重要なサービス(例えば、弊社では、ホスト保証及びホスト補償保険を提供しております。)を提供するなど重要な役割を果たすことができます。これらすべて、プラットフォーマーレベルで行うことができるため、プラットフォームが果たすことが合理的に期待可能である役割といえます。これ</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>らを踏まえますと、より優れたアプローチは、各プラットフォームの自主規制を認め、さらに、方策と役割をプラットフォーム自身で定義すること許容するというアプローチであり、弊社としては、トップダウン型の法規制に依拠すべきではないと考えます。この上記アプローチは、プラットフォームが迅速に消費者の受容と市場の力に応えるため、各プラットフォームの方策を反復して改善することにつながるといえます。なお、記録のために注記しますと、本段落は、中間報告に記載された規制案について弊社が同意又は賛成することを意味しておりませんのでご注意ください。</p> <p>弊社は、日本政府と連携・協働して、日本政府の懸念に対応しつつも日本におけるシェアリングエコノミーを発展させるような、新たなルール、プログラム及びイニシアティブを発展させていくことを望んでおります。</p>
60	団体	<p>第1 全般について</p> <p>1 意見</p> <p>○後述(下記2理由参照)のような社会的意義をもつシェアリングエコノミーの障壁となっている業法規制の見直しと、シェアリングエコノミー事業を行うための新たな制度枠組みを構築することは、本来、IT利活用に関する制度整備の車の両輪である。したがって、本中間整理においても、シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保と併せて、業法規制の見直しを同時に行うべきことを明記すべきである。また、シェアリングエコノミーの代表的なモデルについては、その障壁となっている法制度について、具体的に法律・条文を掲げて、ただちに見直しを行うべき検討課題であることを明確にすべきである。ライドシェアとの関係においては、道路運送法4条1項、3条、2条3項、78条等がこれにあたる。</p> <p>○仮に、今回のIT利活用に関する具体的な法整備において、業法規制の見直しが困難である場合でも、それに向けた議論を進めるため、内閣府・国交省・経産省等、関係省庁合同の検討会を早期に立ち上げ、2016年8月までに政府として結論を得て、速やかに国会に関連法案を提出すべきものとすべきである。その旨、中間整理及び今後予定されるIT利活用に向けた新法において明記すべきである。業法規制の見直しを当該業法の所管省庁の手にのみ委ねる場合、シェアリングエコノミー事業者を介したCtoC サービスを適法に実施できるような環境の整備が進められることは、業法の執行を担当する省庁としての立場を考えると、極めて難しいことが予想される。そのため、このような関係省庁合同の全国的な視点(業法の法目的に加え、IT利活用や利用者の利便性向上、経済活動の促進、その他社会課題への対応等の視点)を持った制度検討が必要である。</p> <p>2 理由</p> <p>○今般の制度整備の背景は、ITの利活用による円滑な情報流通やそれに伴うビジネスモデルの変革等の促進にあったはずである(中間整理2頁)。そうであるならば、シェアリングエコノミーに関する、最大の課題は、従来の業法規制を見直して、シェアリングエコノミーの適法な事業活動を可能にする点にあるはずである。</p> <p>○現に、諸外国においては、シェアリングエコノミーの適法な事業活動を実現することにより、ビジネスモデルの変革に伴う経済の活性化が実現できている。このことは、ライドシェア(プラットフォームを介して、時間と車が空いている一般のドライバーが、自家用車を用いて、移動サービスを求める乗客に対して移動サービスを提供するというもの)について特に顕著である。</p> <p>○たとえば、米国の例を見ると、ライドシェアは、2009年から2013年に、5.19億ドル(日本円に換算して約624億円)の経済活動を新たにもたらし、22,000人に収入機会を与えている。一方、ライドシェア導入により、ドアツードアの市場自体が拡大(金額ベースで2倍以上、乗車数では約4倍)したとのデータもある。また、国内においても、対策が急務である過疎地域における持続可能な公共交通インフラの確保はもちろんのこと、都市部においても、渋滞緩和、飲酒運転の削減、インバウンド需要への対応、イベント・災害時等の特殊需要への対応、買い物弱者等の交通弱者の移動手段確保、人の移動に伴う都市全体の経済活動の活性化等のメリットがある。</p> <p>○中間整理においては、主として、シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保という観点からルール整備を行う旨記述されているが、今般の制度整備の本来の趣旨に立ち返れば、むしろシェアリングエコノミーの適正な事業活動を実現するための制度整備を進めていくべき旨の言及がなされる必要がある。</p> <p>http://americanactionforum.org/research/independent-contractors-and-the-emerging-gig-economy#_edn12</p> <p>第2 中間整理14頁(インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題)について</p> <p>1 課題1) サービス提供及び利用状況の実態把握が困難との箇所について</p> <p>(1)意見</p> <p>○事実誤認であり、削除すべき。ないしは、「ただし、利用者の利用履歴等を適切に記録すれば、十分な実態把握と安全性を担保することが可能なサービスもある。」との留保をつけるべき。</p> <p>(2)理由</p> <p>○諸外国のライドシェアサービスでは、GPS情報を含む乗車履歴(乗車ルートの記録等を含む)やその情報をリアルタイムで知人等と共有することが可能となっており、このような透明性を担保する仕組みを導入すれば、従来のサービス以上の実態把握、安全性の確保が可能。</p> <p>2 課題2) 情報の非対称性の発生との箇所について</p> <p>(1)意見</p> <p>○事実誤認であり、削除すべき。ないしは、「ただし、ICTを用いてサービス提供者の情報を適切に利用者伝える仕組みを導入することにより、情報の非対称性を解消することが可能なサービスもある。」との留保をつけるべき。</p> <p>(2)理由</p> <p>○諸外国のライドシェアサービスでは、利用に先立ち、アプリ上でドライバーの名前や顔写真、評価、車の種類等が確認でき、利用者はこれを見て申し込みを撤回することが可能。また利用者とドライバーが連絡を取り合う際、各々の電話番号等の個人情報をも匿名化することもできる。このようなICTを用いた透明化を図れば、従来のサービス以上に情報の非対称性を解消することが可能。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>3 課題3)外部不経済の発生との箇所について</p> <p>(1)意見 ○事実誤認であり、削除すべき。ないしは、「ただし、マッチング・プラットフォームがサービス提供者の登録に際して適切な事前チェックや、事後のスクリーニングを行う場合には、この問題を回避できる。」との留保をつけるべき。</p> <p>(2)理由 ○諸外国のライドシェアサービスでは、サービス提供者がマッチングプラットフォームに登録するに際して、ドライバーとしての優良性や車種・年数等の一定の車両要件を満たしているかについてのスクリーニングを受けることとなっており、シェアリングエコノミーサービスにより、安全安心が担保するための仕組みの整備・対応がされている。ドライバーとして登録する際、免許証や車検証等の写しを提出することが求められており、システム側で有効期限が切れているドライバーを自動的に利用停止にすることもできる。</p> <p>○また、これらに加えて、万が一、サービス提供者による危険行為等の不適切な行為が行われた場合のマッチングサービスの利用停止措置や、その他の問題に対応するためのマッチングプラットフォームによる24時間体制のカスタマーサポートが行われており、その意味でも、シェアリングエコノミーサービスの提供が、外部不経済の発生を招来しているとの批判はあたらない。むしろ、プラットフォームが介入することにより、全ての乗車履歴が記録され、車の位置もGPSデータに基づきリアルタイムで把握でき、乗車後の評価システムが整備できるため、ドライバーには質の高いサービスを提供するインセンティブが働き、従前のサービス以上に安全性安心を高めることが可能と考えらるべきである。</p> <p>○なお、ライドシェアについては、危険運転行為や駐車違反などの外部不経済について、法執行が適切・活発に行われているため、マンション等における民泊のように、外部不経済が大きな問題になることはそもそもないと考えられる。</p> <p>第3 中間整理15頁(ルール整備に向けた基本的考え方)について</p> <p>1 意見 ○「今後、サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする」との記述を下記の通り修正すべき。 →「サービス実態」を削除。 代わりに「業規制の適用除外の議論を同時に進めつつ」を挿入。 もしくは、「サービスの社会的意義や実態を把握するための実証を可能とする制度整備を行い、実証を行った上その結果を踏まえ」を挿入。</p> <p>2 理由 ○ライドシェアのように、規制によりサービスの展開がそもそも不可能で「サービス実態」がない場合、どのように対応するか不明確。また、シェアリングエコノミーサービスのルール整備と業規制の緩和の議論は同時に進めていくべき。</p> <p>第4 中間整理16頁(ルール整備のあり方)について</p> <p>1 課題2)への対応(情報の非対称性)の箇所について</p> <p>(1)意見 ○「提供されるサービスが業法の許可等を受けて行われているものか等を確認し、その結果や」との部分削除すべき。</p> <p>(2)理由 ○業法については、シェアリングエコノミーサービスに関するルール整備と同時に、適用除外が検討されるべき。</p> <p>2 課題4)への対応(ボーダレスな対応が必要)の箇所について</p> <p>(1)意見 ○「国内サービスの提供を仲介する海外事業者にも適用するとともに、事業所の国内設置をその要件とする等、一定の把握のための仕組み等を設ける」との箇所について、「事業所の国内設置をその要件とする等」を削除すべき。</p> <p>(2)理由 ○オンラインのサービスで、国内でサービスを提供しているにも関わらず、事務所を設置していないビジネスは他にある中、なぜシェアリングエコノミーサービス事業にだけこのような条件が課されるのか、という点について十分な説明がされていない。</p>
61	団体	<p>(該当箇所)p13、p17</p> <p>(4)シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保(その1)</p> <p>(意見)</p> <p>シェアリングエコノミー(以下、シェアリングと表示)の分野を「利用されていないスペース、モノ、スキルなど」と整理がされているが、シェアリングになじむ事項、なじまない事項があると考えられる。検討会での議論の契機が「民泊のあり方」とし、これにおいて整理された手法がすべての分野に波及するものと思われることから具体的に対象となる分野を例示し、シェアリングの対象として国民が求めるものなのか、理解が得られる事項なのか十分な検討が必要と考える。</p> <p>これらの観点から「今後、サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする」との整理については理解しがたく反対である。具体的には、対象となる分野に係る事業について既存各事業法の整備・改正により進めることが基本であると考えられる。</p> <p>(該当箇所)p13～</p> <p>(4)シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保(その2)</p> <p>(意見)</p> <p>中間整理にあるとおり、様々な特性、課題があることが明記されているところ。現在、関係事業者においては、これらの課題をクリアすること(課題への対応として整理されている)により各種サービスの提供を行い、利用者の安全・安心の確保を最優先に事業経営とサービスの提供がされ、社会秩序が確保されていると考える。</p> <p>これらのサービスが提供される時点(現場)においては、提供に至る手法がいかなるものであろうとも関係する各事業法の規定が適用されるべきものである。ITを利活用した手法は、多様化する利用者ニーズへの対応、コスト削減(利用者負担の軽減)に寄与できる面もあるが、シェアリングエコノミーサービス事業者が主体的にかかわりを持つ仕組みの構築がされなければ、利用者の安全・安心の確保が難しくなること及び既存事業の仕組みの崩壊につながる恐れがあるのではと懸念する。</p> <p>現時点で私共タクシー業界にも大きな影響が出ると想定する自家用自動車を使用してのライドシェアも対象となるのであれば上記のとおり、責任や事業の主体が明確でない中でイメージのみにより組み込まれていくことを懸念する。関係法令との整合を図り、利用者の保護を最優先に慎重な議論が必要と考えている。</p>
62	団体	<p>【意見1】以下の観点から、シェアリングエコノミーを政府として推進することを明確にしたうえで、IT戦略本部がリーダーシップをもって関係省庁と連携して所要の対応を講ずるべき。</p> <p>① シェアリングエコノミーを実現するうえで法的な障害があるものに焦点を絞って確実に対応する必要がある。ホームシェアリングとライドシェアリングは、現行の各事業法が想定しておらずそのままでは規律できないサービスなので早急に新たな制度設計を行い、事業法改正等所要の措置を今通常国会で対応する。</p> <p>② 遊休資産提供者とプラットフォームの双方に対して、安全面等からの必要最小限の一定の対応を求める。これを法的にルール化することで各事業法の適用を除外し、新サービスとして秩序ある形で規律する。</p> <p>③ プラットフォームへの規制の在り方と各事業法との関係を一体として適切に議論し、種類に応じた検討が必要である。</p> <p>④ シェアリングエコノミーという新サービスへの萎縮効果を引き起こすような過度の規制にならないよう十分な配慮が必要である。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>【理由1】① シェアリングエコノミーは、次世代の経済活動の中心となることが期待されているものであり、我が国としても積極的に導入して経済を活性化すべき。適切な導入を行わないと地域経済の活性化等ができず世界の潮流から日本企業が取り残される。</p> <p>② プラットフォームへの規制の在り方と各事業法との関係は不即不離の関係なので一体として議論しないと、シェアリングエコノミーという新たな潮流には適切に対応できない。また、シェアリングエコノミーの種類に応じて内容が異なることにも十分留意が必要である。</p> <p>③ シェアリングエコノミーは、相互評価システムによる一定の安全性の確保等ができることを十分に評価したうえで制度設計を検討する必要がある。</p> <p>【意見2】IT利活用・シェアリングエコノミー推進の観点から中間整理案を上記の基本的な視点に照らし下記のような構成に修正</p> <p>①シェアリングエコノミーがテクノロジーの活用により多くのメリットをもたらすことを具体的に記載した上でシェアリングエコノミーは基本的に推進すべきものであること</p> <p>②従来の業法がシェアリングエコノミーを想定していないために普及の妨げとなっていること</p> <p>③ 各業法について適用を除外した上で諸課題に対応するために必要最小限の規制を検討する必要があること</p> <p>なお、必要最小限の規制の検討にあたっては、テクノロジーの力により規制によらずに解消できる課題がある(例:レーティングシステムによる情報の非対称性の解消)ことについても十分に配慮すべきである。遊休資産提供者への業法の適用除外を前提として新類型として整理することを大前提とすべきことについても必ず明記すべきである。</p> <p>【理由2】中間整理案のシェアリングエコノミーに係る部分は、IT利活用やシェアリングエコノミーを促進という基本的な観点が必ずしも十分に記述されていない。</p> <p>シェアリングエコノミーの本質はこれまで業規制によって品質を担保してきた領域について、インターネットやレーティングシステムなどのテクノロジーを活用することで一般人等でも一定の安全性を確保しながらサービスを提供することが可能になり、これによって遊休資産が稼働資産に変わり生産性革命を起こすということにある。</p> <p>中間整理案では、上記のようなシェアリングエコノミーのメリットへの言及が十分でない。</p> <p>シェアリングエコノミーは基本的に推進すべきものであり、業法がある分野についてはこれを適用除外とした上で、必要最小限の規制を導入するという方向であるべきである。</p> <p>シェアリングエコノミーというものが従来の事業法ではとらえきれない分野であることの特性を踏まえた制度設計の在り方への言及が必ずしも十分でない。従来の事業法が前提としないサービス形態であるため、遊休資産提供者に対しては既存の事業法を適用除外することを大前提としてそのうえで関係者にどのような規律を課すかを検討すべきである。</p> <p>【意見3】ライドシェアについて、関係省庁による検討会を早期に立ち上げ、速やかに法的措置を行うべき旨を明記</p> <p>なお、必要最小限の規制の検討にあたっては、テクノロジーの力により規制によらずに解消できる課題がある(例:レーティングシステムによる情報の非対称性の解消)ことについても十分に配慮すべきである。遊休資産提供者への業法の適用除外を前提として新類型として整理することを大前提とすべきことについても必ず明記すべきである。</p> <p>【理由3】従来の業法規制がシェアリングエコノミーを想定していないため個人がサービスを提供する際の障害となっているというシェアリングエコノミーの課題は、いわゆるライドシェアについて特に強くあてはまる。当該ライドシェアについては昨年11月20日の第3回検討会でプレゼンさせていただいた当連盟提言(シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案)のとおり、都市・地方におけるモビリティの確保をはじめとして多くのメリットをもたらすものであるが、政府で検討が全く進捗していない。そのため、IT利活用の推進という観点から、今後法的措置が行われるべきであること、また、少なくとも政府に検討の場を設けるべきことを中間整理で明記する必要がある。</p> <p>【意見4】以下の項目について、記載を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ●② インターネット仲介機能の特性「ア. 匿名性」 ●課題1) サービス提供及び利用状況の実態把握が困難 ●課題2) 情報の非対称性の発生 <p>【理由4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事実誤認である。インターネットにおいてもSNSとの連携やクレジットカードによるキャッシュレス決済などによりリアルでの取引以上に匿名性を排除することは十分に可能である。 ●インターネット仲介ということと、サービス提供及び利用状況の実態把握が困難であるということは論理的につながらない。 ●情報の非対称性はインターネットにおける取引に限らずリアルでの取引においても常に存在する問題点であるが、シェアリングエコノミーにおいては双方向の評価によるレーティングシステム等により現実世界では可視化されなかった情報が明らかになり、情報の非対称性はむしろ解消されている。したがって、情報の非対称性の発生をシェアリングエコノミーの特徴であるかのように記述するのは誤りである。 <p>【意見5】</p> <p>課題1) サービス提供及び利用状況の実態把握が困難 以下の記載を削除</p> <p>インターネットを通じて、不特定多数の一般個人によるサービスの提供と利用(C to C)を仲介するものであり、こうした一般個人によるサービス提供及び利用の実態を把握することが困難である。</p> <p>【理由5】</p> <p>インターネット仲介ということと、サービス提供及び利用状況の実態把握が困難であるということは論理的につながらない。</p> <p>【意見6】</p> <p>課題2) 情報の非対称性の発生 以下の記載を削除</p> <p>実際に会って顔や声を認識することなく、信用できる相手か否かを判断しなければならないため、サービス内容等について情報の非対称性が発生し、不十分な情報や間違った情報に基づいて意思決定を行ってしまい、トラブルとなるリスクが大きい。</p> <p>【理由6】</p> <p>情報の非対称性はインターネットにおける取引に限らずリアルでの取引においても常に存在する問題点であるが、シェアリングエコノミーにおいては双方向の評価によるレーティングシステム等により現実世界では可視化されなかった情報が明らかになり、情報の非対称性はむしろ解消されている。したがって、情報の非対称性の発生をシェアリングエコノミーの特徴であるかのように記述するのは誤りである。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>【意見7】 課題3)外部不経済の発生 以下の記載を削除 身元を隠したり他人になりすますことが容易であることから、サービス提供に当たって詐欺や無許可営業等、違法行為をはたらく者や、その利用に当たって犯罪や迷惑行為を行う者等呼び込みやすい。</p> <p>【理由7】 前述のとおり、シェアリングエコノミーサービスにおいては匿名性を排除することが可能であり、シェアリングエコノミーによって身元を隠したり他人になりすますことが容易になるというのは事実誤認である。</p> <p>【意見8】 課題3)外部不経済の発生 以下の記載を削除 身元を隠したり他人になりすますことが容易であることから、サービス提供に当たって詐欺や無許可営業等、違法行為をはたらく者や、その利用に当たって犯罪や迷惑行為を行う者等呼び込みやすい。</p> <p>【理由8】 前述のとおり、シェアリングエコノミーサービスにおいては匿名性を排除することが可能であり、シェアリングエコノミーによって身元を隠したり他人になりすますことが容易になるというのは事実誤認である。</p> <p>【意見9】 課題4) ボーダレスな対応が必要 ネットワークの特性から国境を越えて提供が可能であることから、外国に本拠を置いた…事業者が、日本国内のサービスについて仲介することが可能。外国事業者…を巡って問題が生じた場合、事業者が外国にあるため、必要な対応を求めることが、物理的、法的に困難。ボーダレスな対応が必要であることはシェアリングエコノミーサービスであるがゆえに生じる課題ではないことが明確になるよう記載を修正。</p> <p>【理由9】 ボーダレスな対応が必要であることは一般的に生じる課題であり、シェアリングエコノミーサービスに特有の課題ではなく、「シェアリングエコノミーが惹起する課題」として記載することは適切でない。なお、日本人に対してサービスを提供する外国事業者に対してもルールの適用を求める枠組みが必要であることは昨年10月30日の当連盟の提言で言及している。</p> <p>【意見10】 ア 諸課題に対応するためのルール整備の対象</p> <p>イ 対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲 以下のとおり記載を全面的に修正</p> <p>シェアリングエコノミーの推進のため、シェアリングエコノミーサービスの提供にあたって業法が問題となっている領域(例:ホームシェア、ライドシェア)について、各業法により、プラットフォーム事業者及びサービス提供者に一定の関与を求めた上で業法の適用を除外する法整備を早急に進めていくべきである。特にライドシェアについては政府内に検討の場の設置がされていないことから、可及的速やかに関係省庁による検討の場の設置が求められる。</p> <p>【理由10】 シェアリングエコノミーの本質はこれまで業規制によって品質や安全性を担保してきた領域について、インターネットやレーティングシステムなどのテクノロジーを活用することで一般人等でも一定の安全性を確保しながらサービスを提供することが可能になったことである。したがって従来の事業法ではとらえきれない部分があり、事業法の適用除外を担保したうえで、関係者に一定の対応を求めることをルール化する新たな法整備が必要である。</p> <p>【意見11】 課題2)への対応(情報の非対称性の発生) 記載を削除</p> <p>【理由11】 課題設定自体が誤りであるため。また、「業法の許可等を受けているものか確認」とあるが、そもそも業法については適用除外が前提とされるべきであるため</p> <p>【意見12】 課題4)への対応(ボーダレスな対応が必要)【域外適用】規制を、国内サービスの提供を仲介する海外事業者にも適用する ボーダレスな対応が必要であることはシェアリングエコノミーサービスであるがゆえに生じる課題ではないことが明確になるよう記載を修正</p> <p>【理由12】 ボーダレスな対応が必要であることは一般的に生じる課題であり、シェアリングエコノミーサービスに特有の課題ではなく、「シェアリングエコノミーが惹起する課題」として記載することは適切でない。なお、日本人に対してサービスを提供する外国事業者に対してもルールの適用を求める枠組みが必要であることは昨年10月30日の当連盟の提言で言及している。</p>

通番	提出主体	寄せられた御意見
		<p>【意見13】 ⑥ 諸課題に対応するルール整備のあり方(留意すべき事項) 以下のとおり記載を修正すべき</p> <p>(原案) 本検討会での議論においては、シェアリングエコノミーのあり方を検討する契機が「いわゆる民泊のあり方」であることを踏まえ、シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、サービス提供者に係る業法その他の関係法令との関係を併せて一体的に整理することにも留意すべきとの意見や、サービス提供者に係る業法の規制緩和を同時に行うべきとの意見があったところ。</p> <p>(修正後) シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、サービス提供者に係る業法の適用除外が同時に行われる必要がある。</p> <p>【理由13】 シェアリングエコノミーの本質はこれまで業規制によって品質や安全性を担保してきた領域について、インターネットやレーティングシステムなどのテクノロジーを活用することで一般人等でも一定の安全性を確保しながらサービスを提供することが可能になったことである。したがって従来の事業法ではとらえきれない部分があり、事業法の適用除外を担保したうえで、遊休資産提供者やプラットフォーム事業者といった関係者に一定の対応を求めることをルール化する新たな法整備が必要である。</p>
63	団体	<p>当団体は、IT戦略本部のリーダーシップのもと、「インターネットにおける自由で公正な情報の流通は、日本における革新的なビジネス及びインターネット産業の健全な成長に不可欠である」という観点から、ITの利活用に関する制度整備をご検討をいただいていることを歓迎し感謝申し上げます。ご案内のように、グローバルな経済連携の議論が深まり、さらには、データ活用への注目が高まるなど、環境は大きく変わってきています。「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」に関し、上述の問題意識をもとに、世界最先端のインターネットエコノミーを実現し、世界を視野に入れた日本の経済成長を促すため、下記の意見を提出します。グローバルのルール形成およびその利用の仕方の良し悪しが、日本への対内投資、ビジネスの成功、消費者へのサービスに直結します。当団体の意見が、日本を世界一ビジネスがしやすい国にするとともに、世界をリードするプレーヤーとなる一助となれば幸いです。</p> <p>【各論】 2. IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保 諸課題に対応するルール整備として、「サービスの提供と利用をインターネットを通じて仲介するシェアリングエコノミーサービス事業者」に対し、一定の責務を負わせる法整備の枠組みを検討するとされている(P15)が、インターネットのサービス事業者は、場の提供、システムの貸与者としての役割と、当事者の代理人となる役割とがある。したがって、一律にプラットフォーム規制をかけ、前者までいれるのは、過度な規制となる。</p> <p>また、従来の日本の法制度、海外の法制度、現在進行中または既に完了している各省庁の検討会は議論との整合性等についての網羅的な検討を丁寧に行う必要がある。</p> <p>対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲について、「対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする」(P15)とあるが、プラットフォーム規制的なものを横断的に導入し、さらにその範囲を自由に変更できるという制度設計は、インターネットにおける自由で公正な情報の流通に基づく、日本における革新的なビジネス及びインターネット産業の健全な発展を妨げ、そもそもの今回の立法目的と整合しない。</p> <p>さらに、「事業の参入にあたって適切な規制を国内サービスの提供を仲介する海外事業者にも適用するとともに、事業所の国内設置を要件とする等一定の把握のための仕組み等を設ける。」(P16)と記載されている。現在新興国を中心にデータローカリゼーションの流れがあり、インターネットエコノミーの健全な発展を阻害するという観点で、日米を含む先進国を中心に反対の姿勢をとっている。また、TPPの電子商取引の章において、「いずれの締結国も、自国の領域において、事業を遂行するための条件として、コンピュータ関連設備を利用し、または設置することを要求してはならない」という文言を、日本政府もサポートし、参加各国ですでに合意をしている。サーバーの現地設置要求よりもはるかに規制的な事業所設置要求は、従来の日本の政策と矛盾するのではないか。</p>
64	団体	<p>3 インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題について (1)「中間整理」の「2(4)」には、「インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題」として、シェアリングエコノミーサービスが提起する4つの課題を提示し、①「サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」、②「情報の非対称性の発生」、③「外部不経済の発生」及び④「ボーダレスな対応が必要」が挙げられています。</p> <p>しかし、これらの課題は必ずしもインターネット特有の課題ではなく、インターネット仲介機能を介さなくとも起こり得る課題といえます。特に、インターネット仲介機能において、「詐欺、無許可営業」や「テロ、感染症」などの課題がインターネット特有の危険であるという印象を与える記述は、徒に国民の不安を煽り、IT利活用を後退させるおそれもあります。誤った認識を国民に植え付けることのないよう、正しい情報の発信がなされるように要請します。</p> <p>(2)「中間整理」の「2(4)」中、「シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保」の項目では、シェアリングエコノミーサービス事業者に対する本人特定事項の確認の義務付け、情報提供の義務付け、相談窓口等の設置や事業所の国内設置等、事業者規制しか触れられていません。このように、ただ義務を増やすだけでは、現在各業法との関係で発展が阻害されていると言われているシェアリングエコノミーの発展はありません。本来の政策目的であるシェアリングエコノミーの発展のためには、規制を増やすのではなく、旅館業法といった各業法の規制緩和、制度整備をセットで行うべきであり、且つ「中間整理」にその旨を明記すべきです。仮に各業法との関係が整理されない中で、単に規制強化のみがなされるのであれば、IT利活用に資するものとは言えないため、当連盟としては反対いたします。</p> <p>4 シェアリングエコノミーサービス事業者の責務 (1)「中間整理」には、「シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保」の名目で、シェアリングエコノミー事業者に対する適切な規制の名目の下に、前記「3」に記載したとおり、事業者に対する各種義務を規制として新たに導入することを提案するとともに、現在念頭に置かれているいわゆる民泊のみならず、「今後、サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする」としてあります。</p> <p>しかし、そもそも契約に対する責任は各契約当事者自身が負うべきものであり、シェアリングエコノミーサービス事業者が全ての責任を負うものではありません。むしろシェアリングエコノミーサービス事業者の責務について、当事者間の契約に対して原則として責任を負わないことを明記すべきと考えます。また、「政令」で規制するサービスの内容を広げることについては、国民の代表である国会での議論を踏まえ、行政庁の裁量によって規制を設けることが可能となります。むやみに規制対象が広がることのないよう、消費者、事業者らの意見を十分に聴き、民主的なプロセスを経た上で規制対象を検討する枠組みとすべきです。</p> <p>(2)現状の「中間整理」にあるとおり、政府が規制強化によってシェアリングエコノミーの推進を図ろうとしても、規制という手段は萎縮効果を生み、民間の活力が失われてしまう可能性もあります。</p> <p>民間事業者が政府に期待することは、こうした規制強化によるお墨付きではありません。むしろ政府は、民間の自主的取り組みについてよく実態を調査のうえ、事業者間におけるベストプラクティスの共有を進め、ガイドラインの策定などにより、適切に民間の自主的取り組みを後押しすることに力を入れるべきです。</p>